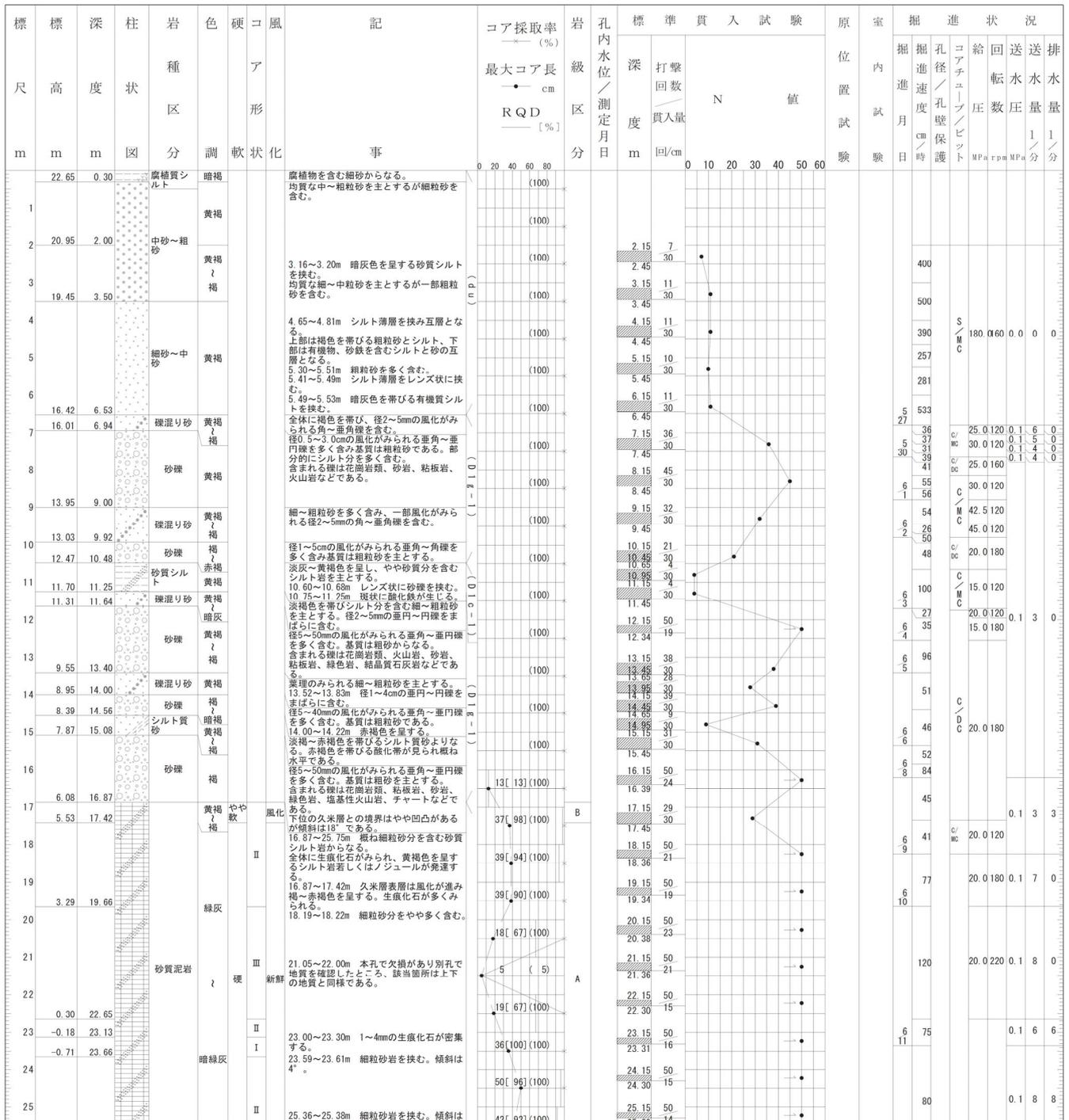


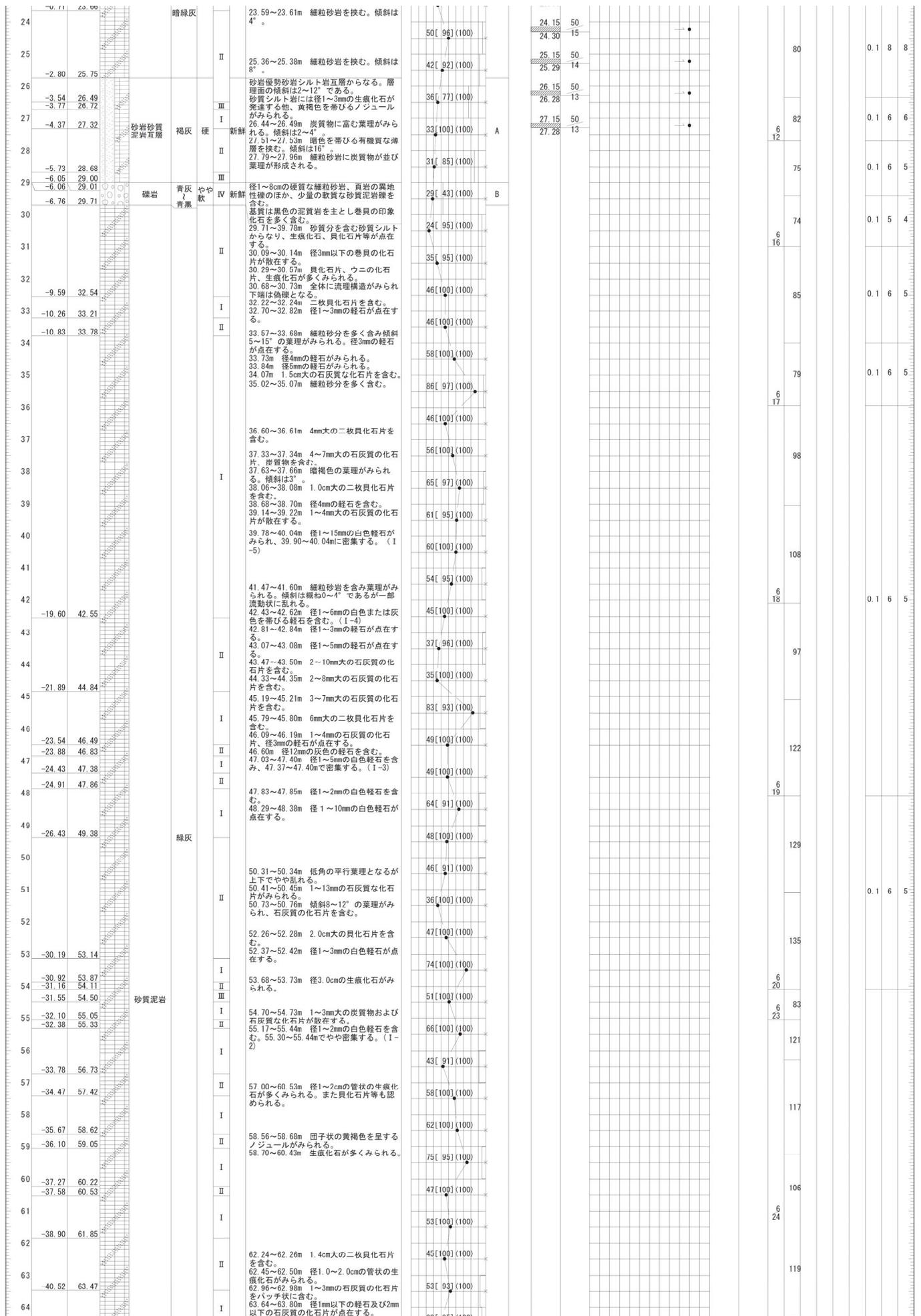
凡 例
● 室内試験試料採取箇所

第 1.6-2 図 室内試験試料採取位置

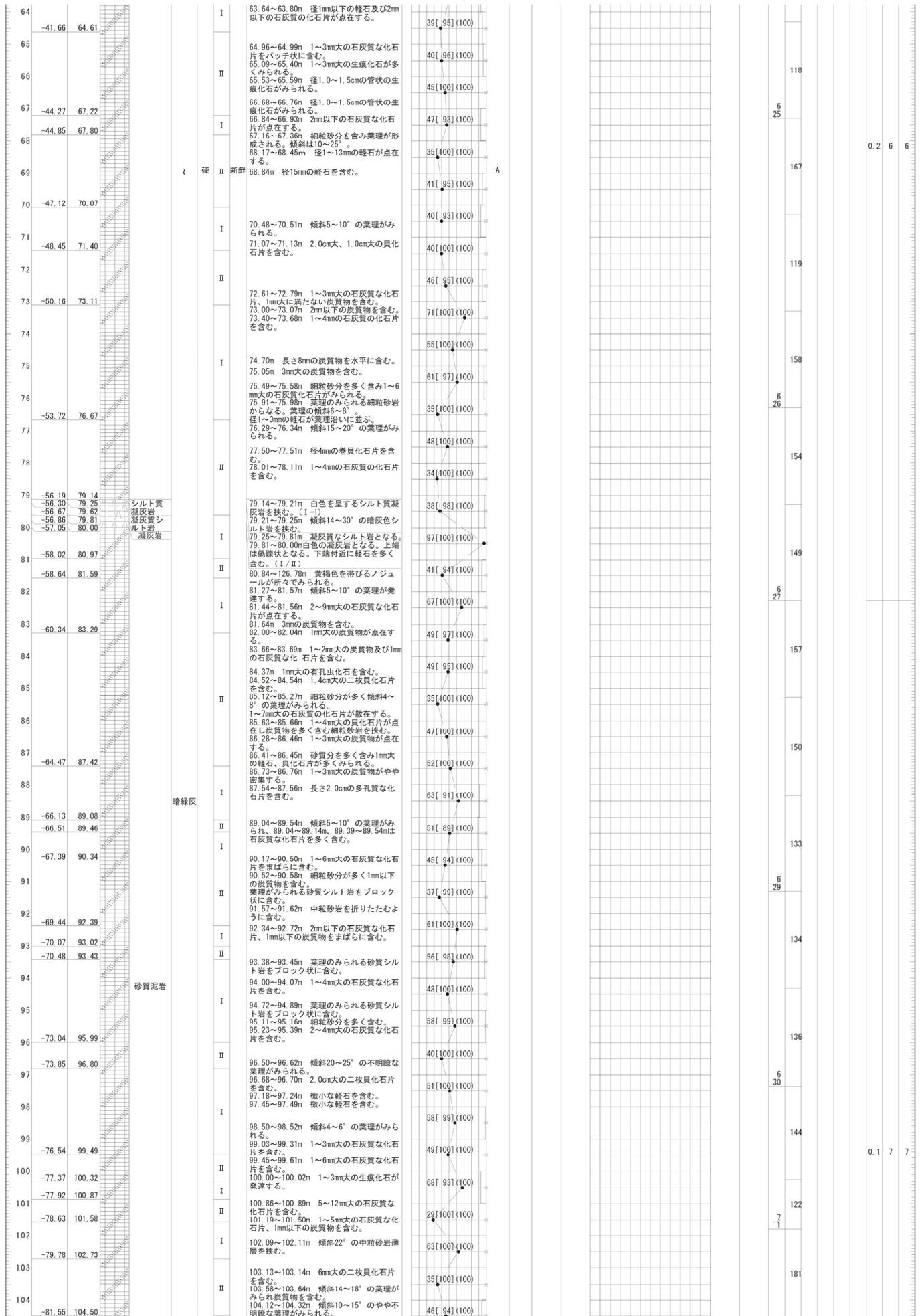
 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第1.6-4図 (81) 地質柱状図 (T-1孔) (1)



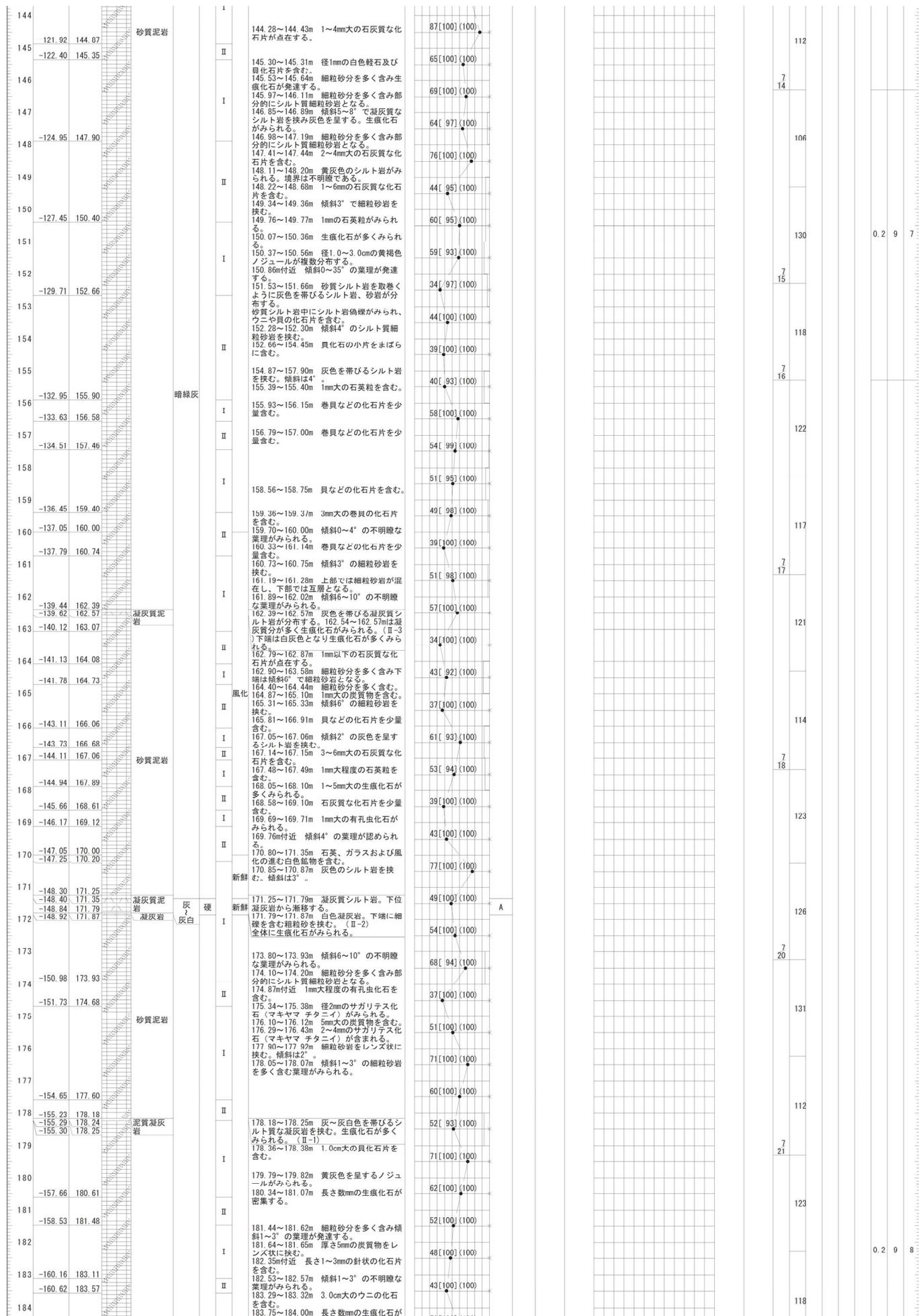
第1.6-4図 (82) 地質柱状図 (T-1孔) (2)



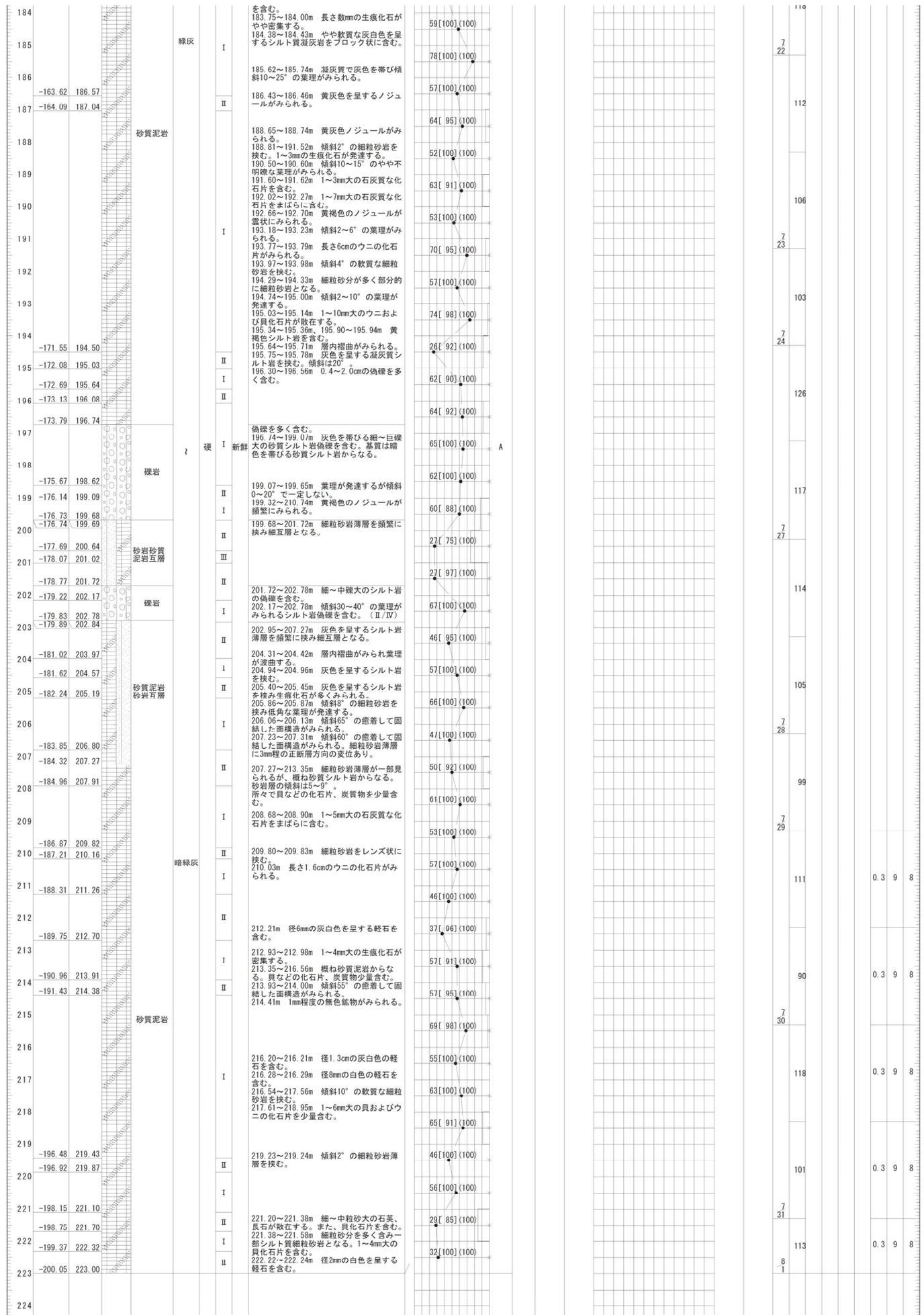
第1.6-4図 (83) 地質柱状図 (T-1孔) (3)



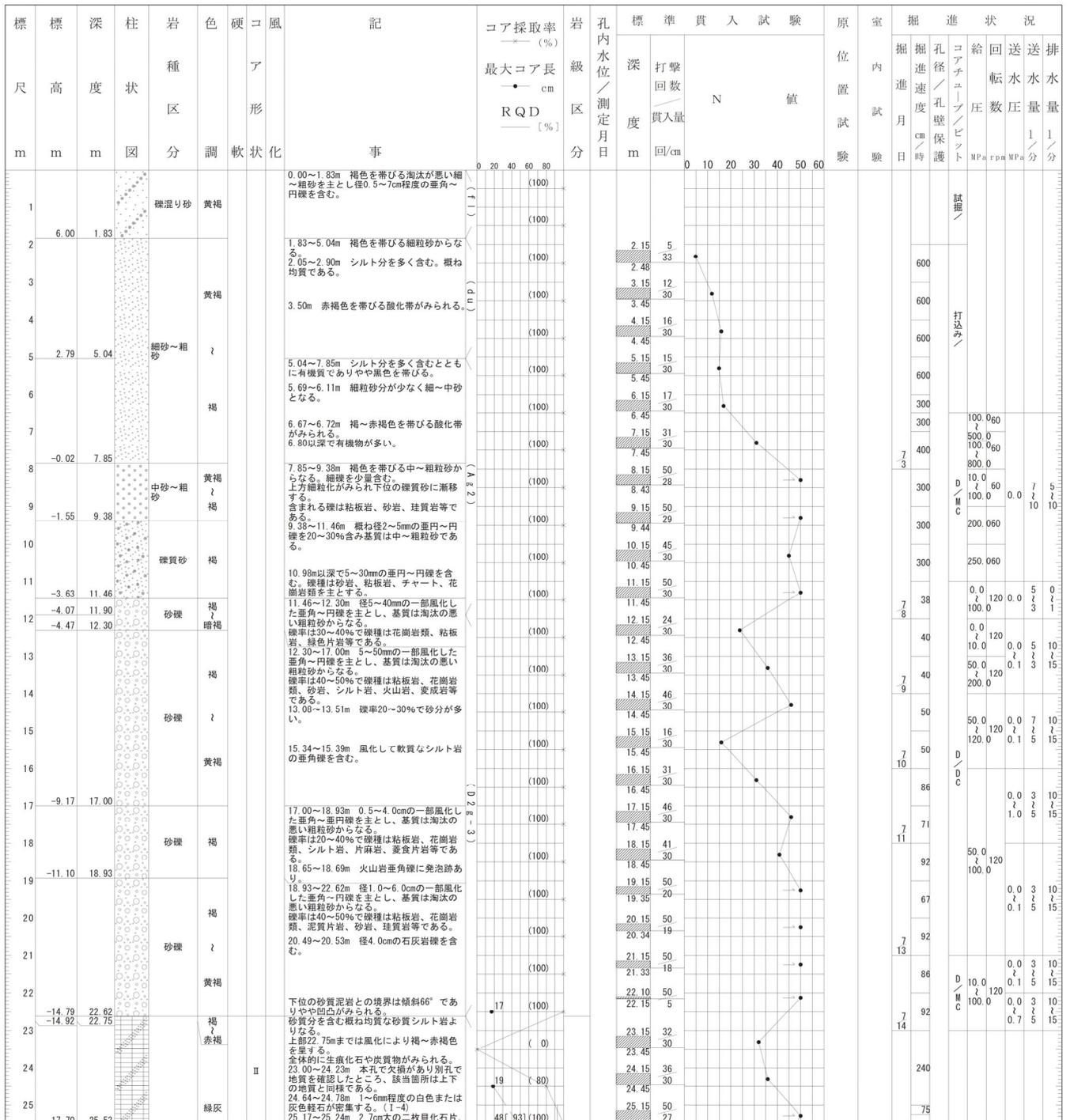
第1.6-4図 (84) 地質柱状図 (T-1孔) (4)



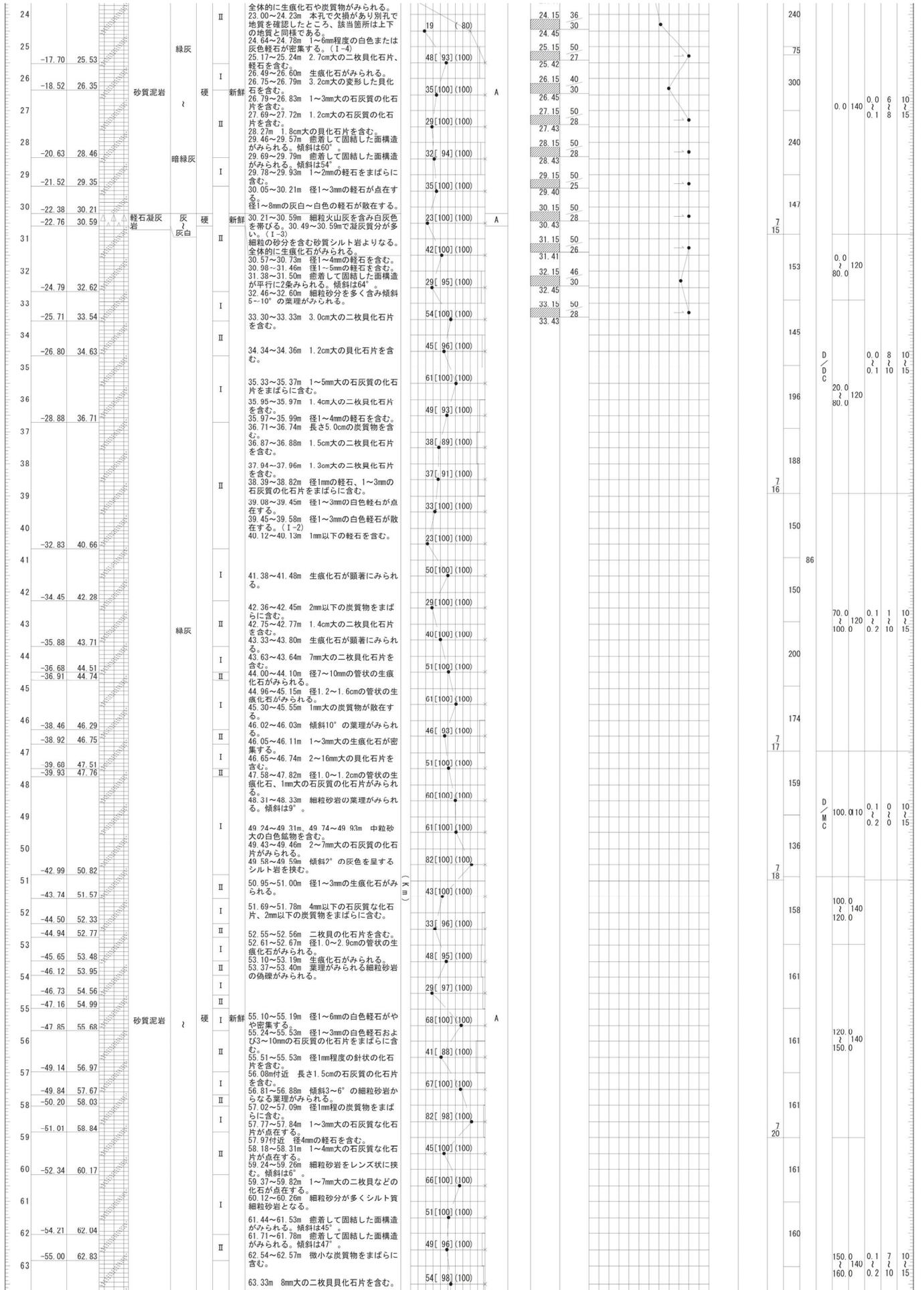
第1.6-4図 (85) 地質柱状図 (T-1孔) (5)



第1.6-4図 (86) 地質柱状図 (T-1孔) (6)



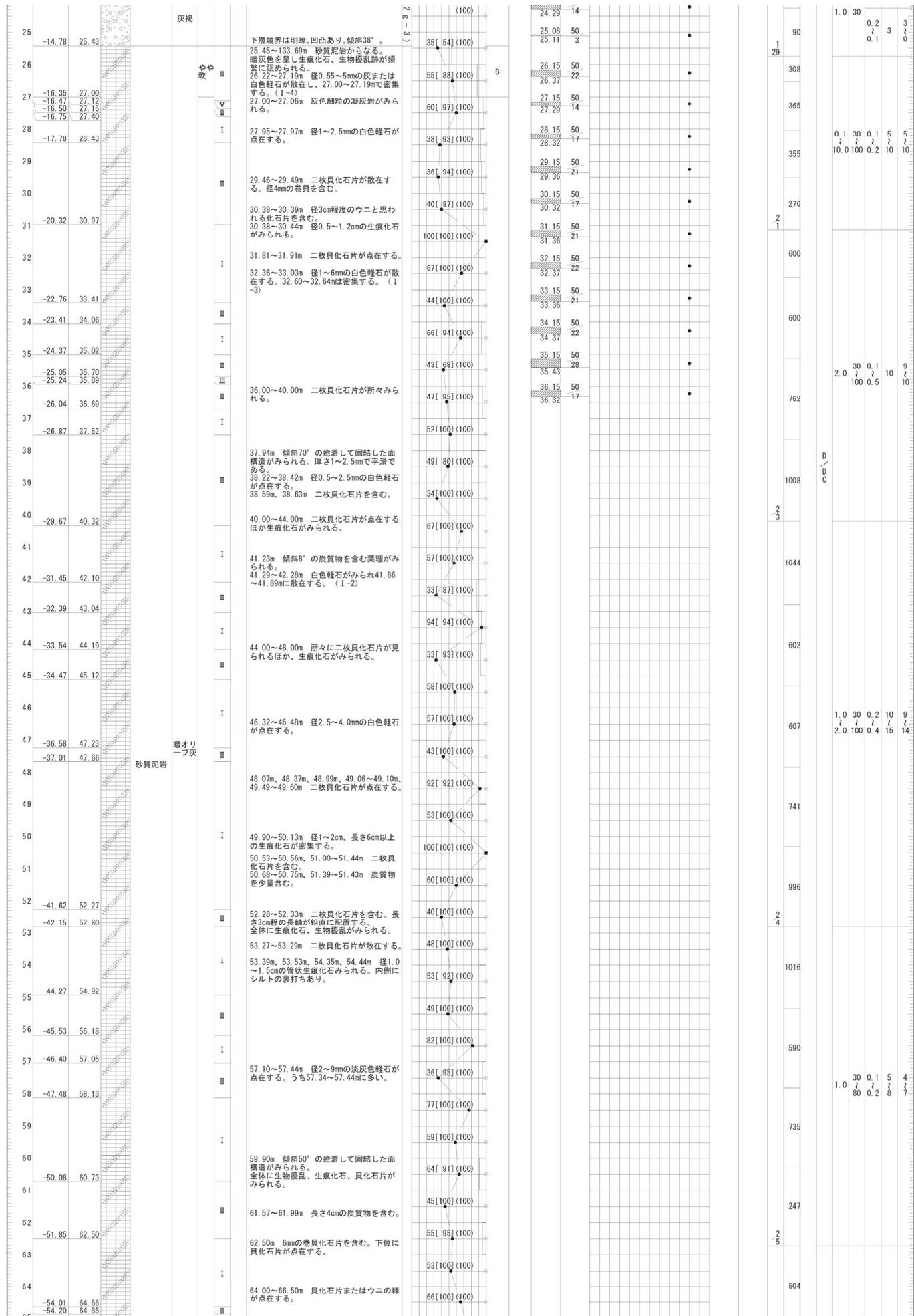
第1.6-4図 (87) 地質柱状図 (T-2孔) (1)



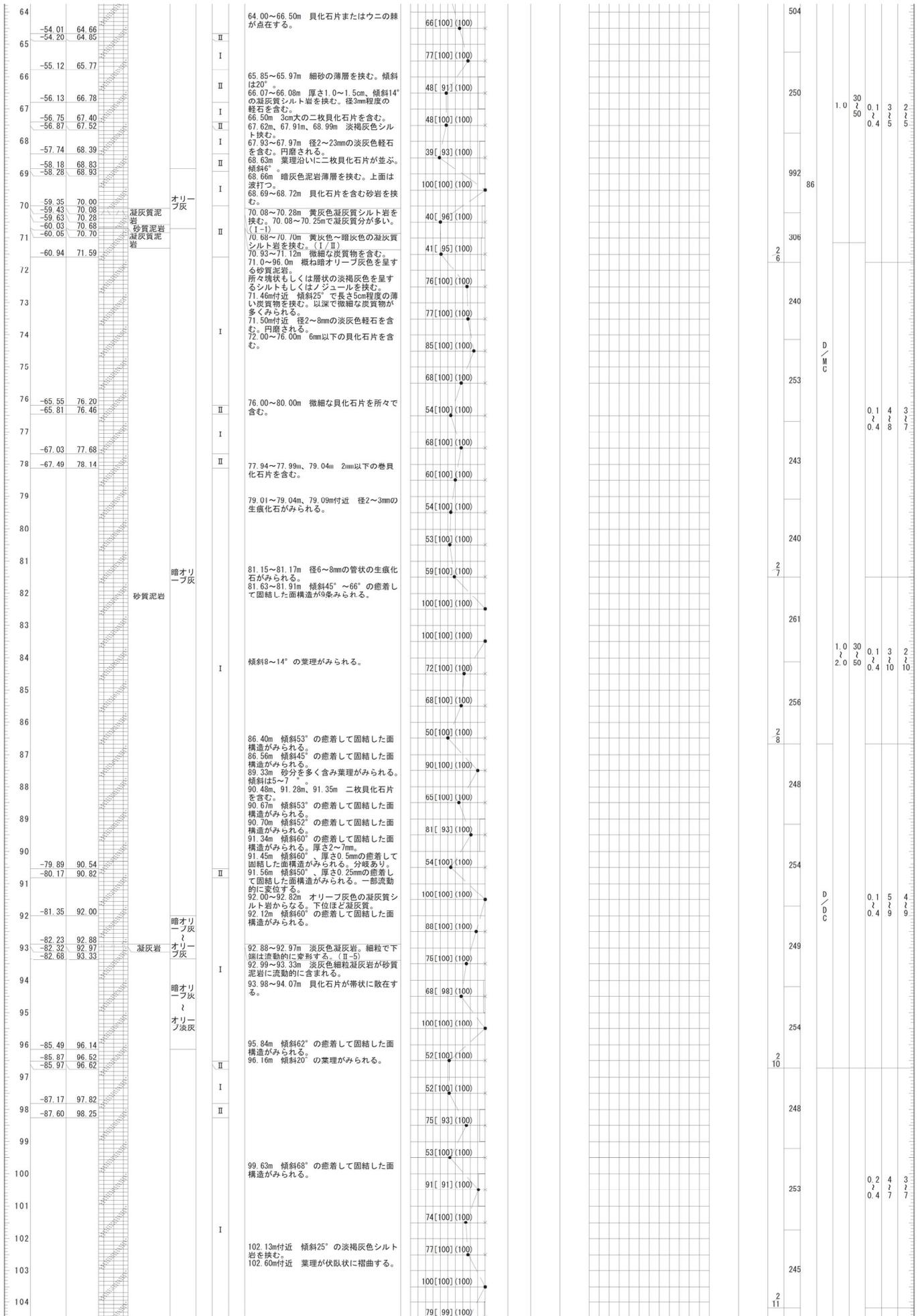
第1.6-4図 (88) 地質柱状図 (T-2孔) (2)



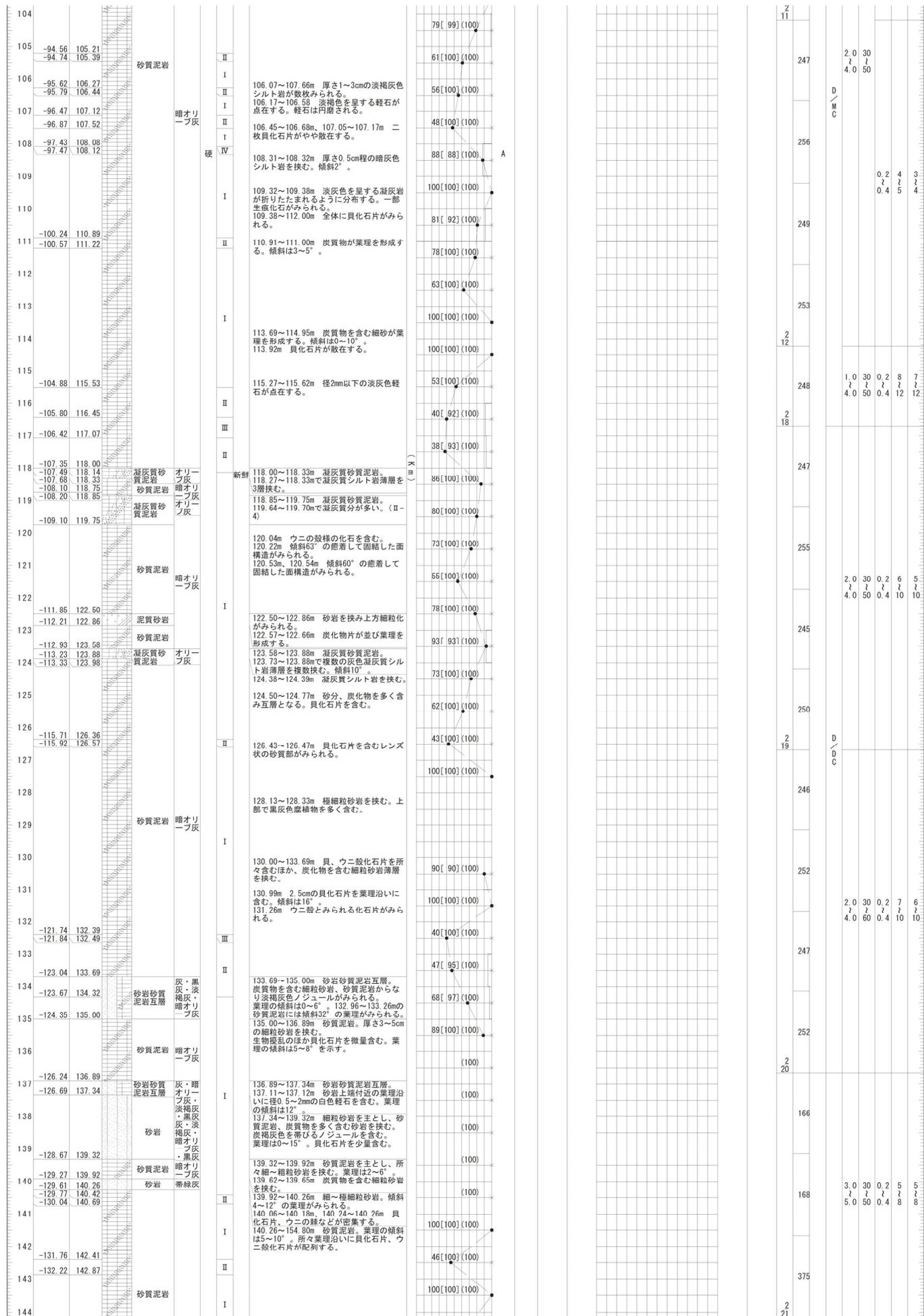
第1.6-4図 (89) 地質柱状図 (T-2孔) (3)



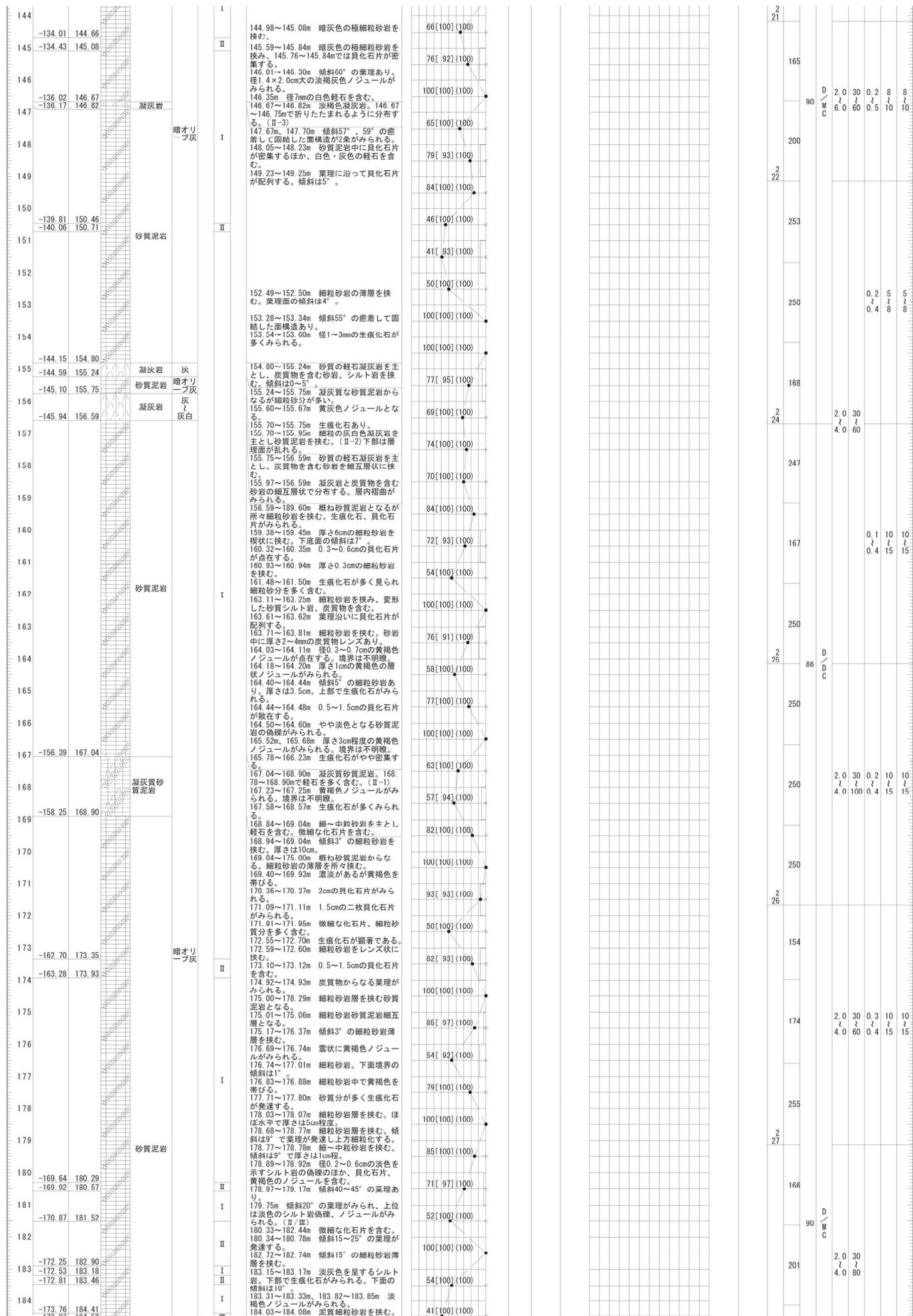
第1.6-4図 (91) 地質柱状図 (T-3孔) (2)



第1.6-4図 (92) 地質柱状図 (T-3孔) (3)



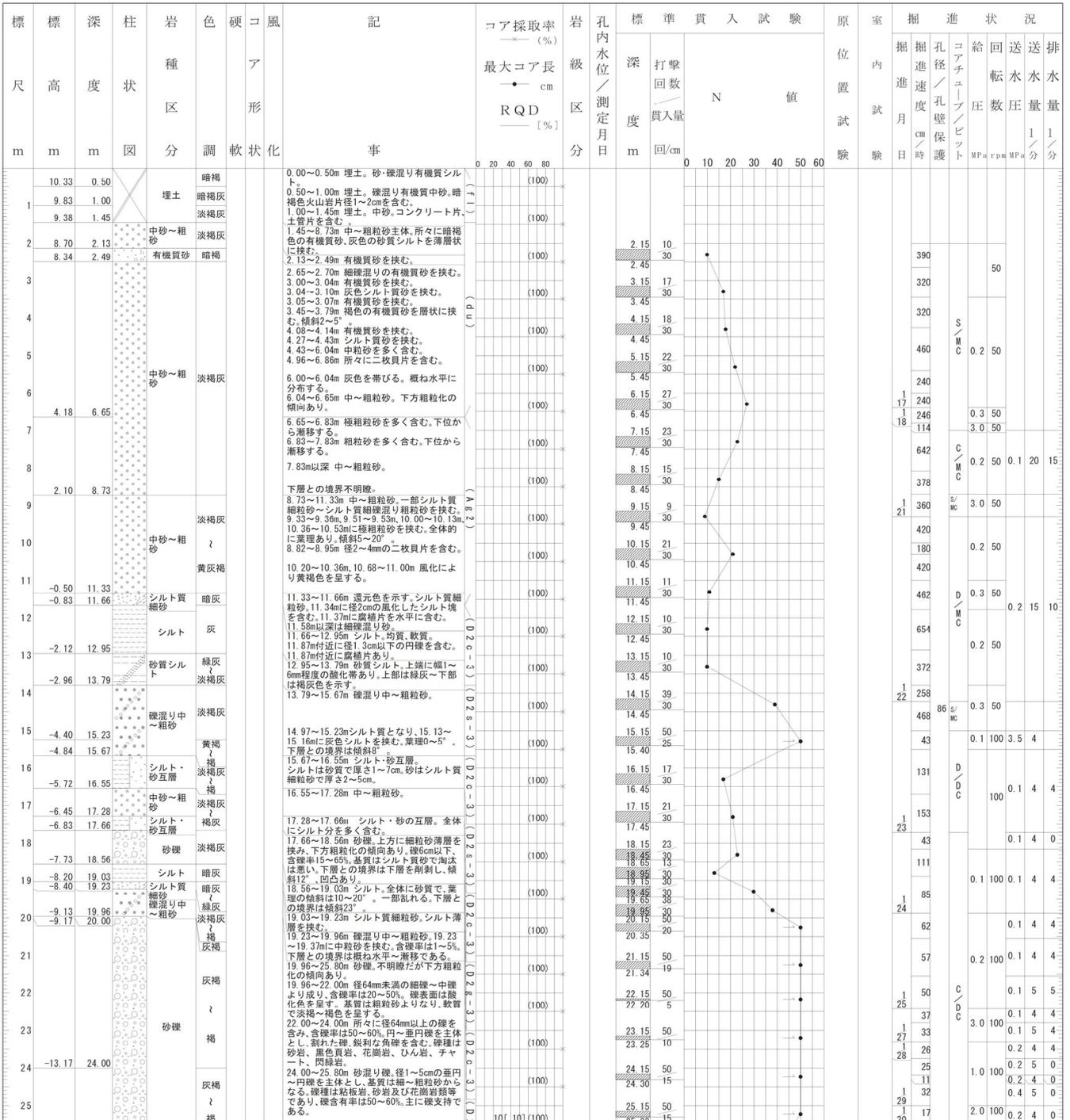
第1.6-4図 (93) 地質柱状図 (T-3孔) (4)



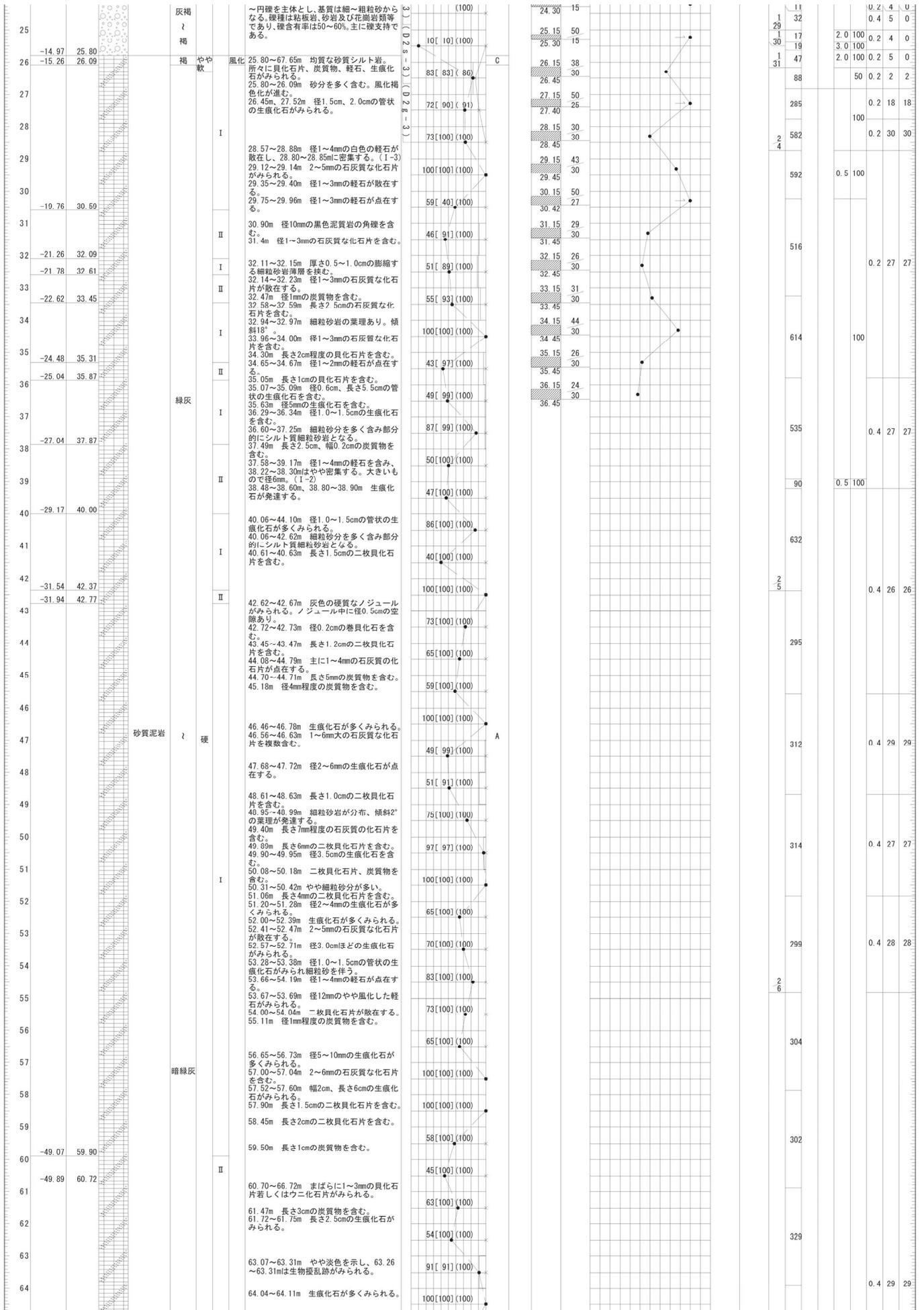
第1.6-4図 (94) 地質柱状図 (T-3孔) (5)



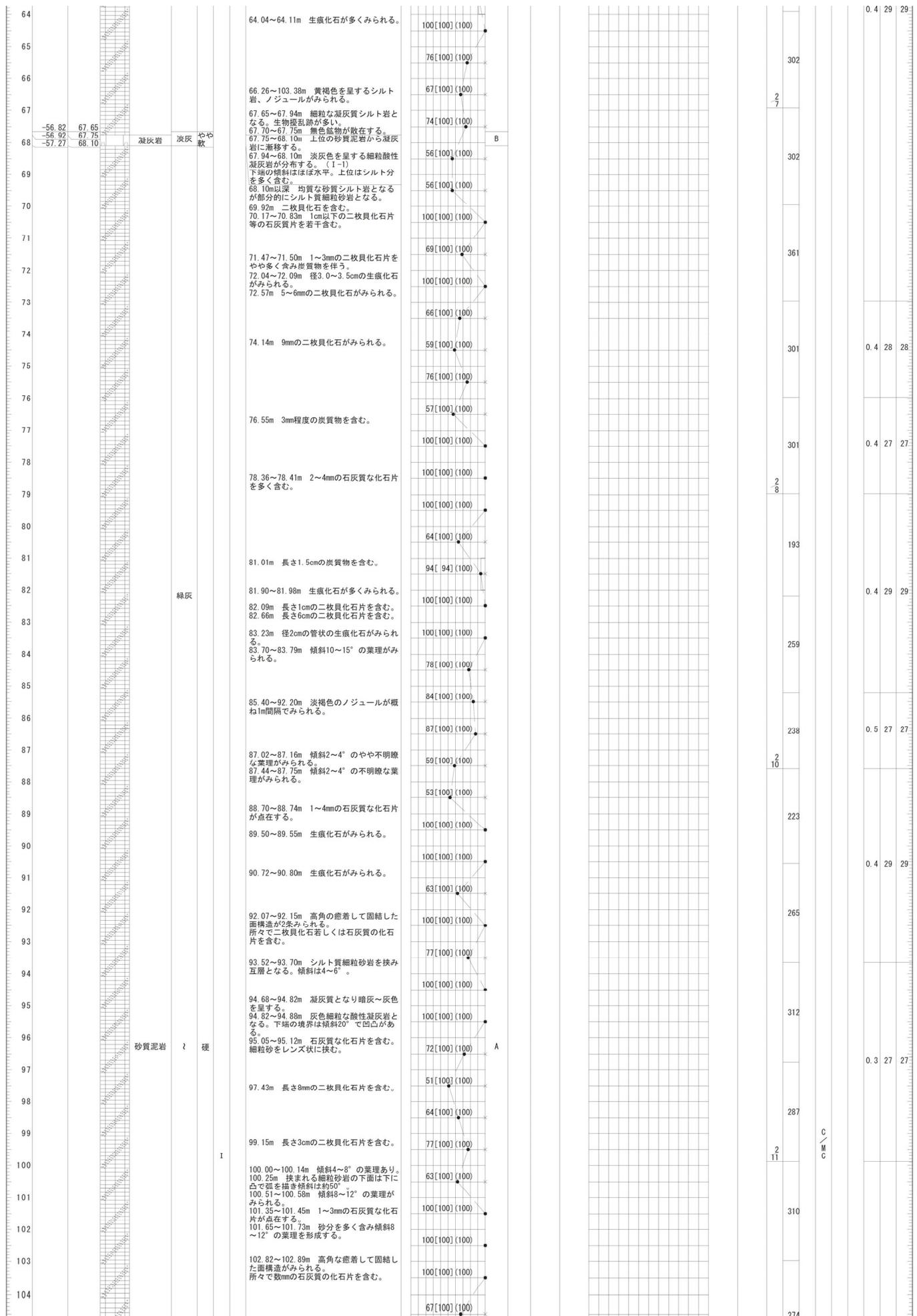
第1.6-4図 (95) 地質柱状図 (T-3孔) (6)



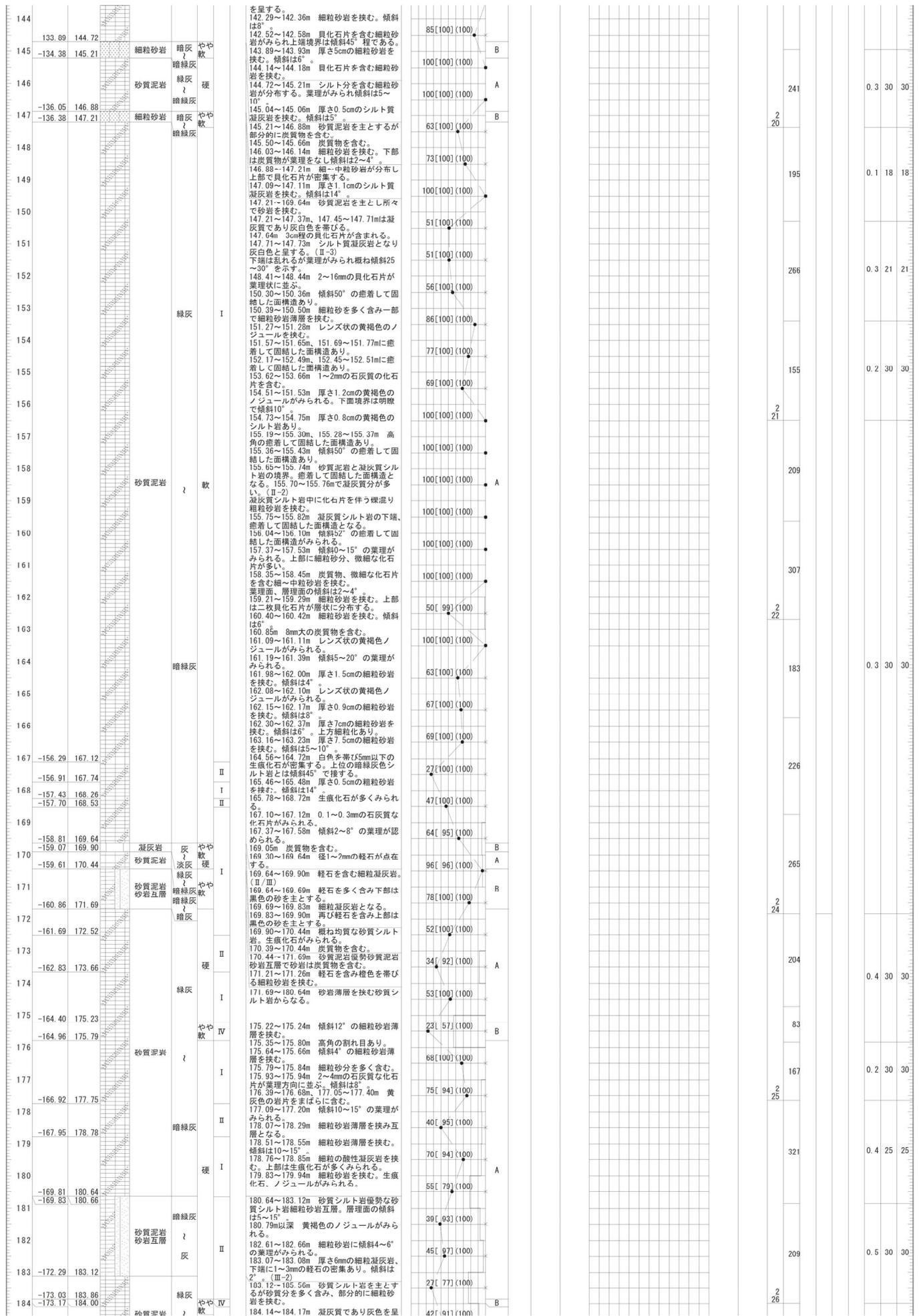
第1.6-4図 (96) 地質柱状図 (T-4孔) (1)



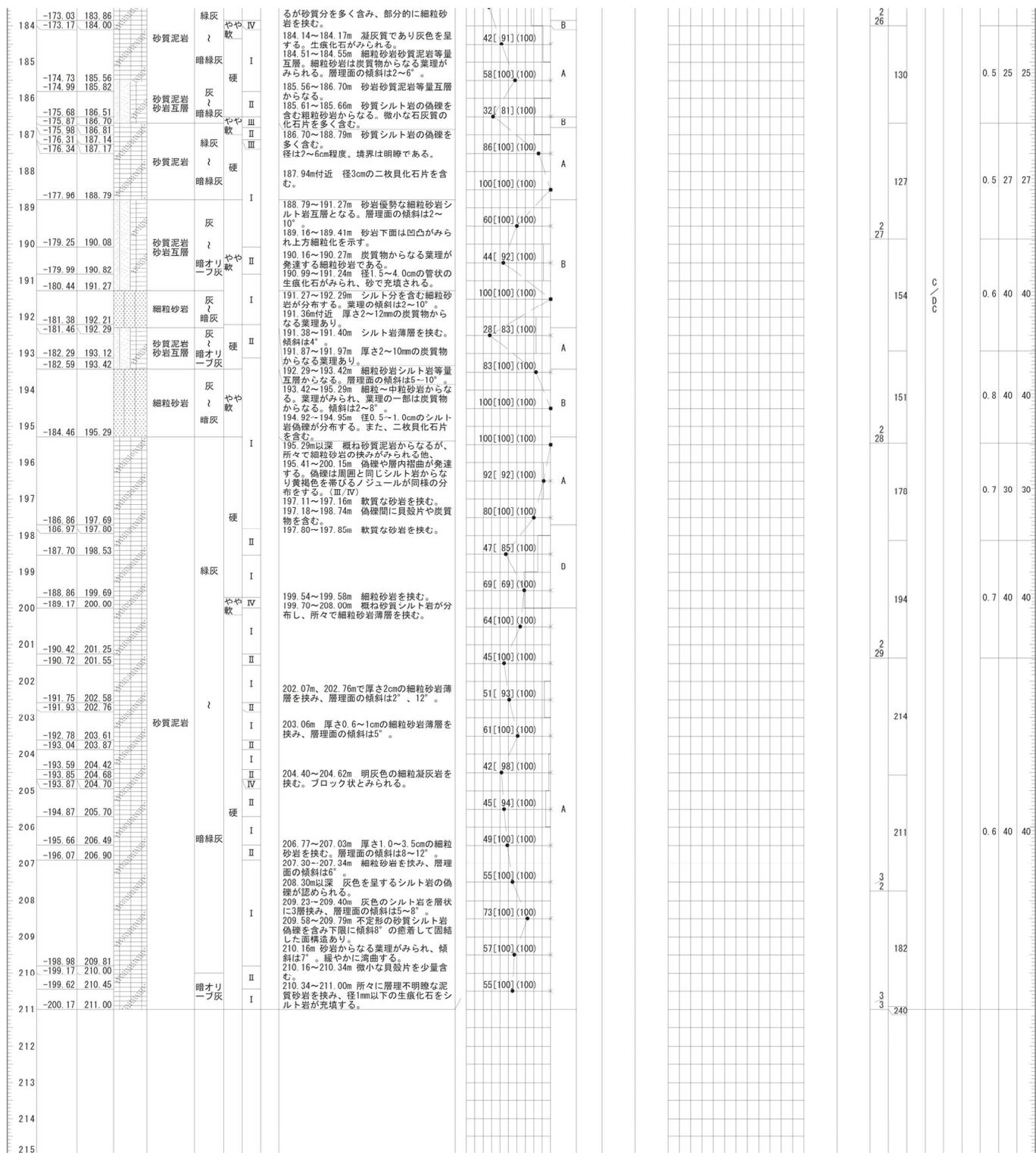
第1.6-4図 (97) 地質柱状図 (T-4孔) (2)



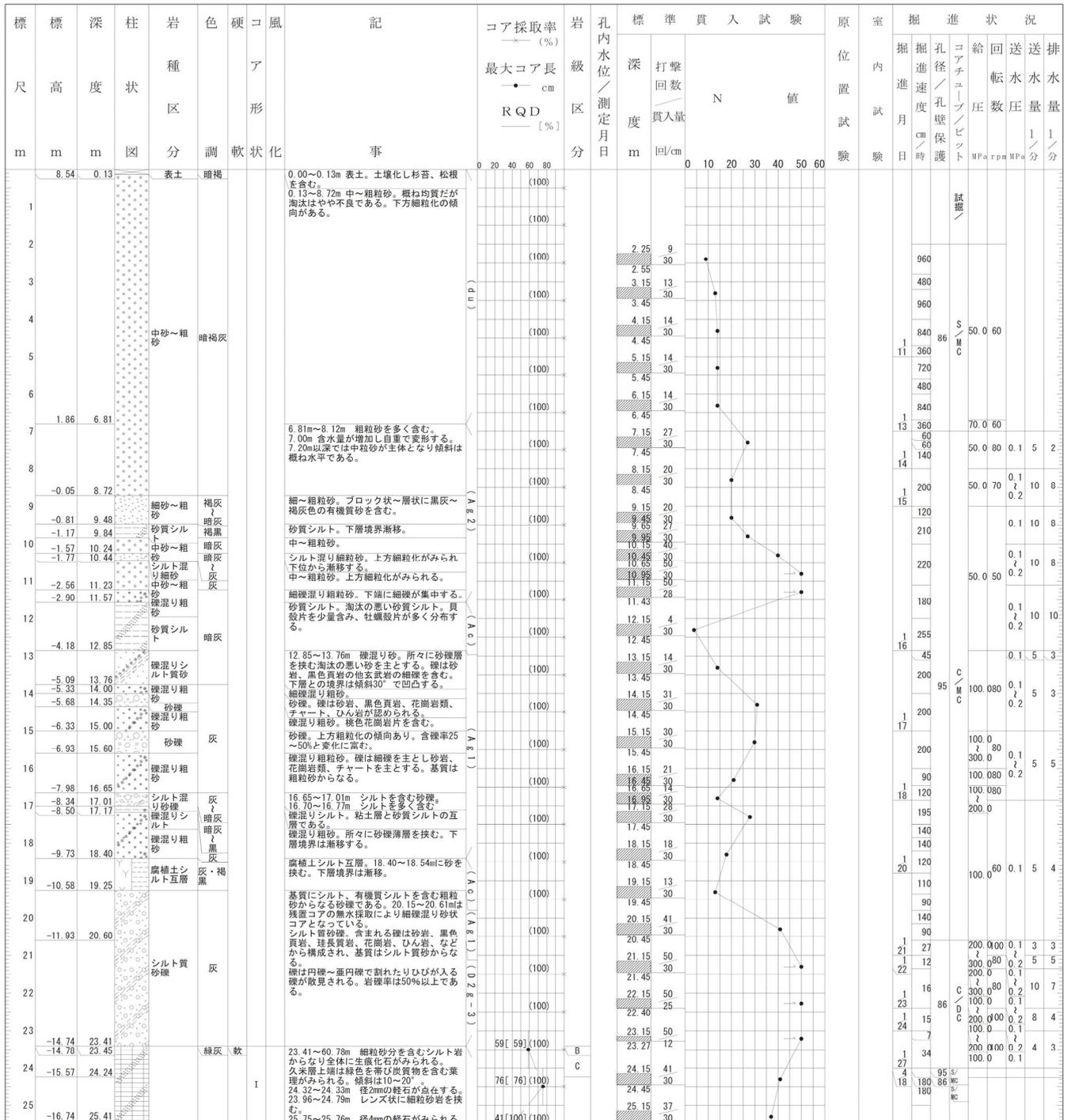
第1.6-4図 (98) 地質柱状図 (T-4孔) (3)



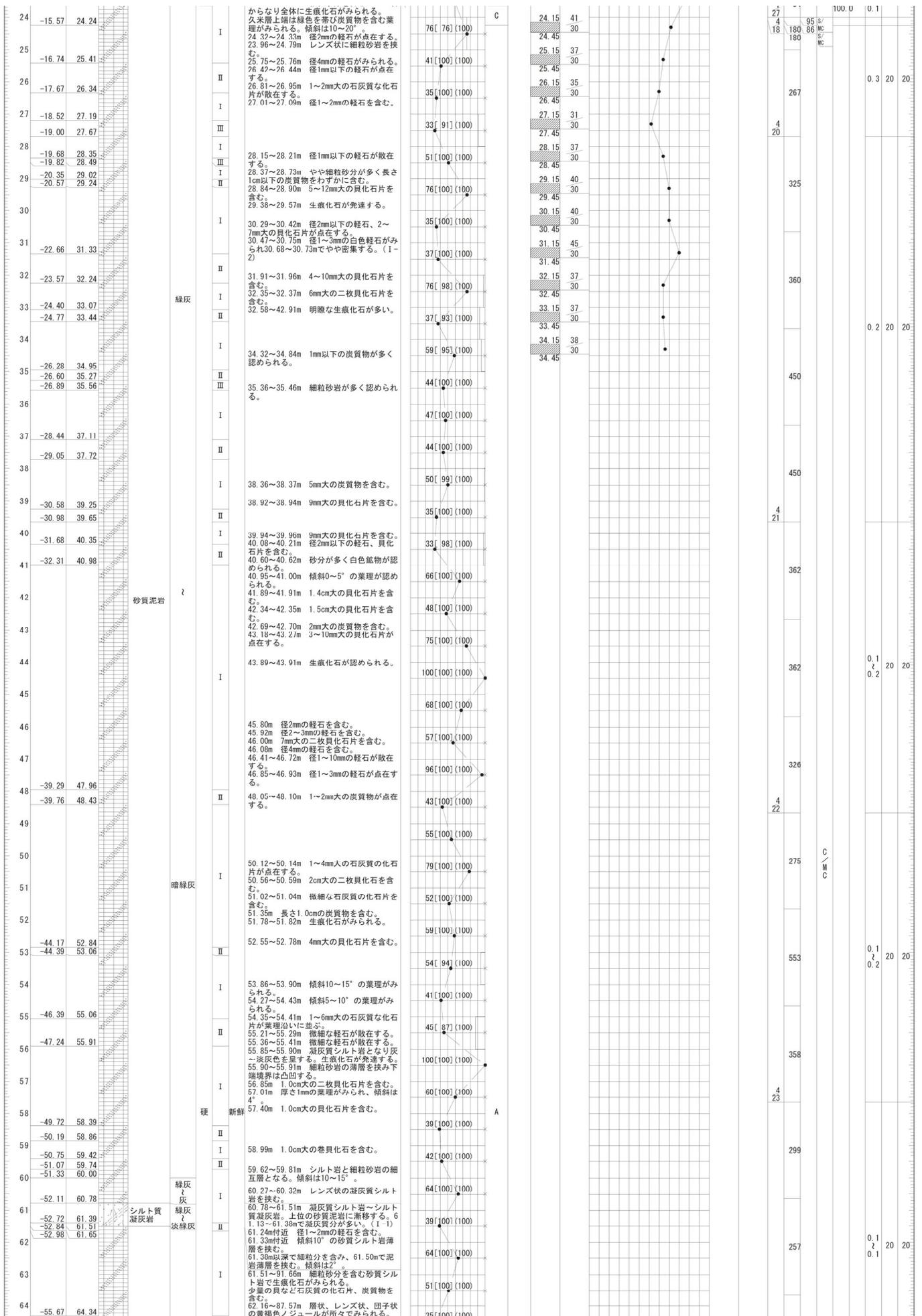
第1.6-4図 (100) 地質柱状図 (T-4孔) (5)



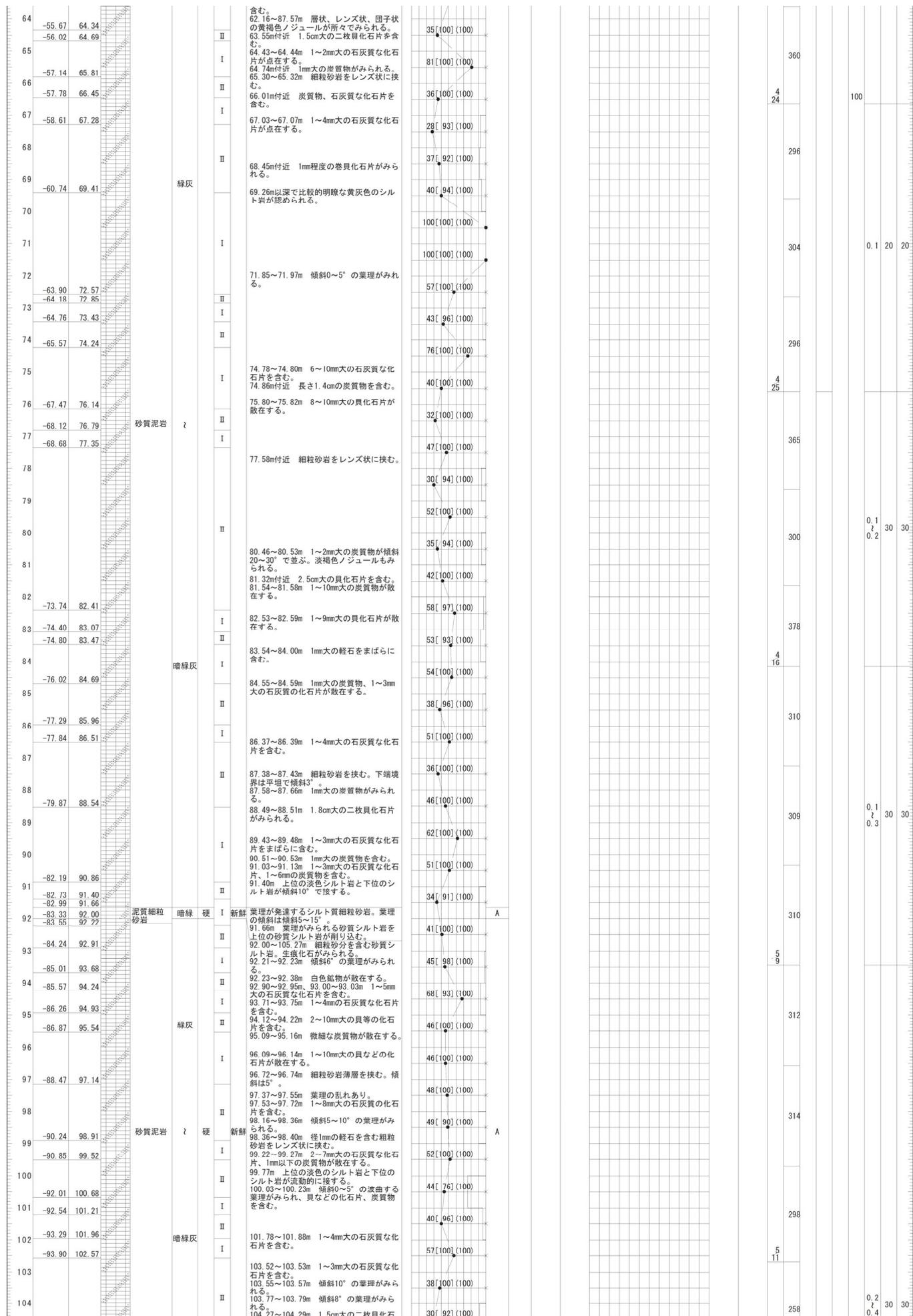
第1.6-4図 (101) 地質柱状図 (T-4孔) (6)



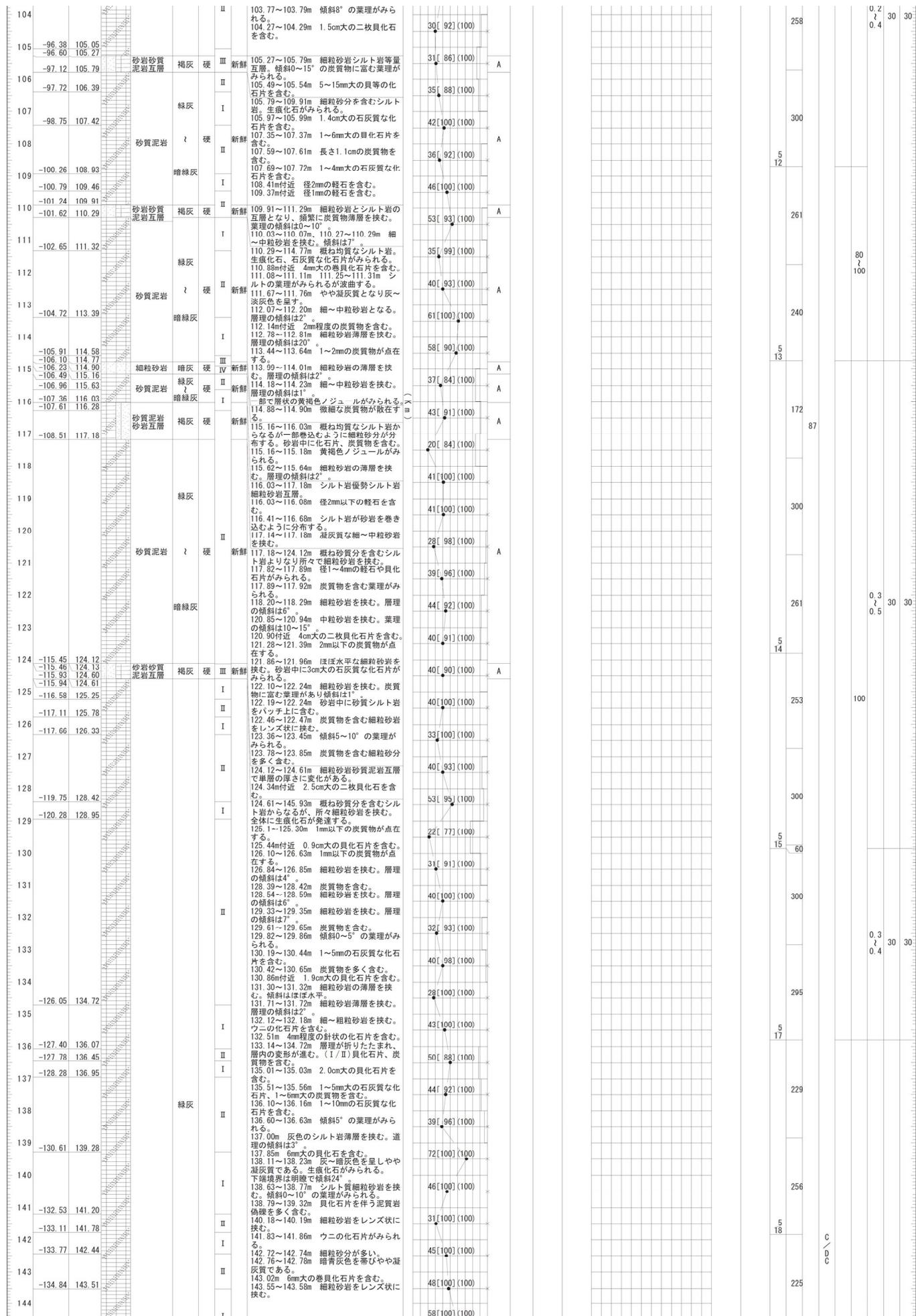
第1.6-4図 (102) 地質柱状図 (T-5孔) (1)



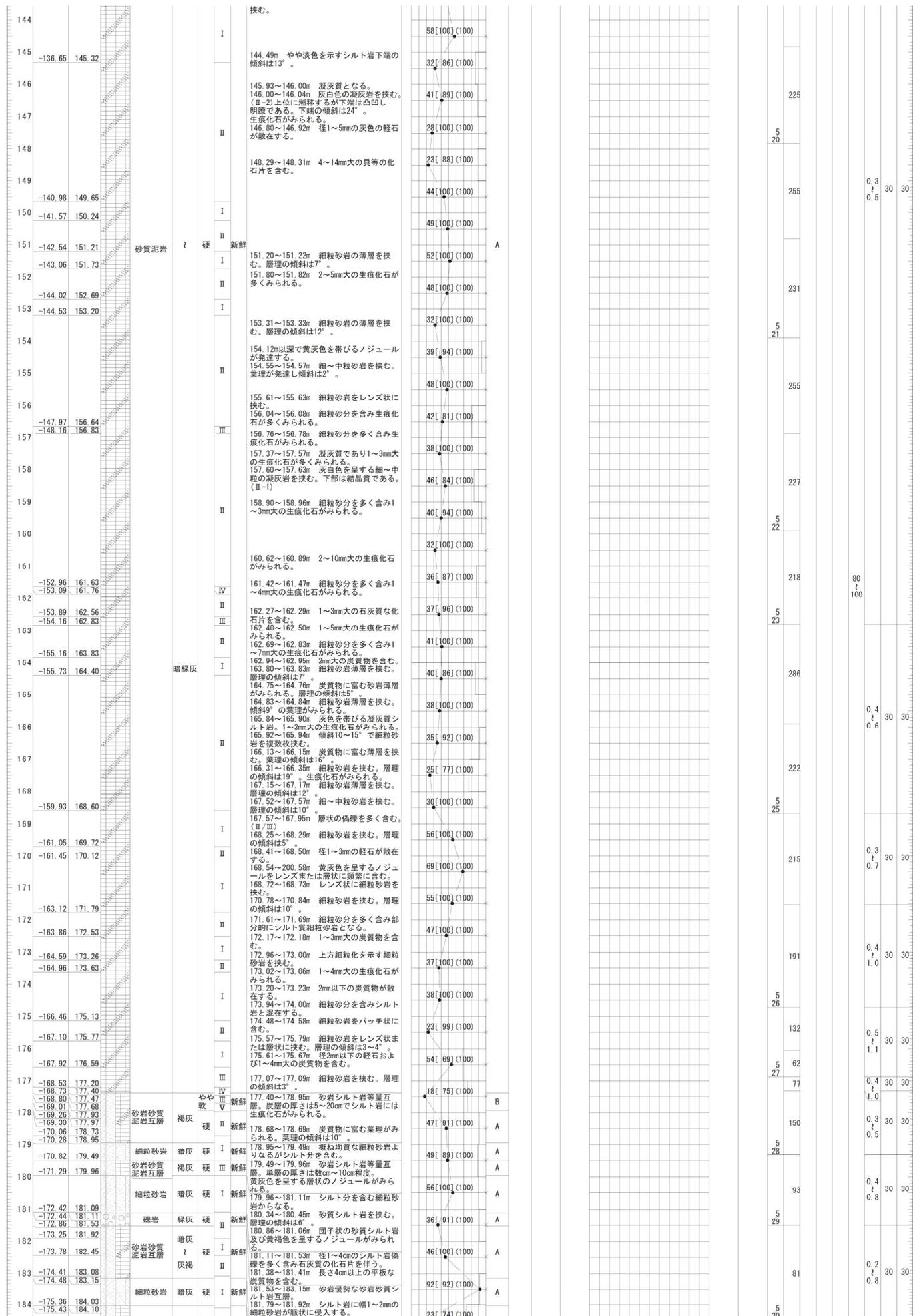
第1.6-4図 (103) 地質柱状図 (T-5孔) (2)



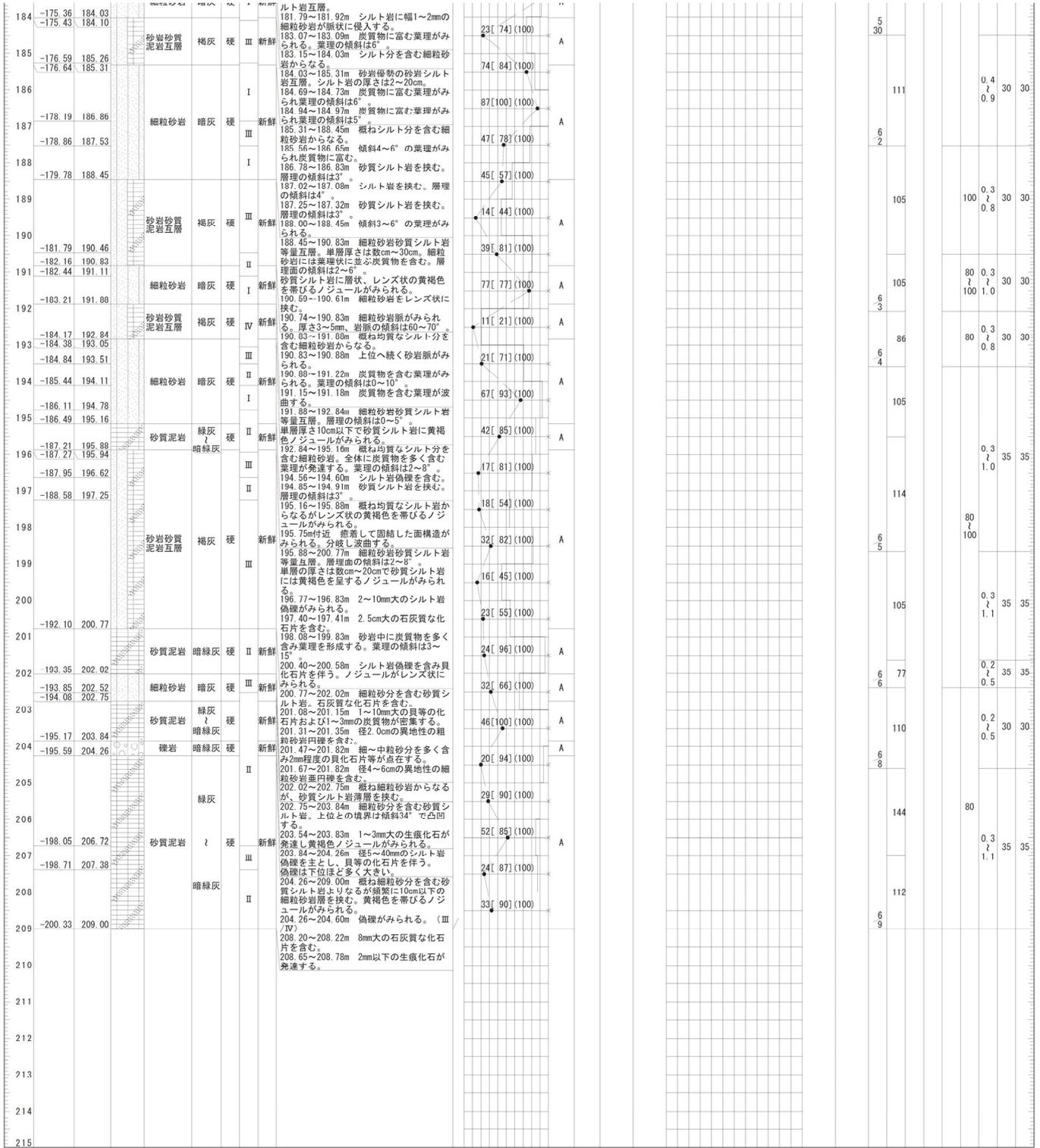
第1.6-4図 (104) 地質柱状図 (T-5孔) (3)



第1.6-4図 (105) 地質柱状図 (T-5孔) (4)



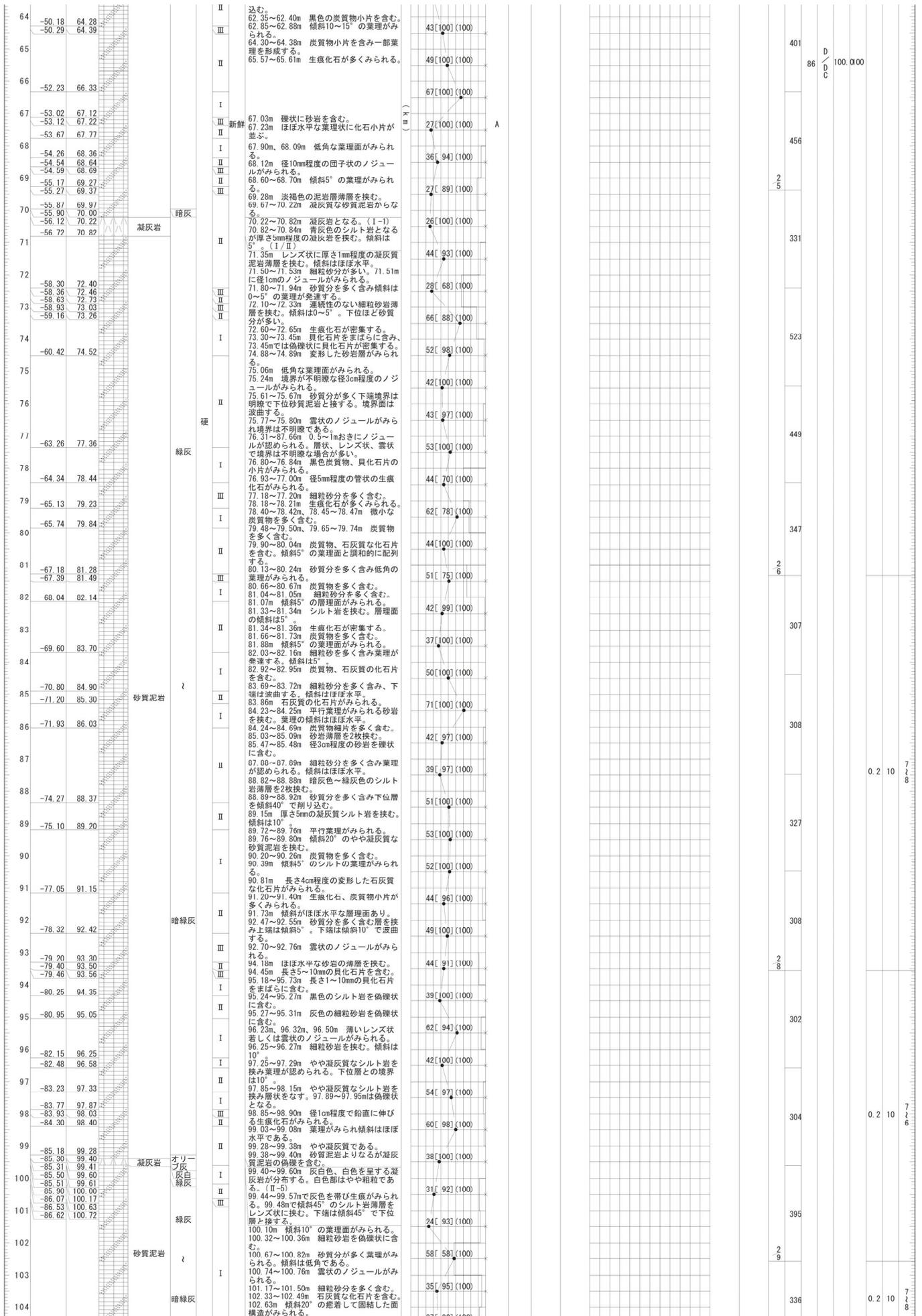
第1.6-4図 (106) 地質柱状図 (T-5孔) (5)



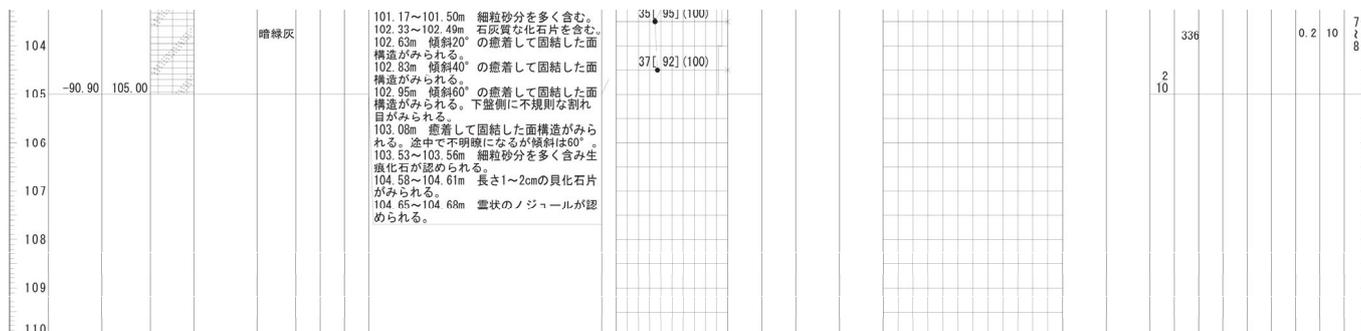
第1.6-4図 (107) 地質柱状図 (T-5孔) (6)



第1.6-4図 (109) 地質柱状図 (TT-1孔) (2)



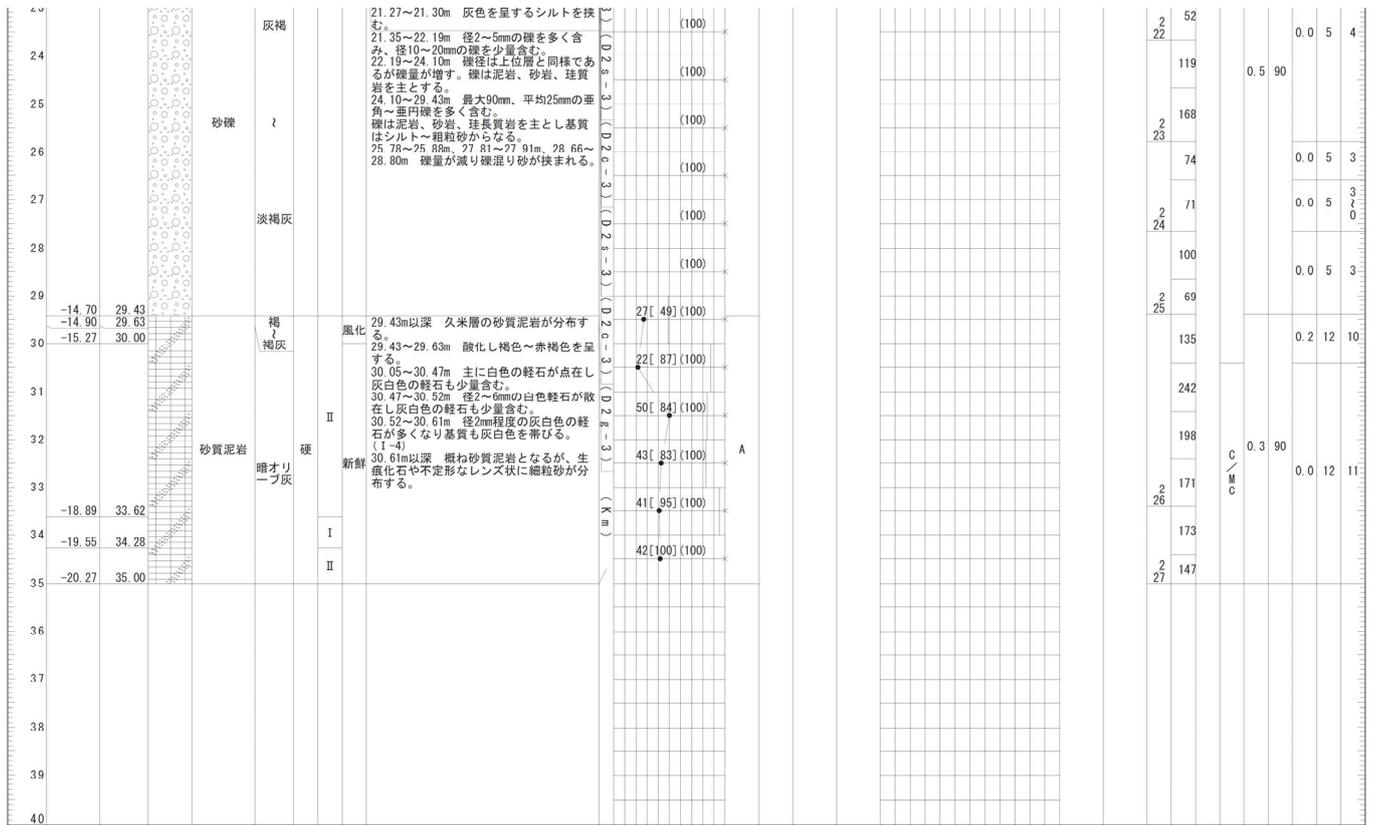
第1.6-4図 (110) 地質柱状図 (TT-1孔) (3)



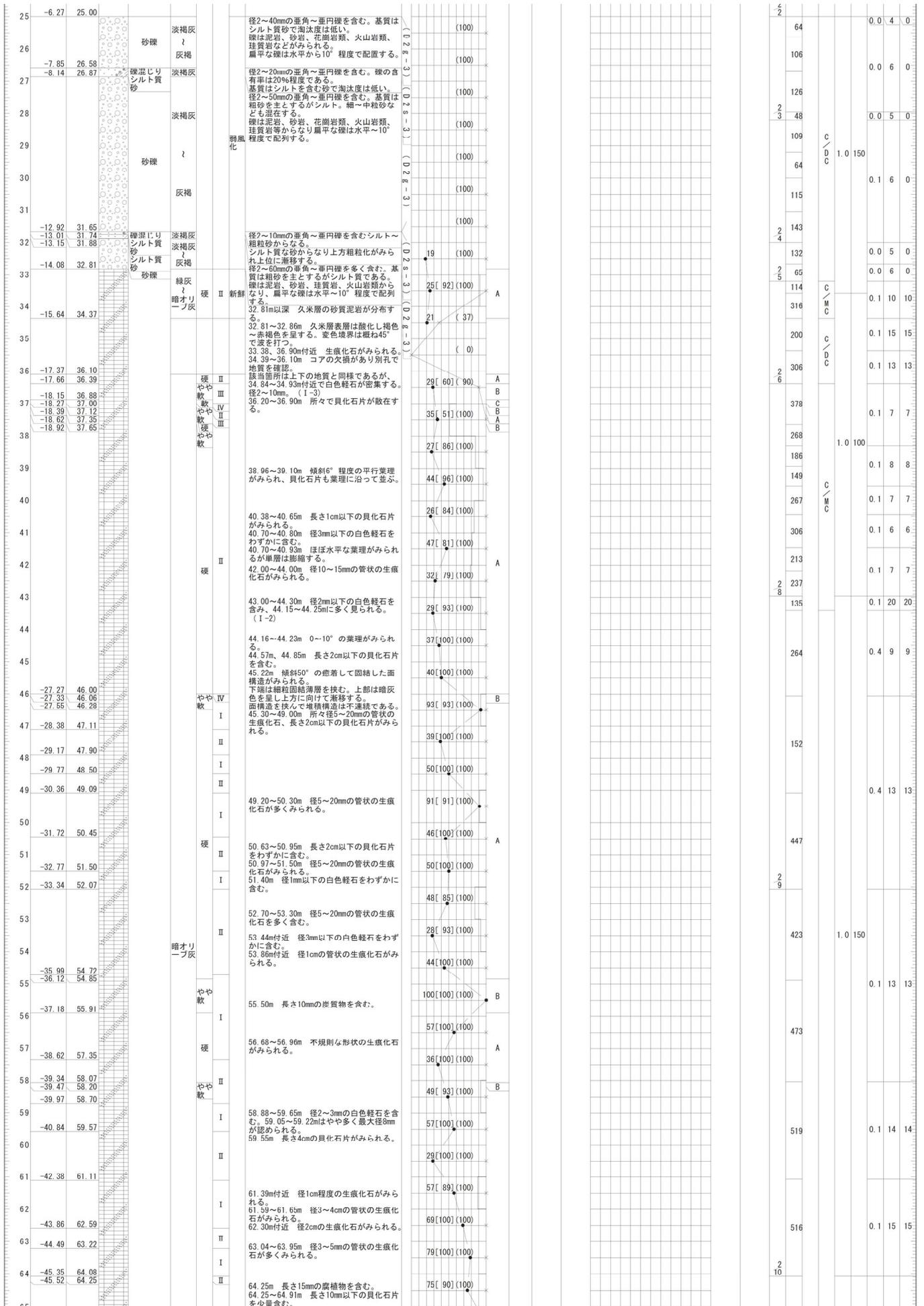
第1.6-4図 (111) 地質柱状図 (TT-1孔) (4)

標尺	標高	深度	柱状	岩種	色	硬	コ	風	記	コ	岩	孔	標準貫入試験		原	室	掘進状況					
													深	N			掘	掘	給	回	送	排
m	m	m	図	区分	調	軟	状	化	事	率	級	内	度	値	位	内	進	状	況			
										(%)		日	m	回/cm	試	験	日	cm/時	MPa	rpm	MPa	1/分
1									0.00~9.59m 円磨度が高い中粒砂からなる。全体に締りは悪い。	(100)												
2										(100)												
3										(100)												
4									2.91~3.33m, 7.69~8.05m 粗粒砂を多く含む。	(100)												
5				中砂	オリブ褐					(100)												
6										(100)												
7										(100)												
8										(100)												
9	6.17	8.56							8.56~9.59m わずかにシルト分を含み褐色を帯び下位層とは漸移的である。	(100)												
10	5.14	9.59								(100)												
11	4.65	10.08		シルト質砂	黒褐				9.59~10.08m 細~中粒砂を含むシルト質砂からなる。有機質であり黒色を帯びる。	(100)												
12	4.33	10.40		有機質シルト					10.08~10.40m 有機質であり黒褐色を呈する。砂分を少量含む。	(100)												
13	4.23	10.50		砂礫	淡緑灰				10.40~11.58m 最大40mm、平均10mmの垂角~垂円礫を多く含む。	(100)												
14	3.15	11.58		シルト質砂礫	淡緑灰				礫は泥岩、砂岩、花崗岩類などを主とし、基質はシルト~粗粒砂で濁汰は悪い。	(100)												
15	2.88	11.85		砂礫	黒褐				10.90~11.10m 有機質であり黒色を帯びる。	(100)												
16	2.53	12.20		シルト質砂礫	淡緑灰				11.58~11.85m 基質に有機質分及び腐植物を多く含む黒色を帯びる。	(100)												
17	1.81	12.92		シルト	灰褐				12.20~12.92m 最大60mm、平均20mmの垂角~垂円礫を多く含む。	(100)												
18	1.33	13.40		砂礫	オリブ灰				礫は泥岩、砂岩、花崗岩類などを主とし、基質はシルト~粗粒砂である。下位層との境界は傾斜40°。	(100)												
19	1.14	13.59		シルト	オリブ灰				12.92~13.40m シルトからなる。13.15~13.18mにほぼ水平に細~中粒砂を挟む。	(100)												
20	0.72	14.01		砂礫	オリブ灰				13.40~13.59m 径10mmの垂角~垂円礫を含み基質はシルト~粗粒砂となる。	(100)												
21	-0.07	14.80		砂礫	淡緑灰				13.59~14.01m シルトが分布するが13.6~13.66m, 13.76~13.85mでほぼ水平に細粒砂を挟む。	(100)												
22	-1.07	15.80		砂礫	淡緑灰				14.01~14.80m 径10mm以下の礫を含む細~粗粒砂が分布する。	(100)												
23	-1.74	16.47		砂礫	淡緑灰				14.80~15.80m 最大20mm、平均5mmの垂角~垂円礫を多く含む砂礫からなる。	(100)												
24	-3.70	18.43		砂礫	褐				基質は細~粗粒砂を主とする。	(100)												
25	-4.15	18.88		砂礫	淡緑灰				15.80~16.47m 最大10mmの礫を含む濁汰の悪い砂からなる。	(100)												
26	-3.70	18.43		砂礫	淡緑灰				16.47~18.43m 最大70mm、平均15mmの垂角~垂円礫を多く含む砂礫からなる。	(100)												
27	-4.15	18.88		砂礫	淡緑灰				礫は泥岩、砂岩、花崗岩類の礫を主とし、基質は濁汰の悪いシルト~粗粒砂が分布する。	(100)												
28	-5.28	20.01		シルト	淡褐灰				18.43~18.88m 径10mm以下の礫を含む細~粗粒砂からなる。	(100)												
29	-5.65	20.38		シルト	淡褐灰				18.88~20.01m 概ねシルトからなる。傾斜0~10°の葉理がみられる。	(100)												
30	-6.62	21.35		シルト	淡褐灰				19.36~19.43m 径2~8mmの礫を含む砂層を挟む。	(100)												
31				シルト	淡褐灰				19.43m以深 細粒砂を多く含む。	(100)												
32				シルト	淡褐灰				20.01~20.38m 細~中粒砂からなる。上方粗粒化が認められる。	(100)												
33				シルト	淡褐灰				20.38~21.35m シルトを主とする。	(100)												
34				シルト	淡褐灰				20.47m付近 径5mmの礫及び砂分を含む。	(100)												
35				シルト	淡褐灰				20.88~20.91m 2~20mmの礫を含む砂層を挟む。	(100)												
36				シルト	淡褐灰				21.16~21.21m 径2~5mmの礫を含む粗粒砂を挟む。傾斜0~10°の葉理がみられる。	(100)												
37				シルト	淡褐灰				21.27~21.30m 灰色を呈するシルトを挟む。	(100)												
38				シルト	淡褐灰				21.35~22.19m 径2~5mmの礫を多く含む。径10~20mmの礫を少量含む。	(100)												
39				シルト	淡褐灰				22.19~24.10m 礫径は上位層と同様であるが礫量が増す。礫は泥岩、砂岩、珪質岩を主とする。	(100)												
40				シルト	淡褐灰				24.10~29.43m 最大90mm、平均25mmの垂角~垂円礫を多く含む。	(100)												

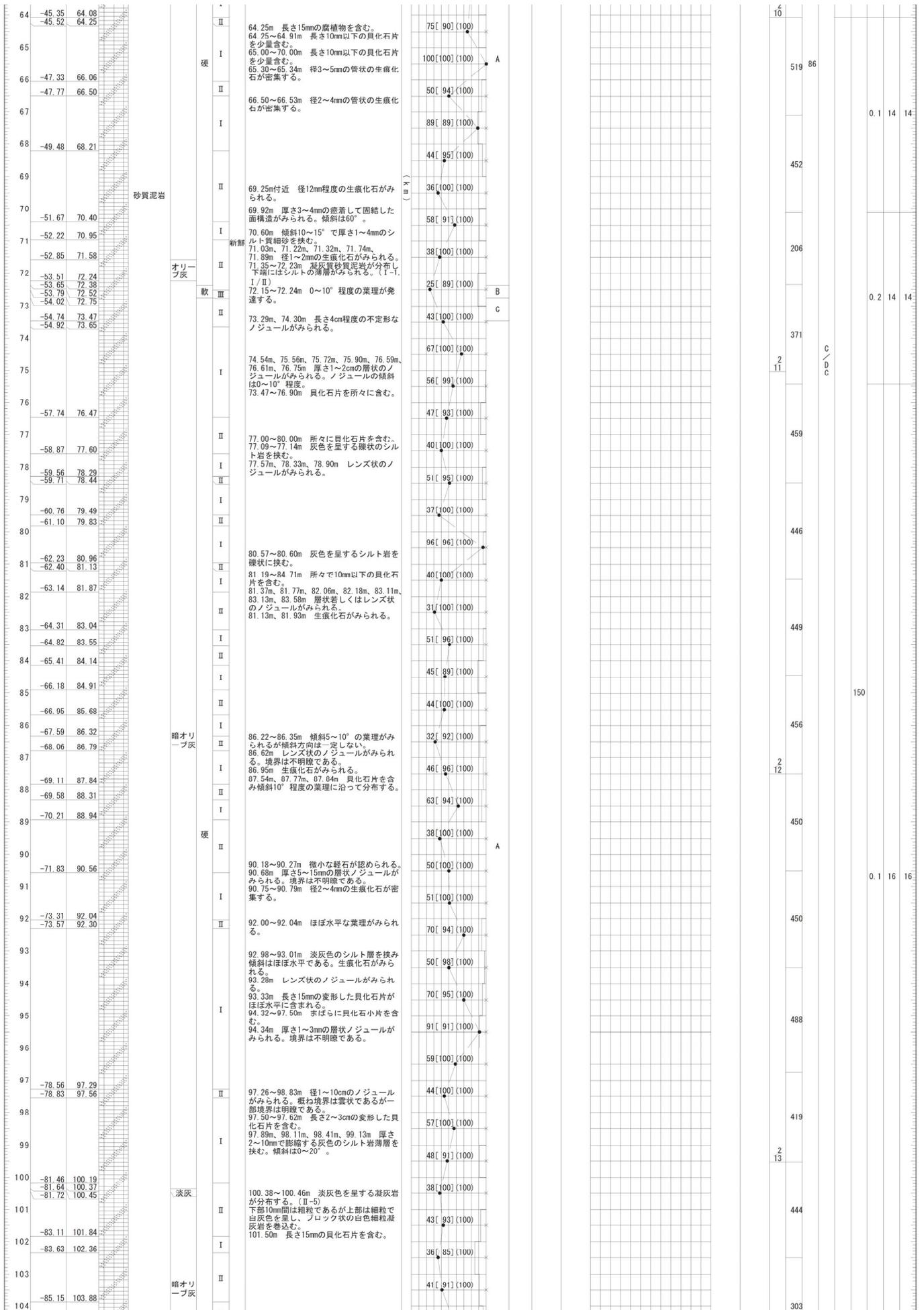
第1.6-4図 (112) 地質柱状図 (TT-1孔 (別孔)) (1)



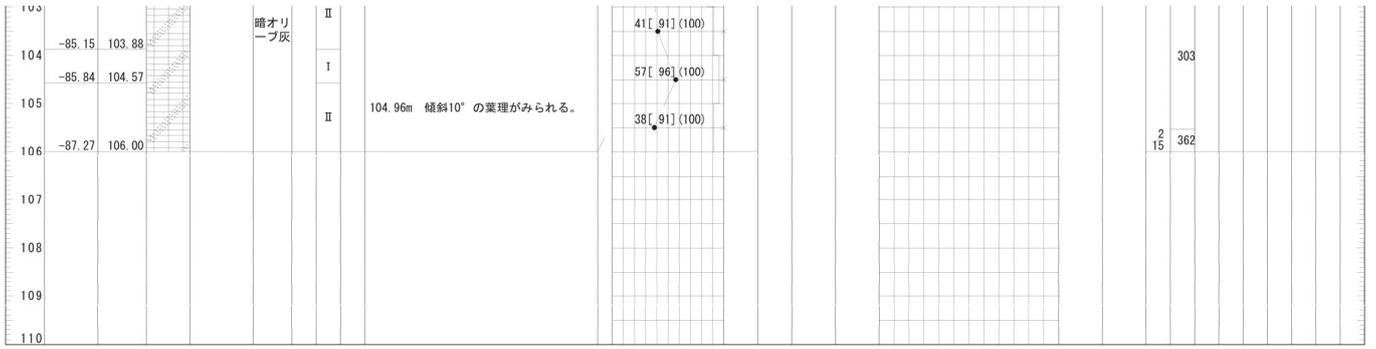
第1.6-4図 (113) 地質柱状図 (TT-1孔 (別孔)) (2)



第1.6-4図 (115) 地質柱状図 (TT-2孔) (2)



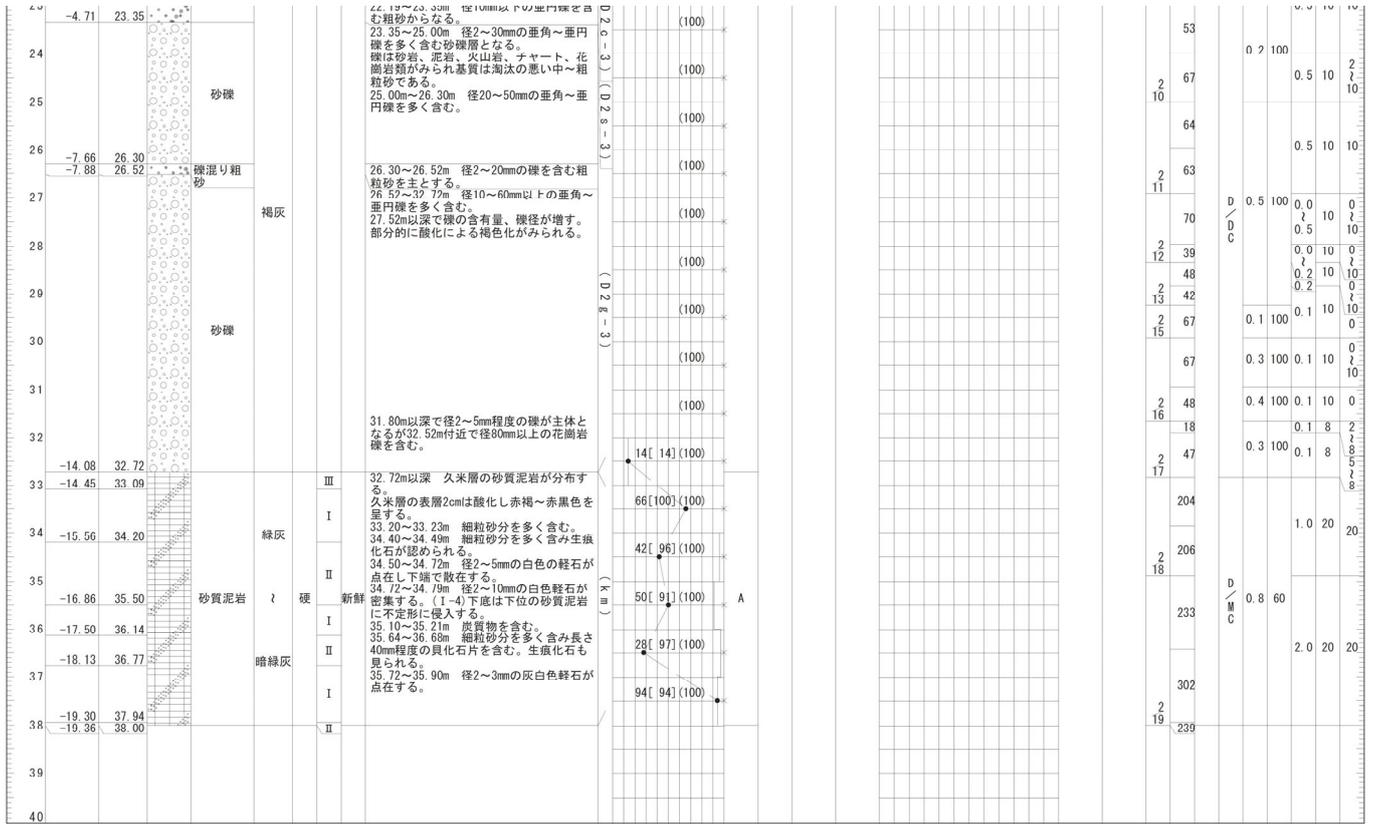
第1.6-4図 (116) 地質柱状図 (TT-2孔) (3)



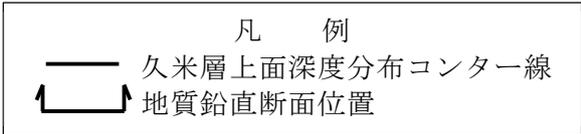
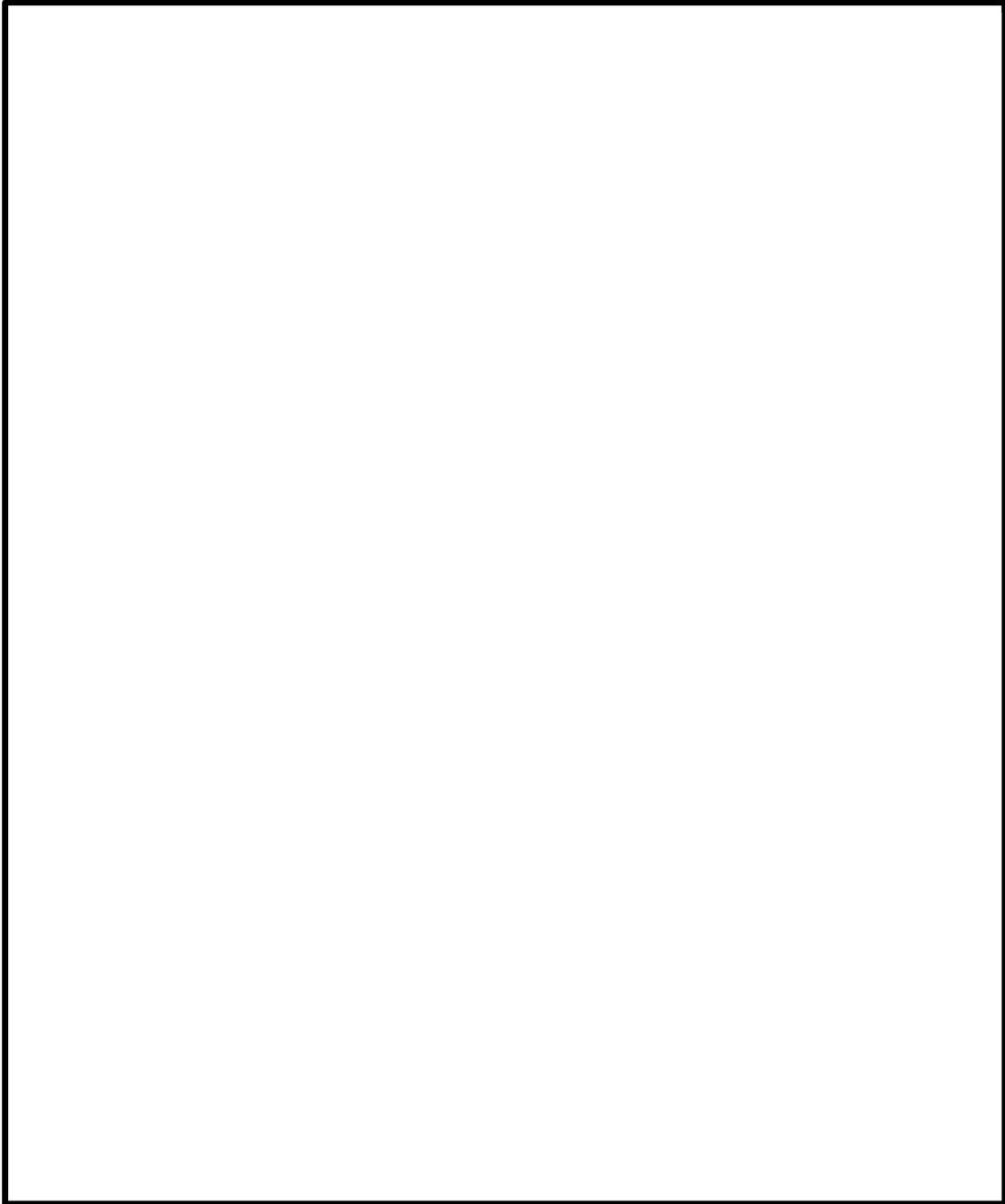
第1.6-4図 (117) 地質柱状図 (TT-2孔) (4)

標尺	標高	深度	柱状	岩種	色調	硬軟	コ	風	記	コア採取率 最大コア長 RQD	岩級	孔内水位 測定月日	標準貫入試験		原位置試験	室内試験	掘進状況							
													深度	打撃回数 貫入量			N	値	掘進速度	コア径 /孔壁保護	給圧	回転数	送水量	排水量
m	m	m	図	区分	調	状	化	事	(%)	cm	区	分	m	回/cm		cm/時	MPa	rpm	MPa	l/min	l/min			
1									0.00~5.93m 円磨度が高い均質な中粒砂からなる。全体に締りは悪く下層との境界は漸移的である。	(100)														
2										(100)														
3				中砂	オリブ褐					(100)						1200		2.0	60					
4										(100)						1200				0.0	0	0		
5										(100)						1200		1.0	60					
6	12.71	5.93							5.93~6.15m 黒褐色有機質シルトからなる。黒褐色有機質シルトからなる。黒褐色有機質シルトからなる。黒褐色有機質シルトからなる。	(100)						720				0.5	60	0.5	20	
7	12.49	6.15		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				6.15~6.86m 砂礫からなる。含まれる礫は径2~50mmの亜円~亜角礫で砂岩、泥岩、花崗岩類を主とする。基質はシルト混り砂からなるが6.15~6.49mは有機質シルトを含み暗褐色を帯びる。	(100)						240				0.3	70	0.5	10	
8	11.78	6.86		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				6.86~7.04m 礫混り砂からなる。7.01~7.04mは径2~15mmの亜円礫を多く含む。	(100)							180							
9	11.60	7.04		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				7.04~7.33m 礫混り砂からなる。径2mmの泥岩礫を若干含む。	(100)							61							
10	10.92	7.74		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				7.33~7.72m 礫混り砂からなる。全体に酸化し褐色を帯びる。	(100)							52							
11	10.73	7.91		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				7.72~7.91m 径10mm前後の礫を主とし基質は中~粗粒砂からなる。	(100)							49				0.1	10		
12	10.06	8.58		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				7.91~8.58m 礫混り砂からなり径2~10mmの礫を含む。基質は中~粗粒砂からなる。	(100)							33				0.1	10		
13	9.75	8.89		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				8.58~8.89m 細礫、径10~20mmの円礫を多く含む。基質は中~粗粒砂で上部は褐色を帯びる。	(100)							23							
14	9.64	9.00		礫混じりシルト	黒褐色有機質シルト				8.89~9.00m 細礫を含む中~粗粒砂からなる。	(100)							45				0.2	80	0.1	10
15	8.70	9.94		砂質シルト	灰褐色シルト				9.00~10.41m 径30~40mmの亜円礫~円礫を多く含む。基質は中~粗粒砂から構成され、10.15~10.34mは酸化され赤褐色を帯びる。	(100)							24							
16	8.23	10.41		シルト質細砂	灰褐色シルト				10.41~11.63m 砂質シルトを主とするが10.41~10.58mは径2~5mmの礫を多く含む。	(100)							116							
17	7.01	11.63		シルト質細砂	灰褐色シルト				11.63~12.52m シルト質細粒砂からなる。全体にやや褐色を帯び12.10m付近で赤褐色を呈する。	(100)							276							
18	6.12	12.52		砂質シルト	灰褐色シルト				12.52~14.49m 砂質シルトからなる。13.29~13.45m、13.45~13.66m 層厚1~5cmの細粒砂を挟み互層状となる。	(100)							288							
19	5.00	13.64		砂質シルト	灰褐色シルト				14.49~14.78m 炭質物を多く含む傾斜0~5°で配列する。炭質物を不規則に含む細粒砂も偽層状に分布する。	(100)							321							
20	4.15	14.49		シルト砂互層	暗オリブ灰				14.78~16.22m シルトからなる。炭質物を多く含む。15.15~15.22m、15.49~15.65mは偽層状に淡褐色シルトが分布する。	(100)							270							
21	3.86	14.78		シルト	暗オリブ灰				16.22~16.86m 砂質シルトが分布する。偽層状に砂分を多く含む間に褐色となる。	(100)							210							
22	2.42	16.22		砂質シルト	褐、オリブ灰				16.86~17.36m 細粒砂分を含む砂質シルトが分布し、礫を多く含む。	(100)							606							
23	1.78	16.86		砂質シルト	褐、オリブ灰				17.36~19.62m 砂質シルトの粗粒砂とシルトの互層となる。単層の厚さは50~100mm程度である。	(100)							372							
24	1.28	17.36		砂質シルト	褐、オリブ灰				19.62~21.90m 褐色を帯びる中粒砂を主とする。塊状で濁度は低い。	(100)							546							
25	-0.98	19.62		中砂~粗砂	褐、灰				21.90~22.31m 濁度の悪い粗粒砂を挟む。21.34~21.41m 径2mmの泥岩礫を含む中~粗粒砂を挟む。	(100)							288							
26	-3.26	21.90		礫混り粗砂					22.31~23.35m 径10mm以下の亜円礫を含む粗粒砂からなる。	(100)							408							
27	-4.71	23.35		砂礫					23.35~25.00m 径2~30mmの亜円礫を多く含む砂礫層となる。礫は砂岩、泥岩、火山岩、チャート、花崗岩類がみられ基質は濁度の悪い中~粗粒砂である。	(100)							408	86						
28									25.00~26.30m 径20~50mmの亜円礫を多く含む。	(100)							224				0.7	70	2.0	25
29										(100)							47				0.2	90		
30										(100)							53							
31										(100)							67				0.5	10		
32										(100)							10							

第1.6-4図 (118) 地質柱状図 (TT-2孔 (別孔)) (1)

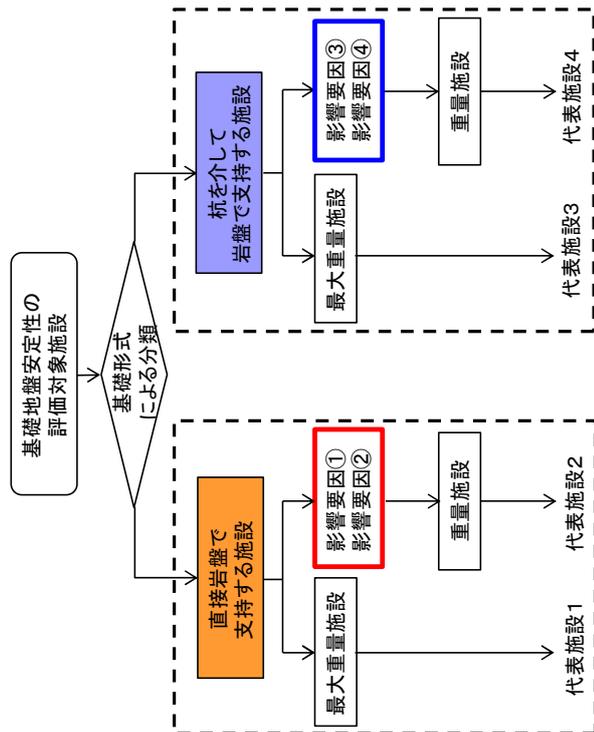
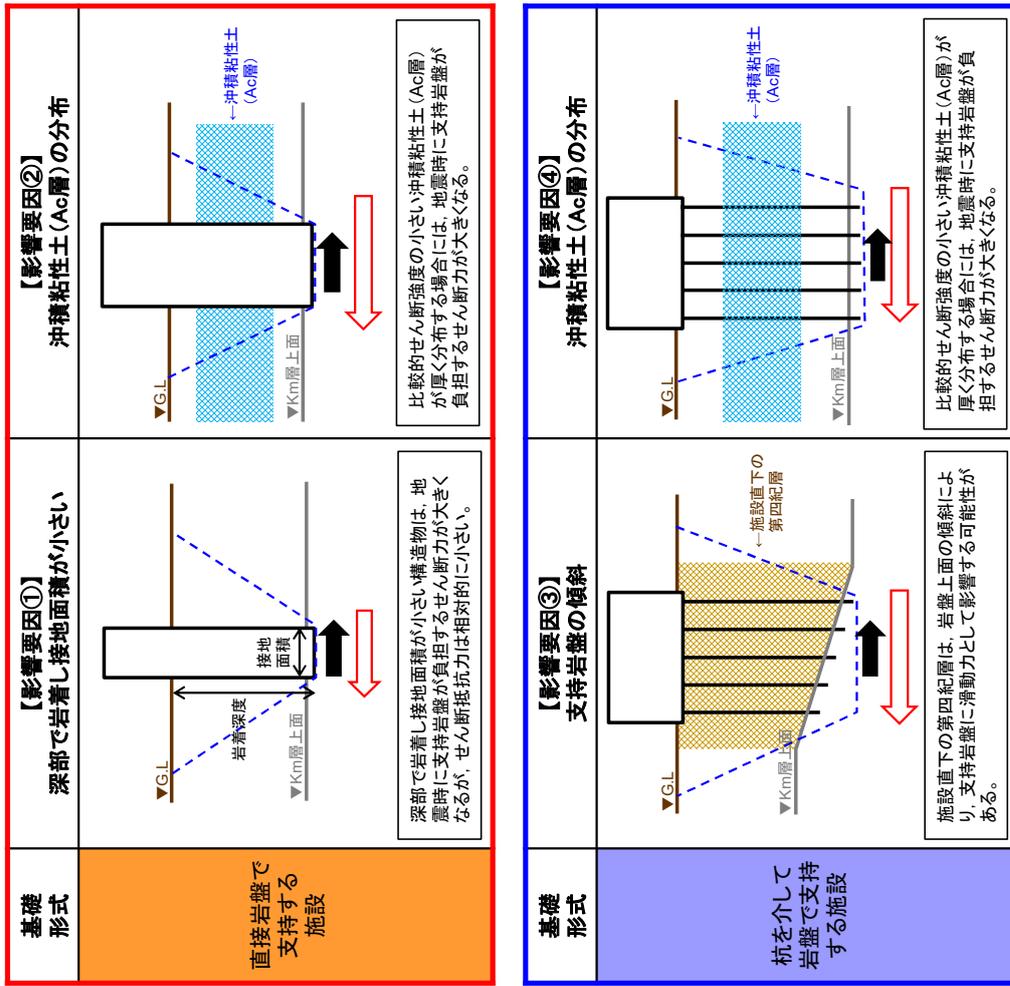


第1.6-4図 (119) 地質柱状図 (TT-2孔 (別孔)) (2)

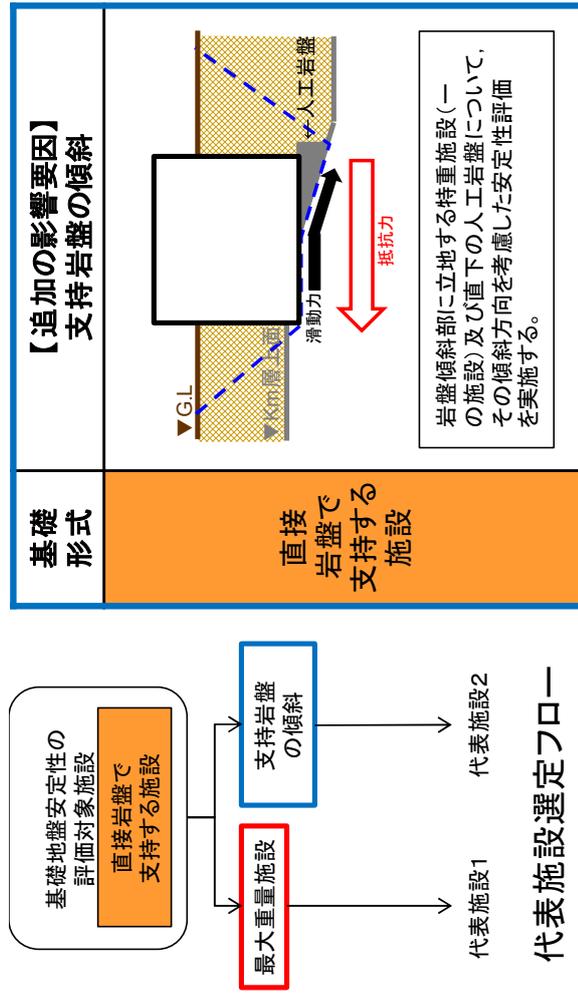


第 1.6-6 図 久米層の上面の標高分布図

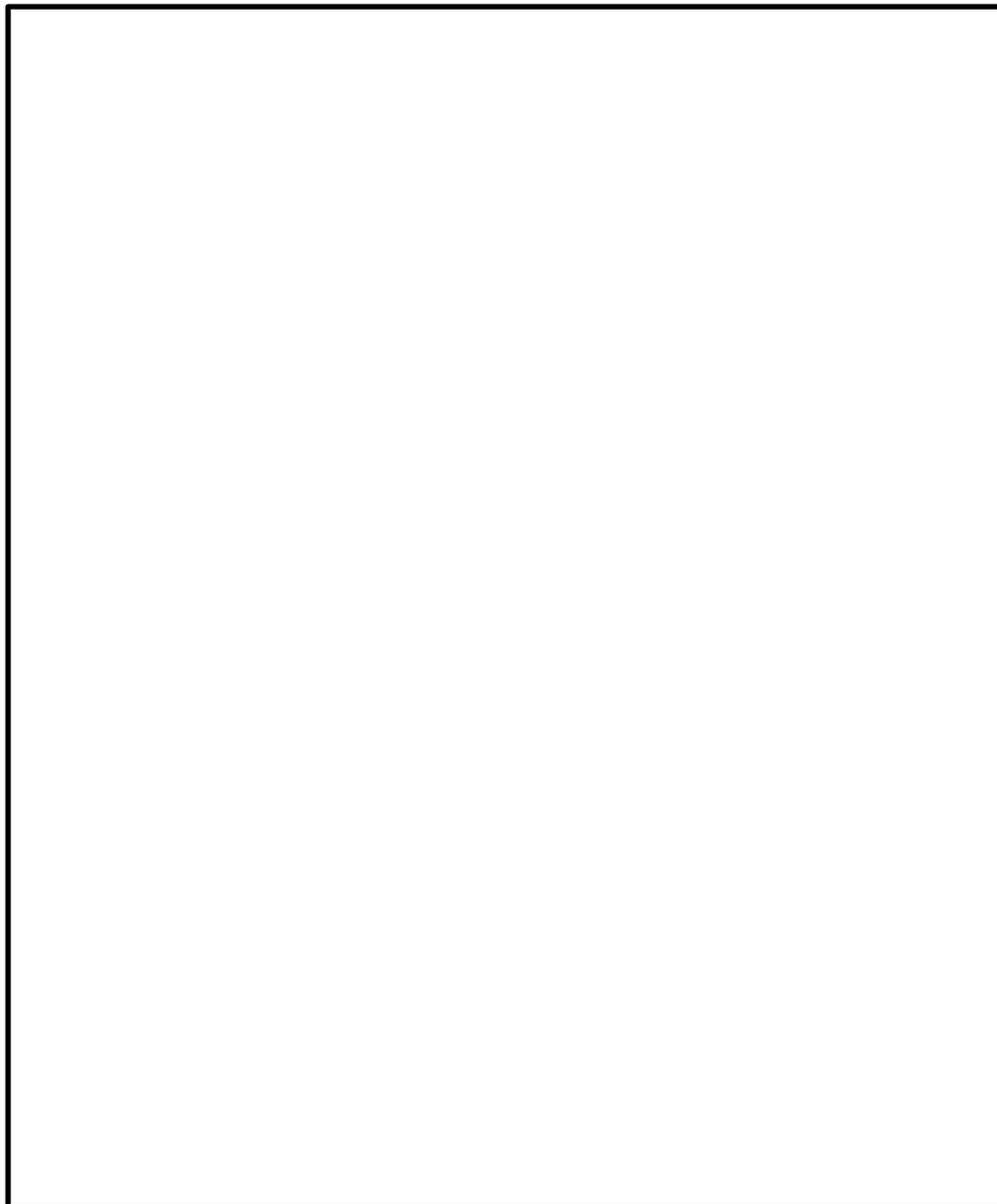
 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-3 図 基礎地盤安定性評価の代表施設選定フロー（耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設）

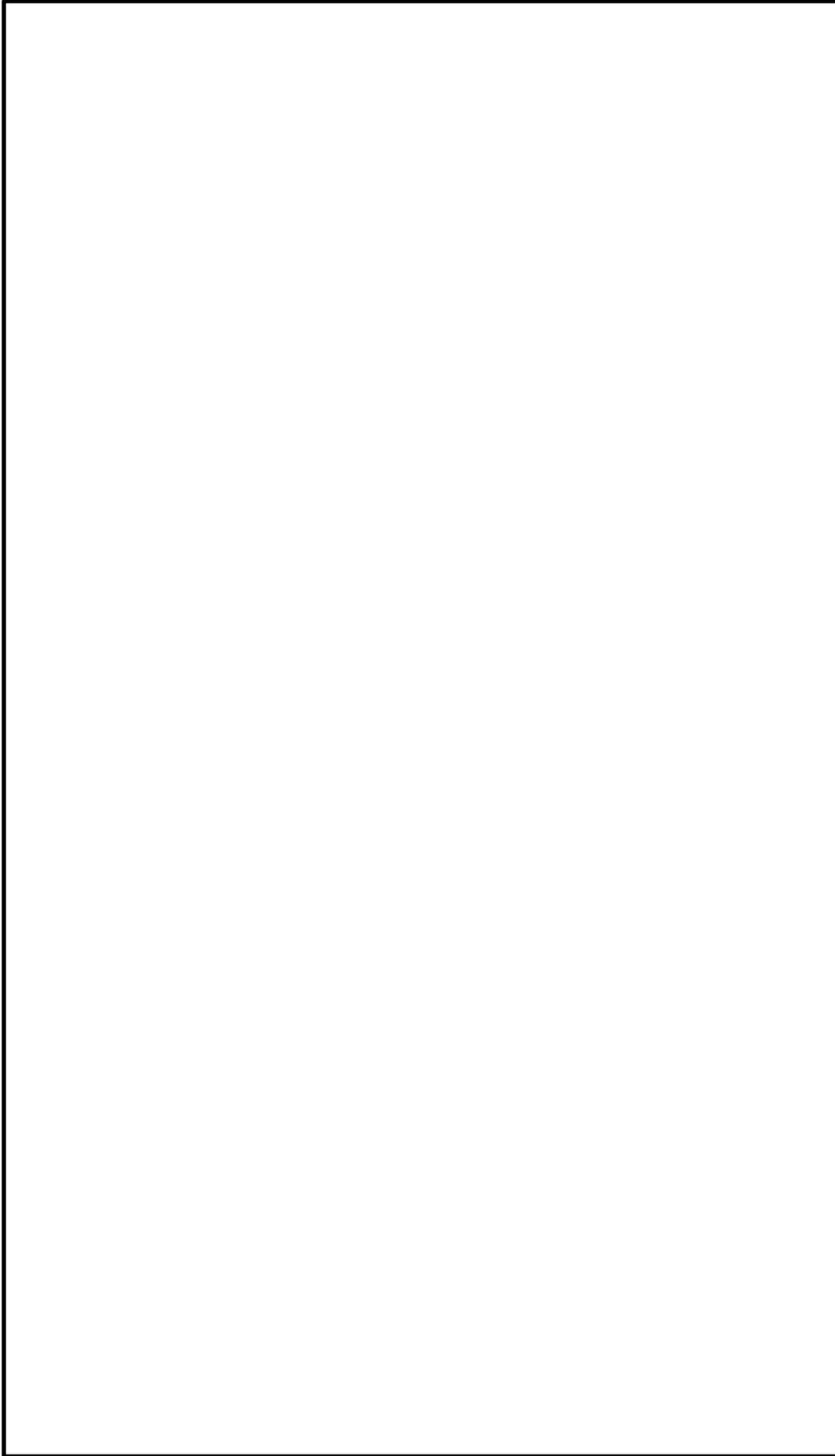


第 1.7-21 図 基礎地盤安定性評価の代表施設選定フロー（特定重大事故等対処施設（一の施設））



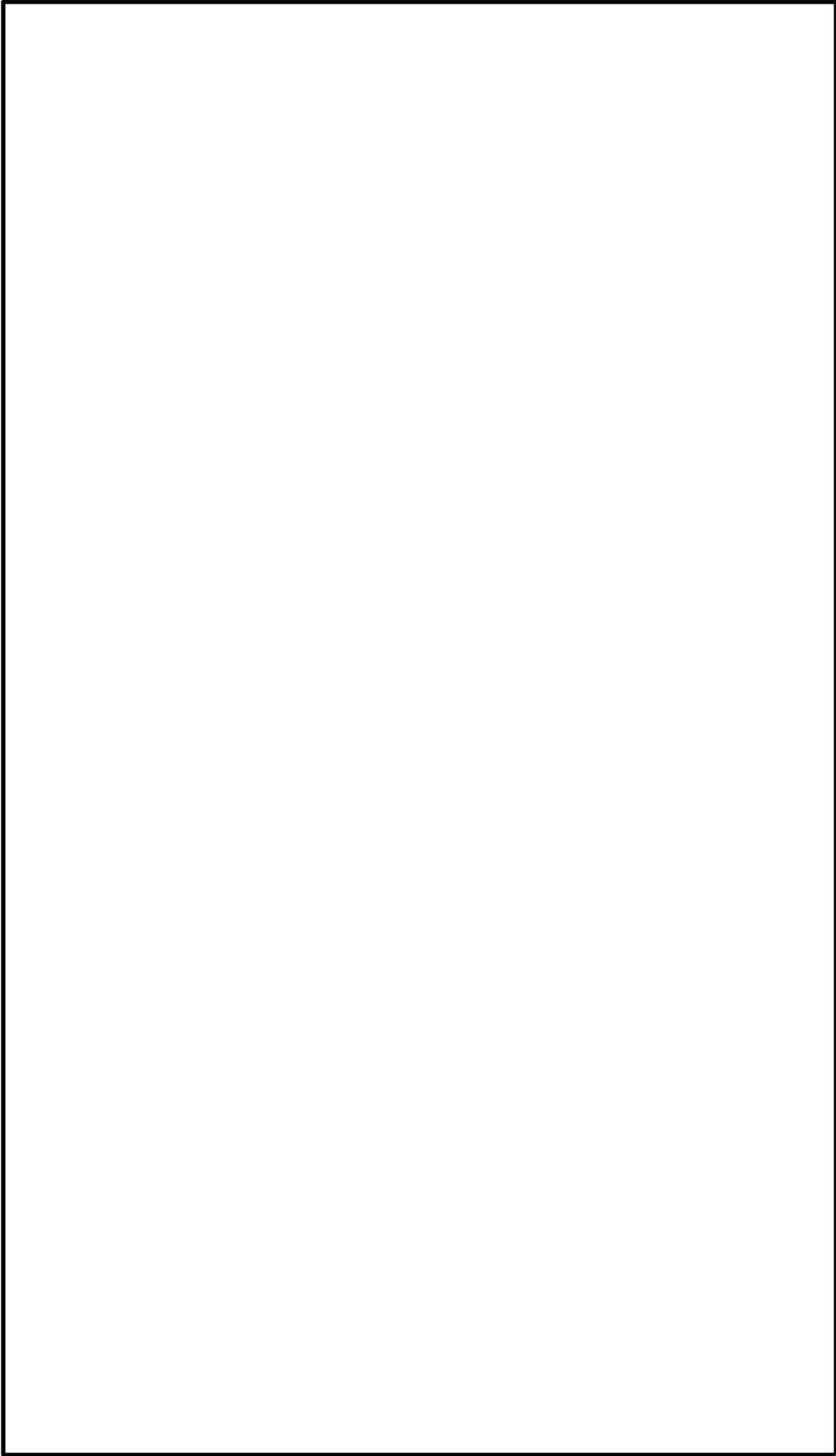
第 1.7-22 図 基礎地盤安定性評価の解析断面位置図（特定重大事故等対処施設（一の施設））

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



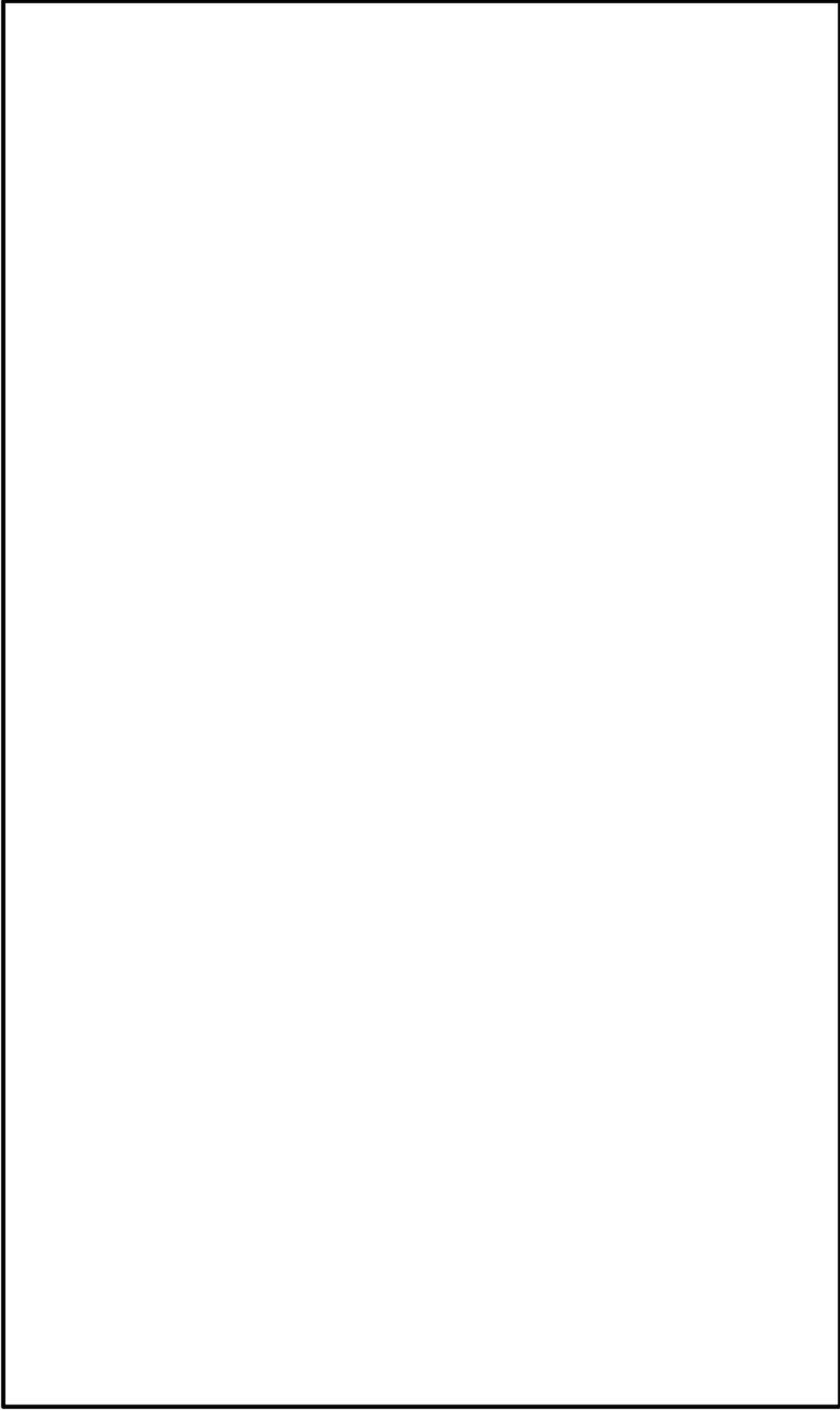
第 1.7-23 図 (1) 代表施設基礎地盤の地質断面図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (1)

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



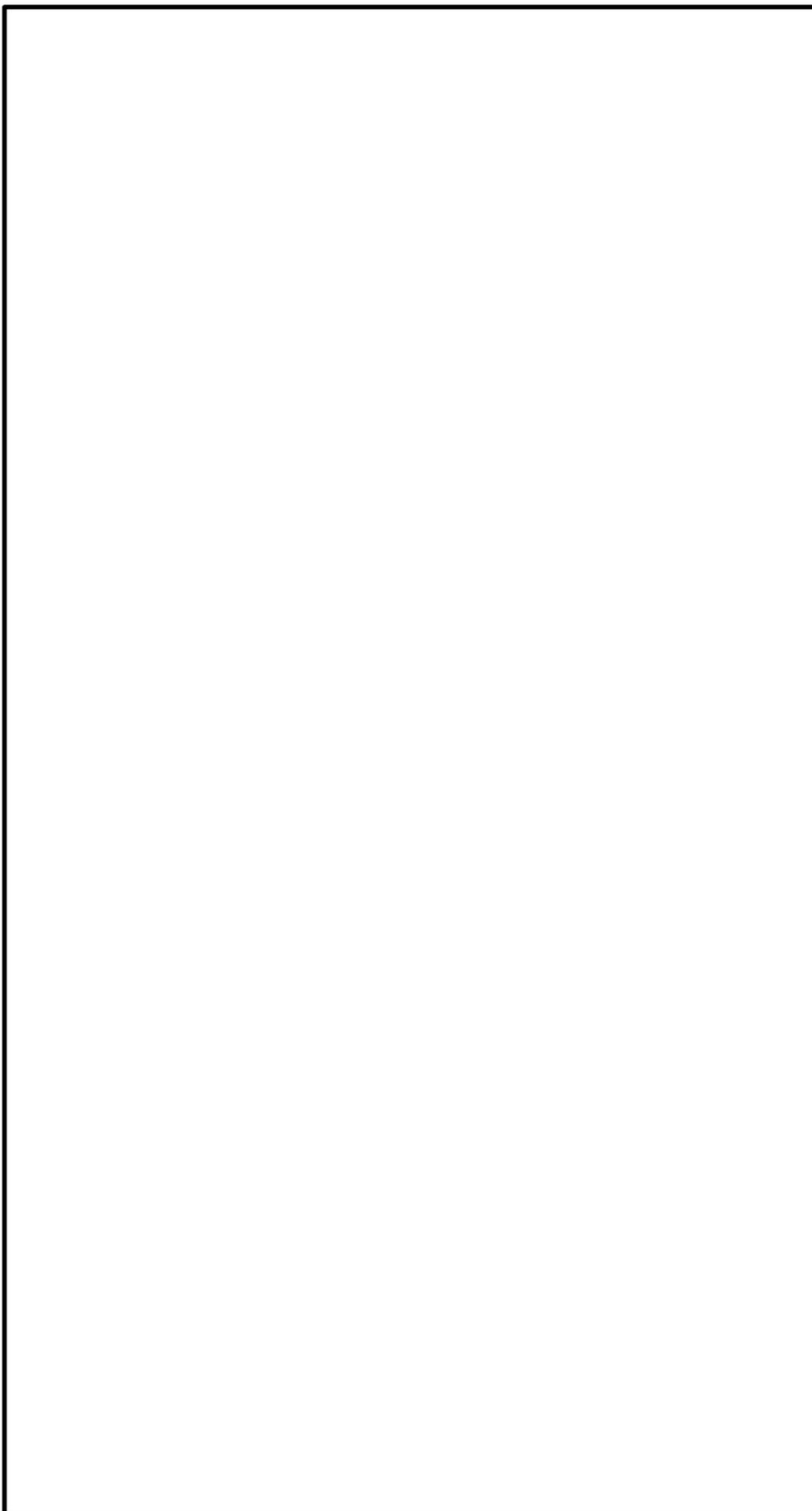
第 1.7-23 図 (2) 代表施設基礎地盤の地質断面図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (2)

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

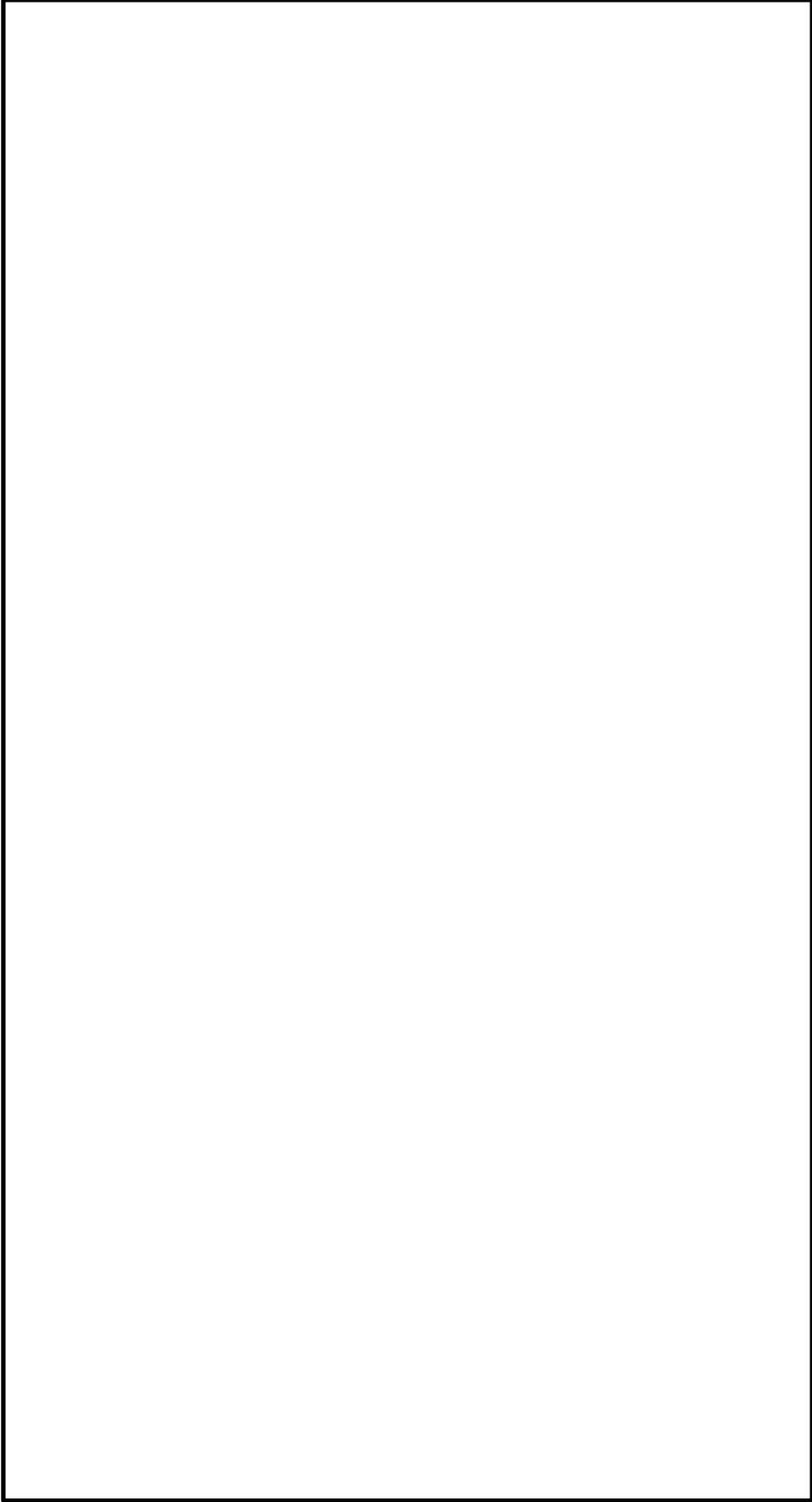


第 1.7-23 図 (3) 代表施設基礎地盤の地質断面図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (3)

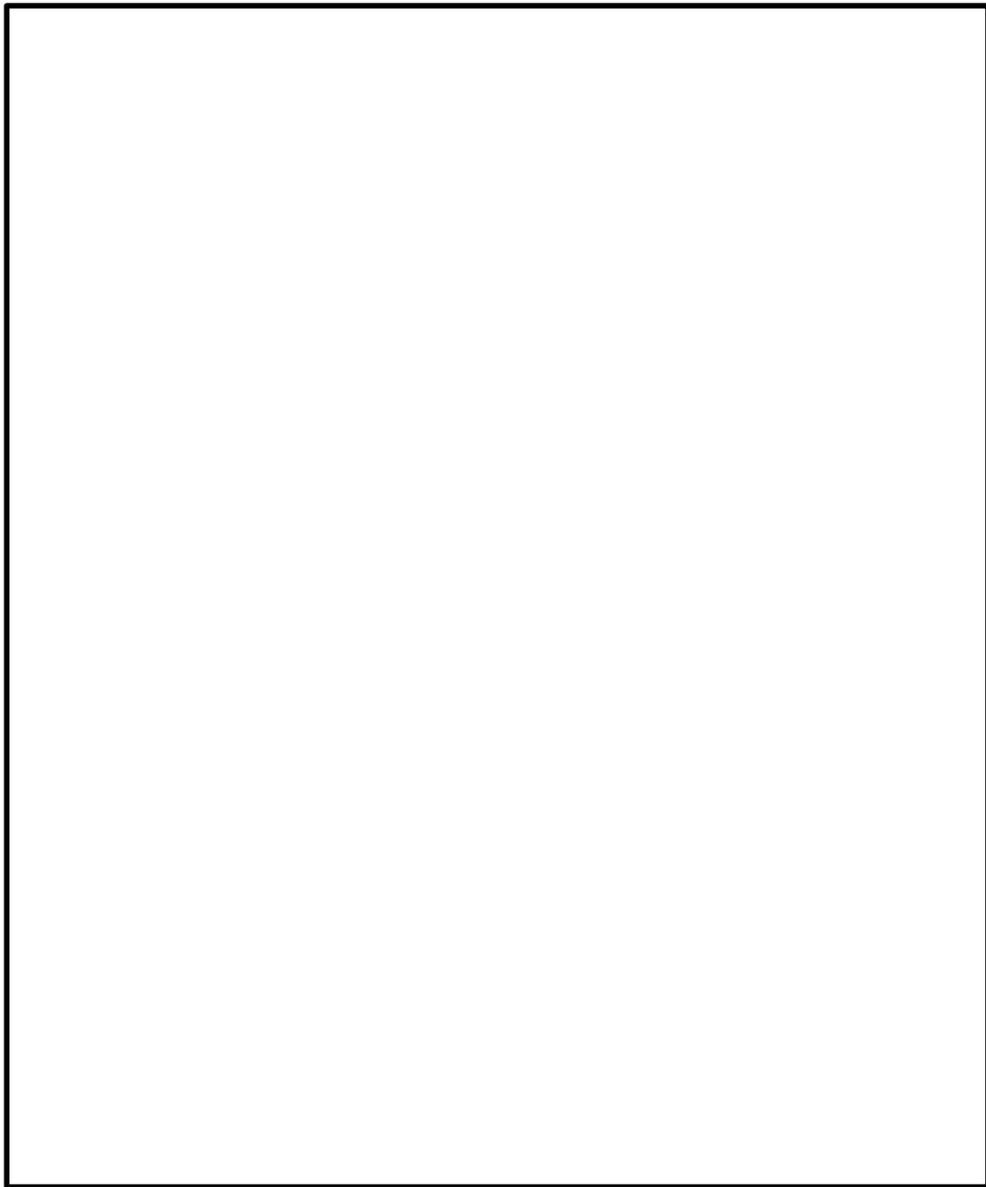
は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-24 図 (1) 代表施設基礎地盤の解析要素分割図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (1) は, 営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-24 図 (2) 代表施設基礎地盤の解析要素分割図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (2) は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-24 図 (3) 代表施設基礎地盤の解析要素分割図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (3) は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(EW断面)

基礎地震動		すべり面形状		すべり安全率	
Ss-D1	Ss-14	4.3 (逆, 正) [53.81]		10.0 [31.55]	
Ss-11	Ss-21	8.0 [25.58]		8.5 [65.90]	
Ss-12	Ss-22	7.6 [27.93]		7.4 [83.71]	
Ss-13	Ss-31	8.1 [25.16]		3.9 (正, 正) [8.63]	

※ ○ は、最小すべり安全率を示す。

※ [] は、発生時刻(秒)を示す。

※ Ss-D1は水平・鉛直反転を考慮し、(正, 正)、(正, 逆)、(逆, 正)、(逆, 逆)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

※ Ss-31は水平反転を考慮し、(正, 正)、(逆, 正)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

第 1.7-25 図 (1) 基礎地盤のすべり安全率一覧表 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (1)

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(NS断面)

標準地震動	すべり面形状	すべり安全率	標準地震動	すべり面形状	すべり安全率
Ss-D1	すべり面形状	5.2 (逆, 逆) [53.81]	Ss-14	すべり面形状	10.2 [31.68]
Ss-11		15.3 [66.74]	Ss-21		6.9 [66.18]
Ss-12		8.2 [31.53]	Ss-22		7.5 [74.15]
Ss-13		9.5 [28.75]	Ss-31		4.9 (正, 正) [8.64]

※ ○ は、最小すべり安全率を示す。

※ [] は、発生時刻(秒)を示す。

※ Ss-D1は水平・鉛直反転を考慮し、(正, 正), (正, 逆), (逆, 正), (逆, 逆)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

※ Ss-31は水平反転を考慮し、(正, 正), (逆, 正)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

第 1.7-25 図 (2) 基礎地盤のすべり安全率一覧表 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (2)

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

[]		標準地震動	すべり面形状	すべり安全率
標準地震動	すべり面形状	すべり安全率	標準地震動	すべり面形状
Ss-D1		4.9 (逆, 正) [53.84]	Ss-14	9.1 [29.89]
Ss-11		11.2 [66.78]	Ss-21	6.7 [61.91]
Ss-12		8.0 [30.29]	Ss-22	7.1 [72.99]
Ss-13		8.5 [30.03]	Ss-31	4.5 (正, 正) [8.68]

※ ○ は、最小すべり安全率を示す。

※ [] は、発生時刻(秒)を示す。

※ Ss-D1は水平・鉛直反転を考慮し、(正, 正), (正, 逆), (逆, 正), (逆, 逆)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

※ Ss-31は水平反転を考慮し、(正, 正), (逆, 正)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

第 1.7-25 図 (3) 基礎地盤のすべり安全率一覧表 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (3)

[] は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

〔 〕 (岩盤傾斜に沿ったすべり)

基準地震動	すべり面形状	すべり安全率	基準地震動	すべり面形状	すべり安全率
Ss-D1		4.7 (逆, 正) [53.85]	Ss-14		8.6 [29.89]
Ss-11		10.5 [26.89]	Ss-21		5.8 [61.91]
Ss-12		8.1 [30.27]	Ss-22		6.1 [73.00]
Ss-13		7.9 [30.03]	Ss-31		4.2 (正, 正) [8.67]

※ ○ は、最小すべり安全率を示す。

※ [] は、発生時刻(秒)を示す。

※ Ss-D1は水平・鉛直反転を考慮し、(正, 正), (正, 逆), (逆, 正), (逆, 逆)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

※ Ss-31は水平反転を考慮し、(正, 正), (逆, 正)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

第 1.7-25 図 (4) 基礎地盤のすべり安全率一覧表 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (4)

〔 〕 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

評価対象断面 及び地震動	すべり面形状	すべり安全率 〔平均-1σ強度〕 (赤線)	基礎底面以深の 基礎岩盤の すべり安全率 〔平均-1σ強度〕 (青線)
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> EW断面 【Ss-31(正, 正)】		3.1 [8.63]	2.9 [8.62]
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> NS断面 【Ss-31(正, 正)】		4.0 [8.64]	3.3 [8.60]

※[]は、発生時刻(秒)を示す。

第 1.7-26 図 (1) 地盤物性のばらつき等を考慮したすべり安全率 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (1) は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

評価対象断面 及び地震動	すべり面形状	すべり安全率 〔平均-1σ強度〕 (赤線)	基礎底面以深の 基礎岩盤の すべり安全率 〔平均-1σ強度〕 (青線)
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 【Ss-31(正, 正)】		3.6 〔8.68〕	2.4 〔8.68〕
(岩盤傾斜に沿ったすべり) <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 【Ss-31(正, 正)】		3.4 〔8.67〕	3.2 〔8.67〕

※〔〕は、発生時刻(秒)を示す。

第 1.7-26 図 (2) 地盤物性のばらつき等を考慮したすべり安全率 (特定重大事故等対処施設 (一の施設)) (2) は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

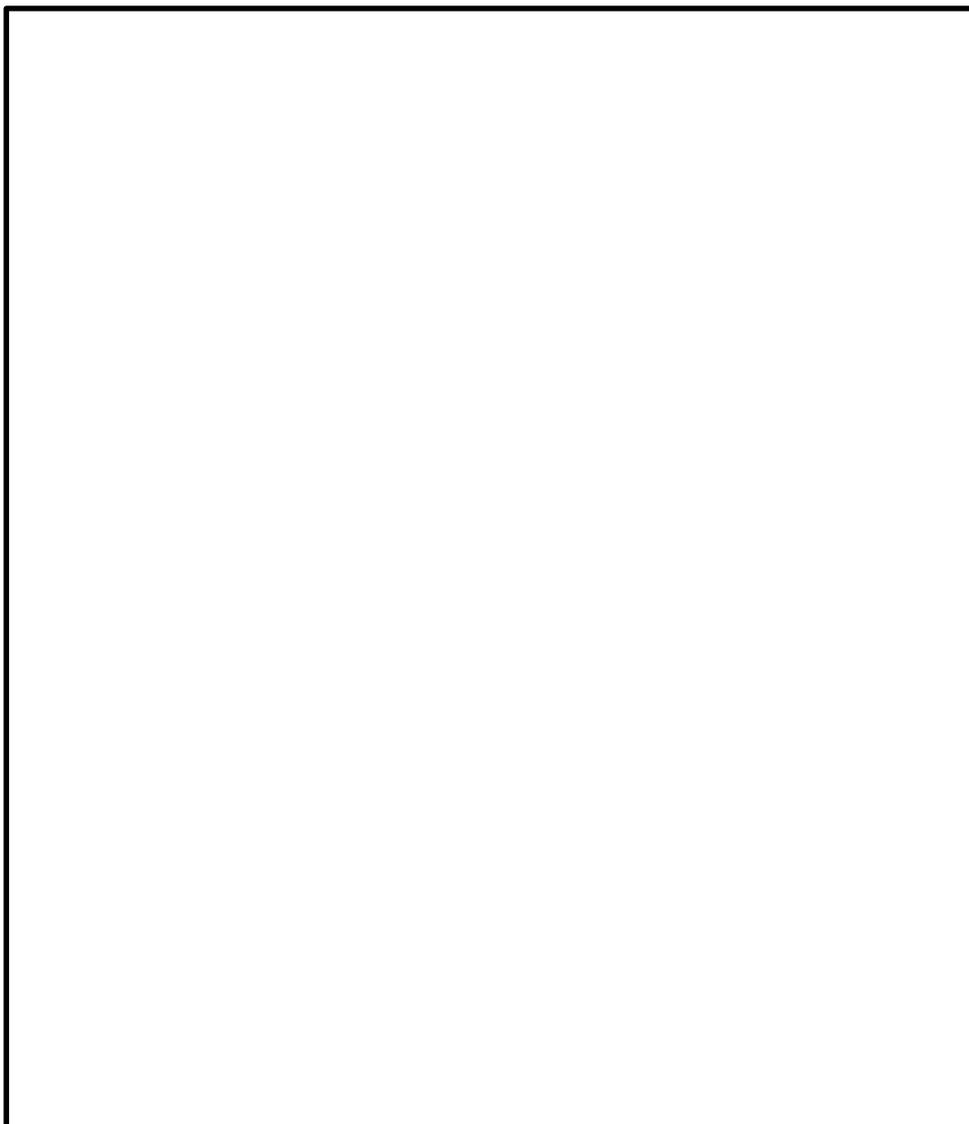


第 1.7-27 図

の周辺斜面

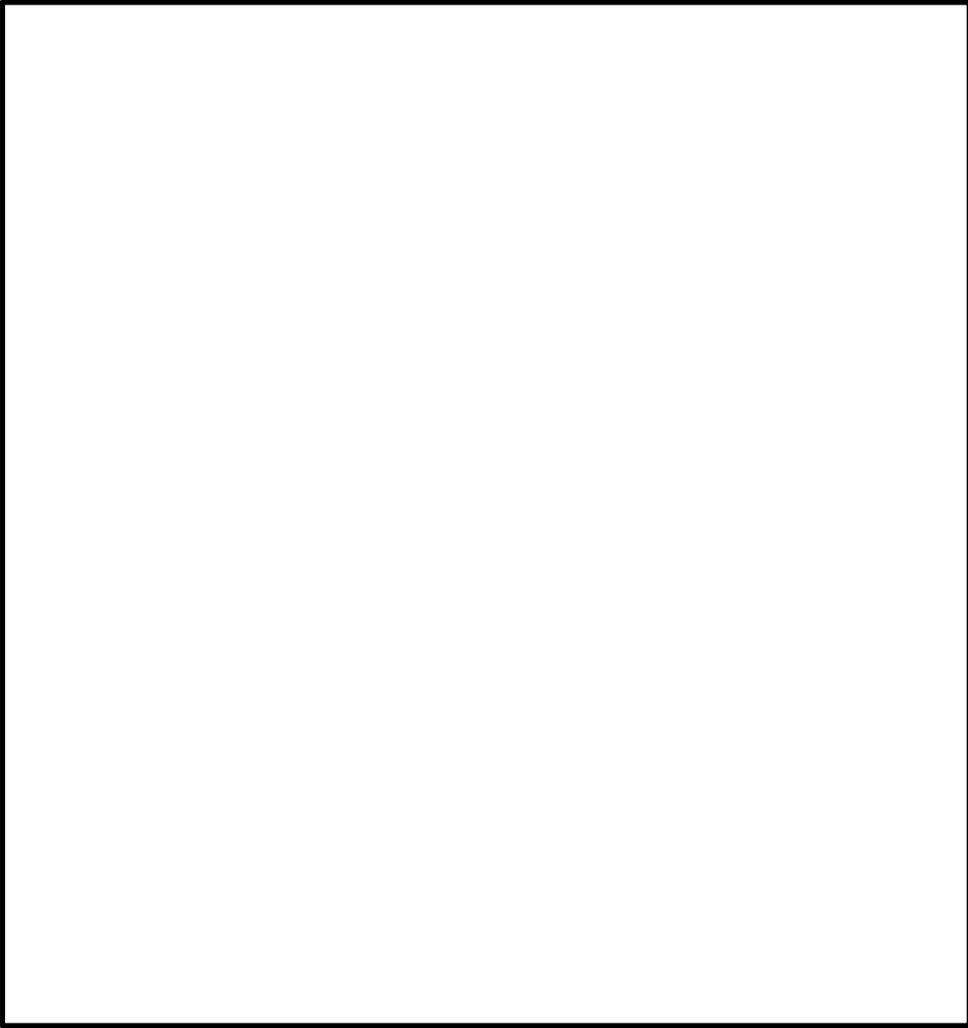


は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



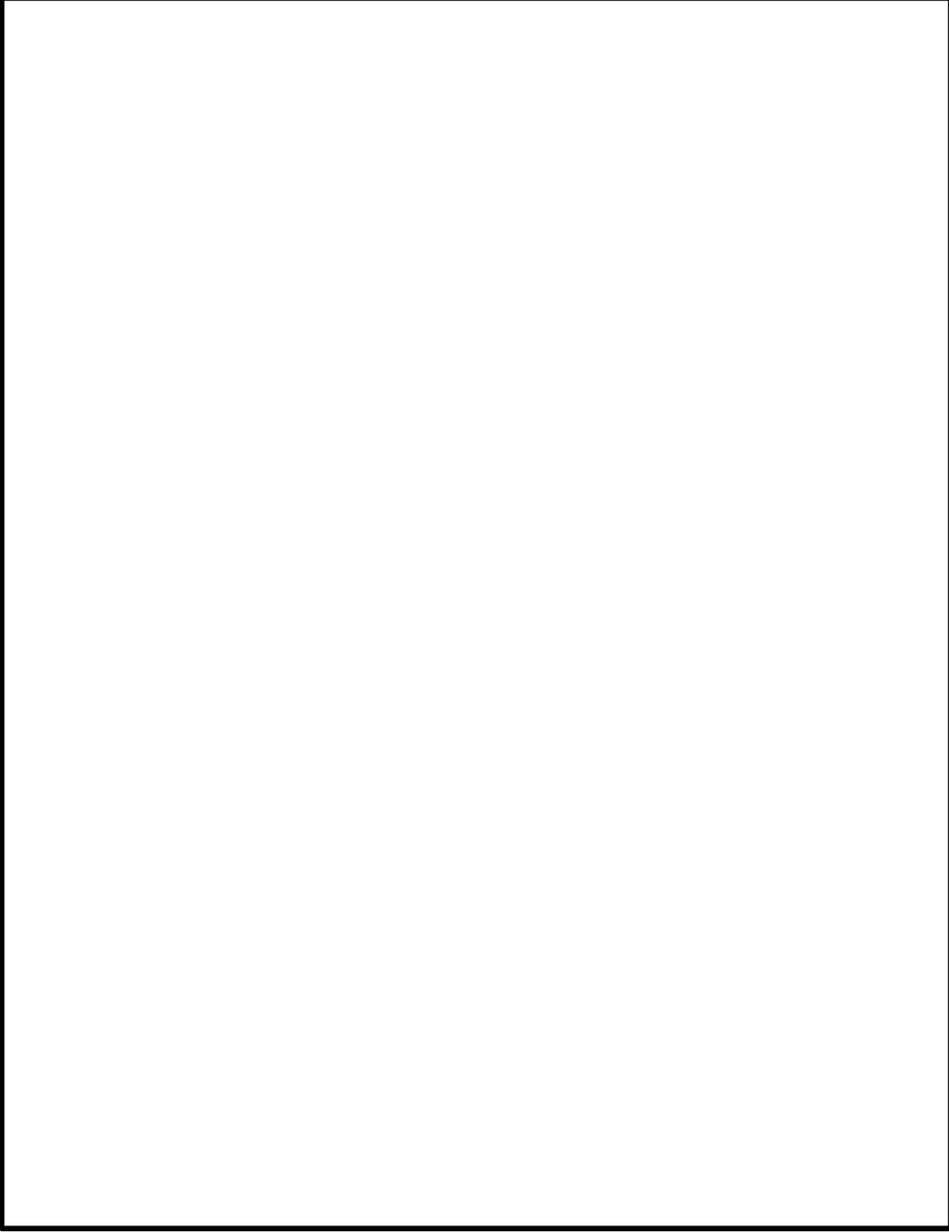
第 1.7-28 図 周辺斜面の安定性評価の代表斜面選定結果（特定重大事故等対処施設（一の施設））

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



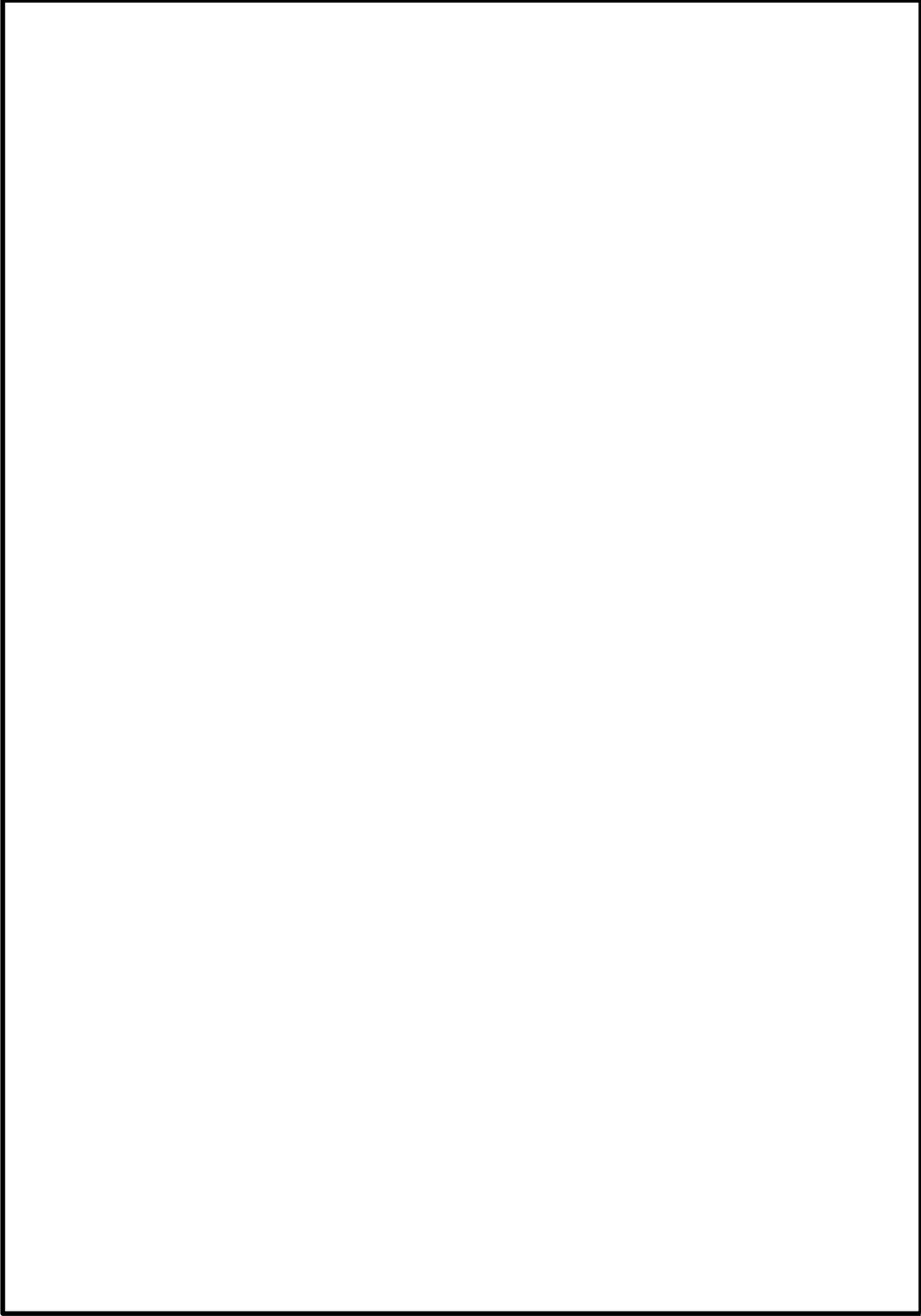
第 1.7-29 図 の周辺斜面における補足

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



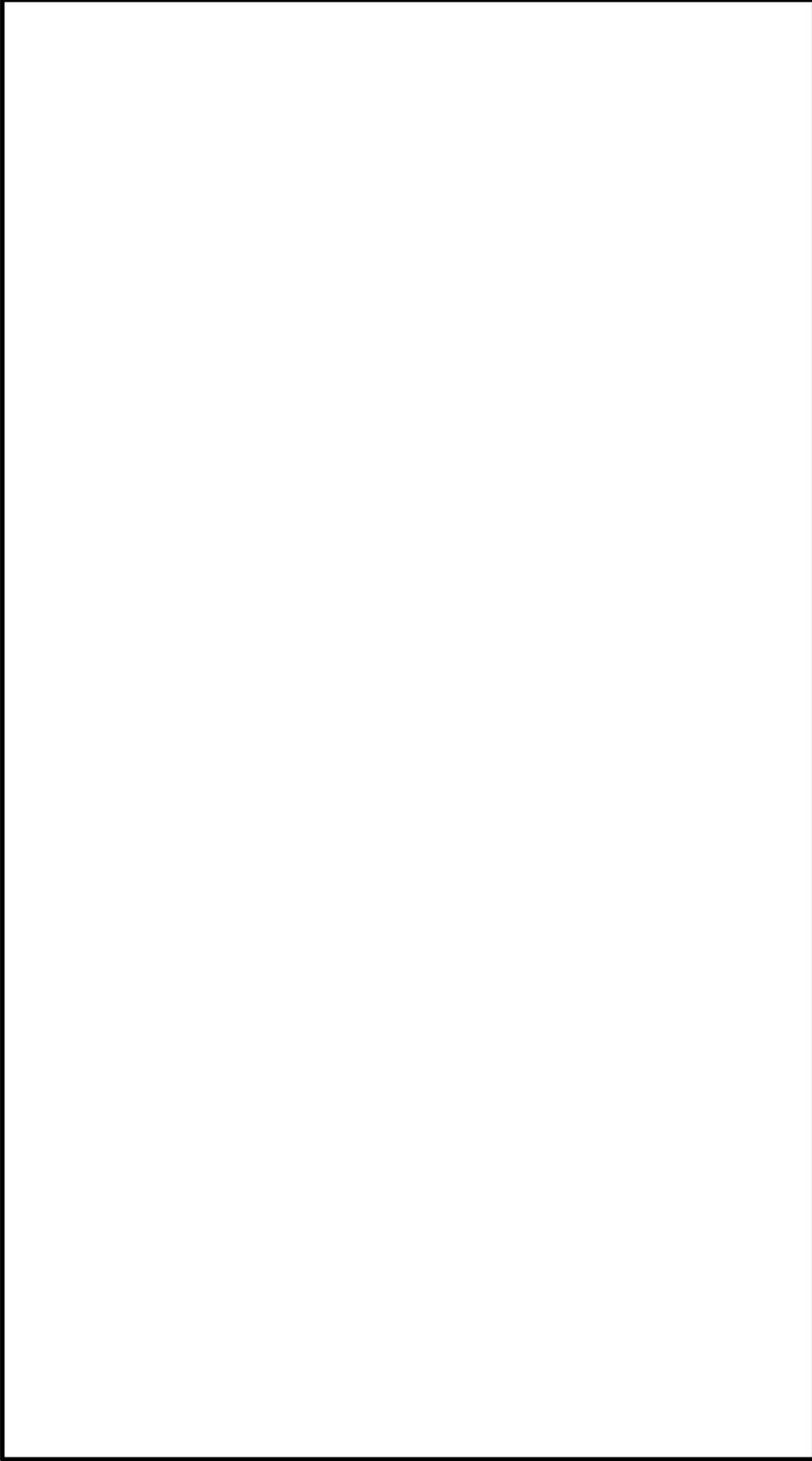
第 1.7-30 図 周辺斜面の安定性評価の解析断面位置図（特定重大事故等対処施設（一の施設））

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-31 図 代表斜面の地質断面図 (特定重大事故等対処施設 (一の施設))

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.7-32 図 代表斜面の解析要素分割図（特定重大事故等対処施設（一の施設））

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

基準地震動	すべり面形状	すべり安全率	基準地震動	すべり面形状	すべり安全率
Ss-D1		5.7 (逆, 正) [53.87]	Ss-14		16.5 [31.51]
Ss-11		12.1 [25.66]	Ss-21		10.6 [69.17]
Ss-12		11.7 [27.99]	Ss-22		8.6 [73.03]
Ss-13		12.5 [25.21]	Ss-31		5.4 (正, 正) [8.70]

※ ○ は、最小すべり安全率を示す。

※ [] は、発生時刻(秒)を示す。

※ Ss-D1は水平・鉛直反転を考慮し、(正, 正)、(正, 逆)、(逆, 正)、(逆, 逆)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

※ Ss-31は水平反転を考慮し、(正, 正)、(逆, 正)の組合せのうち最小となるすべり安全率を記載。

第 1.7-33 図 周辺斜面のすべり安全率一覧表 (特定重大事故等対処施設 (一の施設))

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

評価対象断面 及び地震動	すべり面形状	すべり安全率 〔平均強度〕	すべり安全率 〔平均-1σ強度〕
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 斜面 【Ss-31(正, 正)】		5.4 〔8.70〕	3.3 〔8.70〕

※〔〕は、発生時刻(秒)を示す。

第 1.7-34 図 地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率 (特定重大事故等対処施設 (一の施設))

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

添付書類八の一部補正

添付書類八 目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後	
** 8-目-8	上5と 上6の間	(記載の追加)	別紙 8-目-1 を追加する。	
** 8-目-8	上8と 上9の間	(記載の追加)	8. <u>放射線管理施設</u> 8.1 <u>放射線管理設備</u> 8.1.2 <u>重大事故等時</u> 8.1.2.1 <u>概要</u> 8.1.2.2 <u>設計指針</u>	
** 8-目-17	上2	第1.1.7-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 <u>(29/58)</u>	第1.1.7-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等__	
** 8-目-18	上4と 上5の間	(記載の追加)	別紙 8-目-2 を追加する。	
** 8-目-18	下1の後	(記載の追加)	第 10.14.11-2 表 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px; height: 50px;"></td></tr></table>	

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後		
** 8-目- 20	上2と 上3の間	(記載の追加)	別紙 8-目-3 を追加する。		
** 8-目- 21	下4と 下3の間	(記載の追加)	別紙 8-目-4 を追加する。		
** 8-目- 21	下2と 下1の間	(記載の追加)	<u>第 6.4-6 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (6) (パラ メータ監視時に使用する 設備)</u>		
** 8-目- 22	上1の前	(記載の追加)	別紙 8-目-5 を追加する。		
** 8-目- 22	上3と 上4の間	(記載の追加)	<u>第9.12-21 図 重大事故 等の収束に必要となる水 の供給設備の系統概要図 (西側淡水貯水設備を水 源としたフィルタ装置用 スクラビング水の補給)</u>		
** 8-目- 23	下3と 下2の間	(記載の追加)	第10.14.3-2 図 <table border="1" data-bbox="1299 1529 1422 1603"><tr><td></td></tr></table> <table border="1" data-bbox="1024 1603 1422 1823"><tr><td></td></tr></table>		

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-目- 24	上1の前		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 第10.14.4-2図
** 8-目- 24	上4と 上5の間	(記載の追加)	第10.14.6-2図
** 8-目- 24	上7と 上8の間	(記載の追加)	第10.14.7-2図

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

- 5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
 - 5.10.1 概要
 - 5.10.2 設計方針
 - 5.10.2.1 多様性及び独立性, 位置的分散
 - 5.10.2.2 悪影響防止
 - 5.10.2.3 容量等
 - 5.10.2.4 環境条件等
 - 5.10.2.5 操作性の確保
 - 5.10.3 主要設備及び仕様
 - 5.10.4 試験検査
- 9. 原子炉格納施設
 - 9.1 原子炉格納施設
 - 9.1.1 通常運転時等
 - 9.1.1.4 主要設備
 - 9.1.1.4.1 一次格納施設
 - 9.1.1.4.1.1 原子炉格納容器

第 5.10-1 表	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様
第 6.4-1 表	計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様
第 6.4-2 表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）
第 6.4-3 表	代替パラメータによる主要パラメータの推定
第 8.1-2 表	放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様

- 第 1. 1. 7-5 図 重大事故等対処設備配置及び保管場所
- 第 1. 1. 13-1 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-2 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-3 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

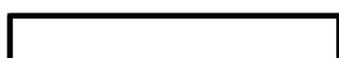
- 第 1. 1. 13-4 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-5 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-6 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-6 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-7 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-8 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-9 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-10 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 


- 第 1. 1. 13-11 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-12 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-13 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-14 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-15 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-16 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-17 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 

- 第 1. 1. 13-18 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 


- 第 5.10-1 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備系統概要図 (1)
(格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)
- 第 5.10-2 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備系統概要図 (2)
(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)
- 第 5.10-3 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備系統概要図 (3)
(緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保)
- 第 6.4-1 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (1) (監視機能喪失時に使用する設備)
- 第 6.4-2 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (2) (監視機能喪失時に使用する設備)

- 第 9.7-4 図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備系統概要図
(格納容器圧力逃がし装置による原子格納容器の減圧及び除熱)
- 第 9.9-1 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備系統概要図 (1) (可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化)
- 第 9.9-2 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備系統概要図 (2) (格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)

添付書類八 1章を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-20	上12と 上13の間	(記載の追加)	別紙 8-1-1 を追加する。
** 8-1-21	下5と 下4の間	(記載の追加)	<u>生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の特定重大事故等対処施設を構成する設備は、侵入防止対策により原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u>
** 8-1-25	下4	…による影響、 <u>電磁波による影響及び…</u>	…による影響、 <u>電磁的障害及び…</u>
** 8-1-32～ ** 8-1-37		(記載の変更)	別紙 8-1-2 に変更する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-38 の 後		(記載の追加)	別紙 8-1-3 を追加する。
** 8-1-40～		(記載の変更)	別紙 8-1-4 に変更する。
** 8-1-57			
*8-1-31	下 5～ 下 4	…設定する <u>ことを基本とする</u> 。保守的な…	…設定する。 <u>更に保守的な</u> …
** 8-1-59	上 3	…に <u>留まる範囲で</u> …	…に <u>とどまる範囲で</u> …
** 8-1-60	上 13		
** 8-1-61	上 12～ 上 13	…に <u>留まることを</u> …	…に <u>とどまることを</u> …
** 8-1-62	上 6 と 上 7 の 間	(記載の追加)	別紙 8-1-5 を追加する。
** 8-1-62	下 1	…のとおり適用する。 _	…のとおり適用する。 <u>ここで、地震力の算定に当たっては、周辺地盤の液状化を考慮する。また、地下水位については、防潮堤の設置による敷地の地下水</u>

なお、*を付した頁は、令和元年 9 月 24 日付け、総室発第 69 号で申請した頁を、**を付した頁は、令和 2 年 11 月 16 日付け、総室発第 78 号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和 3 年 2 月 19 日付け、総室発第 109 号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<u>位上昇の可能性を踏まえ、地下水位を一定レベル以深に維持する地下排水設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</u>
** 8-1-68	上 11	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-69	上 11	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-70	下 5～ 下 4	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-71	上 2	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-71	上 5	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-72	上 3	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-72	上 5～ 上 6	… <u>いったん</u> 事故が…	… <u>一旦</u> 事故が…
** 8-1-80～		(記載の変更)	別紙 8-1-6 に変更する。
** 8-1-84			
** 8-1-104	上 12～ 下 9	(記載の変更)	別紙 8-1-7 に変更する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-106	上2～ 上3	… [] [] 常設代替高圧…	… [] の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）、 [] []の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）、 [] []の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）、常設代替高圧…
** 8-1-108	下10の後	（記載の追加）	また、屋外タンク等の損傷による溢水がタービン建屋に流入することを想定し、a. の溢水量の評価において、タービン建屋への流入量を考慮する。
** 8-1-116	上5	…開口部に水密扉__を設置する。…	…開口部に水密扉及び止水ダンパを設置する。…

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-118	上 3	…西側水密扉__，緊急用 海水ポンプ点検用…	…西側水密扉_ <input type="text"/> <input type="text"/> 換気空調系止水ダン パ，緊急用海水ポンプ 点検用…
** 8-1-121～	下 12～	(記載の変更)	別紙 8-1-8 に変更す る。
** 8-1-124	下 1		
** 8-1-130	上 9	…に設置する。__敷地に 遡上する…	…に設置する。 <u>敷地に遡上する津波に 対する防護対象設備を 内包する建屋及び区画 のうち <input type="text"/> につい ては，「1.4.2 重大事 故等対処施設の耐津波 設計」における <input type="text"/> <input type="text"/> の津波から防護する 範囲（重大事故等対処 施設）を考慮して防護 する。</u> 敷地に遡上する…

なお，*を付した頁は，令和元年 9 月 24 日付け，総室発第 69 号で申請した頁を，
**を付した頁は，令和 2 年 11 月 16 日付け，総室発第 78 号で一部補正した頁を，
***を付した頁は，令和 3 年 2 月 19 日付け，総室発第 109 号で一部補正した頁を
示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-131	下7～ 下6	… [] 出口配管を設置する。	… 圧力逃がし装置排気 管を設置する。
** 8-1-141	下5	… 人員用水密扉, _ 常設 低圧代替…	… 人員用水密扉, [] [] [] 西側水密扉, [] [] 換気空調系止水ダン パ, _ 常設低圧代替…
** 8-1-142	上3～ 上4	… [] [], _ 及び [] …	… [] [], 常設低圧注水系 格納槽及び [] …
** 8-1-146	下3～ 下2	… 海水ポンプ室 _ につい ては, …	… 海水ポンプ室及び非 常用海水系配管につい ては, …
** 8-1-148	上2	… [] [], 常設電源装置用…	… [] [] の津波から防護する 範囲 (重大事故等対処 施設), 常設電源装置 用…

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-149	下3と 下2の 間	(記載の追加)	<u>また，屋外タンク等の損傷による溢水がタービン建屋に流入することを想定し，a.の溢水量の評価において，タービン建屋への流入量を考慮する。</u>
** 8-1-157～ ** 8-1-159	下1～ 上5	(記載の変更)	別紙 8-1-9 に変更する。
** 8-1-161～ ** 8-1-163	下5～ 上7	(記載の変更)	別紙 8-1-10 に変更する。
** 8-1-166		(記載の変更)	別紙 8-1-11 に変更する。
** 8-1-171		(記載の変更)	別紙 8-1-12 に変更する。
** 8-1-174～ ** 8-1-177		(記載の変更)	別紙 8-1-13 に変更する。
** 8-1-183		(記載の変更)	別紙 8-1-14 に変更する。
** 8-1-188		(記載の変更)	別紙 8-1-15 に変更する。

なお，*を付した頁は，令和元年9月24日付け，総室発第69号で申請した頁を，**を付した頁は，令和2年11月16日付け，総室発第78号で一部補正した頁を，***を付した頁は，令和3年2月19日付け，総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-199～		(記載の変更)	別紙 8-1-16 に変更する。
** 8-1-202			
** 8-1-205		(記載の変更)	別紙 8-1-17 に変更する。
** 8-1-208～		(記載の変更)	別紙 8-1-18 に変更する。
** 8-1-210			
** 8-1-210		(記載の追加)	別紙 8-1-19 を追加する。
の後			
* 8-1-320	上 4～ 上 11	f. <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽</u> <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽は、原子炉建屋に隣接した鉄筋コンクリート製の地下格納槽である。この区域で火災が発生した場合、煙は格納槽内部に充満することから煙感知器による感知は可能である。格納容器圧力逃がし装置が稼働した場合、フィルタ装置の温度</u>	(記載の削除)

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
		<u>上昇に伴い雰囲気温度も 上昇するが、その温度は アナログ式の熱感知器の 使用範囲内である。以上 により、異なる種類の感 知器として煙感知器と熱 感知器を設置する設計と する。</u>	
* 8-1-320	上 12	<u>g.</u> 常設低圧…	<u>f.</u> 常設低圧…
* 8-1-320	下 8	<u>h.</u> 主蒸気管…	<u>g.</u> 主蒸気管…
** 8-1-215	上 4	…排水ポンプ、__電動弁 …	…排水ポンプ、 <u>放射線 モニタ</u> 、電動弁…
** 8-1-215	下 3	…ではなく、__電動弁…	…ではなく、 <u>放射線モ ニタ</u> 、電動弁…
** 8-1-231	上 6～ 上 10		

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-231	上 11～ 下 10		(記載の削除)

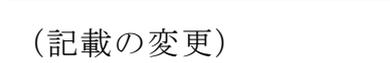
なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-233	下 5		
** 8-1-233	下 4		
** 8-1-233	下 2		
** 8-1-234	上 5～ 上 12		

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-234	上 12 と 上 13 の 間	(記載の追加)	別紙 8-1-20 を追加する。
** 8-1-235	上 1～ 上 2	<u>また、火災の影響を受けるおそれが考えにくい火災区域又は火災区画は、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する設計とする。</u>	(記載の削除)
** 8-1-235	上 2 と 上 3 の 間	(記載の追加)	別紙 8-1-21 を追加する。
** 8-1-235	上 9	…は、 <u>外部電源喪失時</u> においても…	…は、 <u>全交流電源喪失時</u> においても…

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-236	下 12～ 下 11	(a) 	(a) 
** 8-1-236	下 10～ 下 9		
** 8-1-236	下 4～ 下 2	 万一、火災によって煙が 発生した場合でも建築基 準法に準拠した容量の排 煙設備によって排煙が可 能な設計とすることか ら、消火活動が…	 消火活動が…
** 8-1-237	上 12		
** 8-1-237	下 12		
** 8-1-237	下 8～ 下 5	(記載の変更)	別紙 8-1-22 に変更す る。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-238	上 13～ 下 12	(a) 	(a) 
** 8-1-238	下 11～ 下 10		
** 8-1-239	上 13～ 下 10	(記載の変更)	別紙 8-1-23 に変更する。
** 8-1-239	下 5～ 下 4	(記載の変更)	別紙 8-1-24 に変更する。
** 8-1-240	下 9		
** 8-1-243	上 7		
** 8-1-243	上 9	…の換気空調設備は、… …以上となる__設計とす	…の換気__設備は、… …以上となる <u>ように設計</u>
** 8-1-243	上 11	ること…	計__すること…
** 8-1-243	下 6～ 下 1	(記載の変更)	別紙 8-1-25 に変更する。
** 8-1-252	上 3	…に <u>留</u> まる範囲で…	…に <u>と</u> どまる範囲で…

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-253	上7		
** 8-1-265	上4と 上5の 間	(記載の追加)	別紙 8-1-26 を追加する。
** 8-1-266	下11と 下10の 間	(記載の追加)	<u>生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の特定重大事故等対処施設を構成する設備は、侵入防止対策により原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u>
** 8-1-284	下9～ 下8	…格納容器圧力逃がし装置__及び緊急用海水系を設ける。	…格納容器圧力逃がし装置， <u>耐圧強化ベント系及び緊急用海水系</u> を設ける。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-284	下8と 下7の 間	(記載の追加)	なお、 <u>耐圧強化ベント系は、</u> の設置をもって廃止する。
** 8-1-284	下3～ 下2	…格納容器圧力逃がし装置は、 <u>原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、フィルタ装置へ…</u>	…格納容器圧力逃がし装置は、 <u>サプレッション・チェンバ側から不活性ガス系及び格納容器圧力逃がし装置配管を経由又はドライウェル側から格納容器圧力逃がし装置配管を経由して、原子炉格納容器内雰囲気ガスをフィルタ装置へ…</u>
** 8-1-285	上7と 上8の 間	(記載の追加)	別紙 8-1-27 を追加する。
** 8-1-285	下6	格納容器圧力逃がし装置__は、…	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系は、…

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-286	上 3～ 上 4	…遠隔人力操作機構又は <u>操作ハンドル</u> を用いた…	…遠隔人力操作機構__ を用いた…
** 8-1-286	上 7 と 上 8 の 間	(記載の追加)	<u>耐圧強化ベント系は、</u> <u>排出経路に設置される</u> <u>隔離弁の電動弁を常設</u> <u>代替交流電源設備若し</u> <u>くは可搬型代替交流電</u> <u>源設備からの給電によ</u> <u>る遠隔操作を可能とす</u> <u>ること又は操作ハンド</u> <u>ルを用いた人力による</u> <u>操作を可能とすること</u> <u>で、非常用交流電源設</u> <u>備からの給電により駆</u> <u>動する残留熱除去系</u> <u>(原子炉停止時冷却</u> <u>系、格納容器スプレイ</u> <u>冷却系及びサプレッシ</u> <u>ョン・プール冷却系)</u> <u>及び残留熱除去系海水</u> <u>系に対して、多様性を</u>

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-286	上 9	…に設置__することで、 …	<u>有する設計とする。</u> …に設置し、 <u>耐圧強化</u> <u>ベント系は、原子炉建</u> <u>屋原子炉棟内の残留熱</u> <u>除去系ポンプ、熱交換</u> <u>器及び屋外の残留熱除</u> <u>去系海水系と異なる区</u> <u>画に設置</u> することで、 …
** 8-1-286	上 12	格納容器圧力逃がし装 置__は、…	格納容器圧力逃がし 装置及び耐圧強化ベン ト系は、…
** 8-1-286	下 8～ 下 7	…格納容器圧力逃がし装 置__に対して、…	…格納容器圧力逃がし 装置及び耐圧強化ベン ト系に対して、…
** 8-1-286	下 4	…格納容器圧力逃がし装 置__と…	…格納容器圧力逃がし 装置及び耐圧強化ベン ト系と…
** 8-1-289	下 2～ 下 1	…格納容器圧力逃がし装 置は、 <u>原子炉格納容器内</u> <u>雰囲気ガスを不活性ガス</u>	…格納容器圧力逃がし 装置は、 <u>サプレッショ</u> <u>ン・チェンバ側から不</u>

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-1-290	上 8～ 上 9	<p>系を經由して、<u>フィルタ装置へ…</u></p> <p>…水面からの高さを確保し、<u>ドライウエル側からの排気では、ドライウエル床面からの高さを確保する設計とする。</u></p>	<p><u>活性ガス系及び格納容器圧力逃がし装置配管を經由又はドライウエル側から格納容器圧力逃がし装置配管を經由して、原子炉格納容器内雰囲気ガスをフィルタ装置へ</u></p> <p>…水面からの高さを確保すること、また、<u>ドライウエル側からの排気では、排気配管とペDESTALの離隔を確保するとともに燃料有効長頂部よりも高い位置に取出口を設けることにより、長期的にも融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。</u></p>

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
** 8-1-291	上5～ 上7	…フィルタ装置入口第一弁（S/C側）バイパス弁， <u>フィルタ装置入口第二弁</u> ， <u>フィルタ装置入口第二弁バイパス弁</u> ， <u>第一弁（D/W側）</u> 及び <u>フィルタ装置入口連絡弁</u> は， …	…フィルタ装置入口第一弁（S/C側）バイパス弁， <u>フィルタ装置入口第一弁（D/W側）</u> ， <u>フィルタ装置入口第一弁（D/W側）</u> バイパス弁， <u>フィルタ装置入口第二弁</u> 及び <u>フィルタ装置入口第二弁バイパス弁</u> は，…
** 8-1-291	上11	… <u>遮蔽体</u> に囲まれた…	… <u>遮蔽</u> に囲まれた…
** 8-1-291	下4	… <u>遮蔽体</u> を設け，…	… <u>遮蔽</u> を設け，…
** 8-1-292	上8	…排出経路に設置される <u>隔離弁</u> を操作できる…	…排出経路に設置される <u>フィルタ装置入口第一弁（S/C側）</u> ， <u>フィルタ装置入口第一弁（S/C側）バイパス弁</u> ， <u>フィルタ装置入口第一弁（D/W側）</u> ， <u>フィルタ装置入口第一弁（D/W側）</u> バイパ

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<u>ス弁，フィルタ装置入</u> <u>口第二弁及びフィルタ</u> <u>装置入口第二弁バイパ</u> <u>ス弁</u> を操作できる…

なお，*を付した頁は，令和元年9月24日付け，総室発第69号で申請した頁を，**を付した頁は，令和2年11月16日付け，総室発第78号で一部補正した頁を，***を付した頁は，令和3年2月19日付け，総室発第109号で一部補正した頁を示す。

なお、基準地震動 S_s を一定程度超える地震動に対しての特定重大事故
等対処施設の頑健性の確保の方針を踏まえ、



第 1.1.7-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 (8/58)

48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種類	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	50条に記載(常設耐震重要重大事故防止設備)		常設	(代替する機能を有する設計基準対象施設は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び残留熱除去系(サブレッション・プール冷却系)であり、耐震重要度分類はS)	機器クラス
	フィルタ装置入口第一弁(D/W側)			可搬型		
	フィルタ装置入口第一弁(D/W側)バイパス弁					
	フィルタ装置入口第一弁(S/C側)					
	フィルタ装置入口第一弁(S/C側)バイパス弁					
	フィルタ装置入口第二弁					
	フィルタ装置入口第二弁バイパス弁					
	遠隔人力操作機構					
	遮蔽					
	空					
	気ボンベユニット(空気ボンベ)					
	圧力開放板					
	窒素供給装置					
窒素供給装置用電源車						

50条に記載(可搬型重大事故防止設備)

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.1.7-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 (9/58)

48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(続き)	フィルタ装置遮蔽	50条に記載(常設耐震重要重大事故防止設備)		常設	(代替する機能を有する設計基準対象施設は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び残留熱除去系(サブレーション・プール冷却系)であり、耐震重要度分類はS)	機 器 ク ラ ス
	配管遮蔽			可搬型		
	移送ポンプ					
	可搬型代替注水中型ポンプ	56条に記載(可搬型重大事故防止設備)				
	可搬型代替注水大型ポンプ					
	西側淡水貯水設備 [水源]	56条に記載(常設耐震重要重大事故防止設備)				
耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替淡水貯槽 [水源]					
	第一弁 (S/C側)	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	SA-2
	第一弁 (D/W側)	残留熱除去系(サブレーション・プール冷却系)	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	SA-2
	耐圧強化ベント系一次隔離弁			常設	常設耐震重要重大事故防止設備	SA-2
	耐圧強化ベント系二次隔離弁			常設	常設耐震重要重大事故防止設備	SA-2

第 1.1.7-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 (15/58)

50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類		機器クラス
		設備	耐震重要度分類		分類		
代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱 (続き)	海水引込み管	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	SA用海水ピット	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	緊急用海水取水管	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	緊急用海水ポンプピット	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第一弁 (D/W側)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第一弁 (D/W側) バイパス弁	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第一弁 (S/C側)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第一弁 (S/C側) バイパス弁	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第二弁	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	フィルタ装置入口第二弁バイパス弁	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	遠隔人力操作機構	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—	
	遮蔽	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—	
	空気ボンベユニット (空気ボンベ)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2	
	圧力開放板	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—	
	窒素供給装置	—	—	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	—	

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.1.7-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 (21/58)

52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	フィルタ装置			常設 可搬型		
	フィルタ装置入口第一弁 (D/W側)		50条に記載 (常設重大事故緩和設備)			
	フィルタ装置入口第一弁 (D/W側) バイパス弁					
	フィルタ装置入口第一弁 (S/C側)					
	フィルタ装置入口第一弁 (S/C側) バイパス弁					
	フィルタ装置入口第二弁					
	フィルタ装置入口第二弁バイパス弁					
	遠隔人力操作機構					
	遮蔽					
	気ボンベユニット (空気ボンベ)					
	圧力開放板					
	窒素供給装置		50条に記載 (可搬型重大事故緩和設備)			
	窒素供給装置用電源車					
	フィルタ装置遮蔽		50条に記載 (常設重大事故緩和設備)			
配管遮蔽						
移送ポンプ						

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

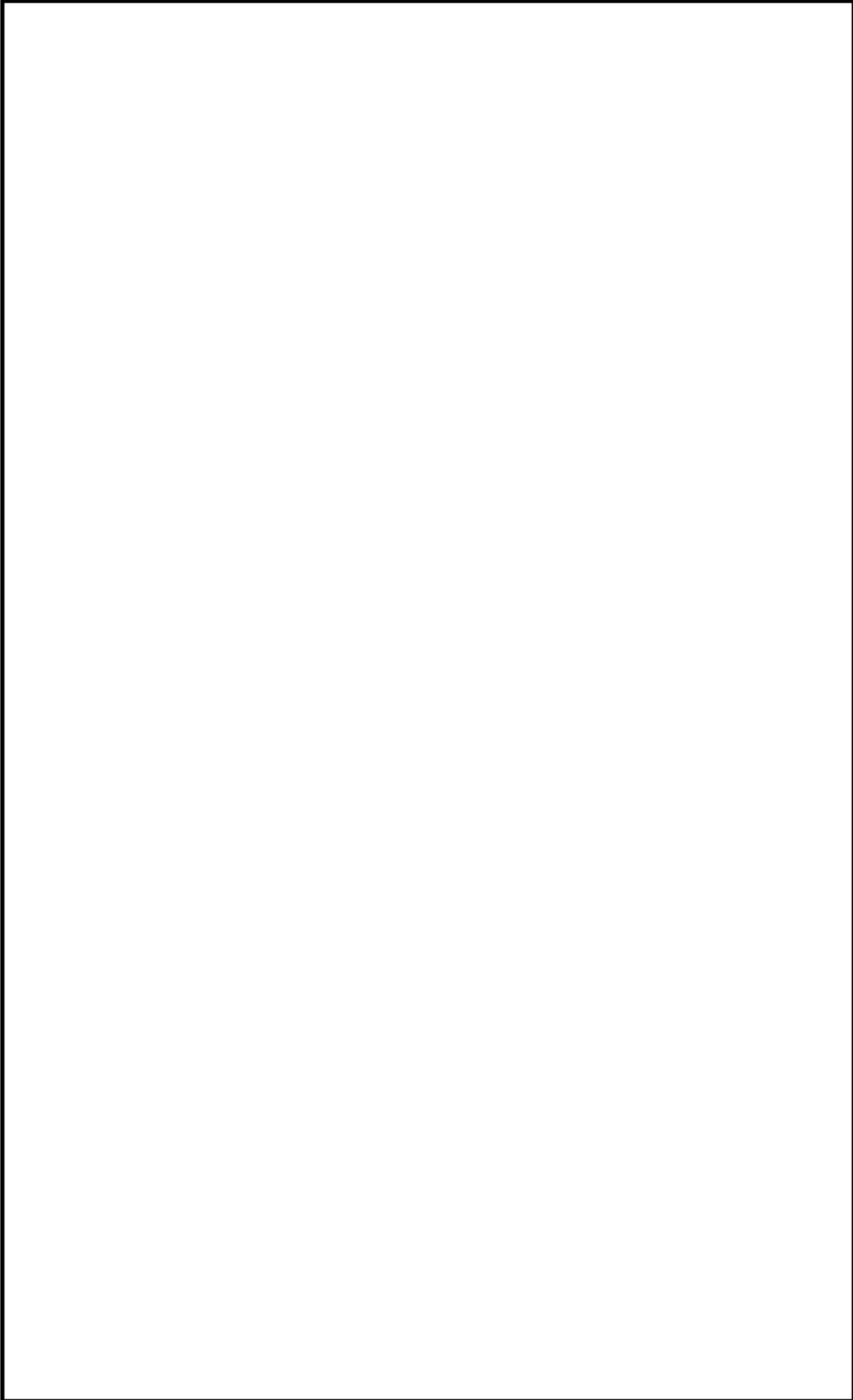
第 1.1.7-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類等 (42/58)

58 条 計装設備

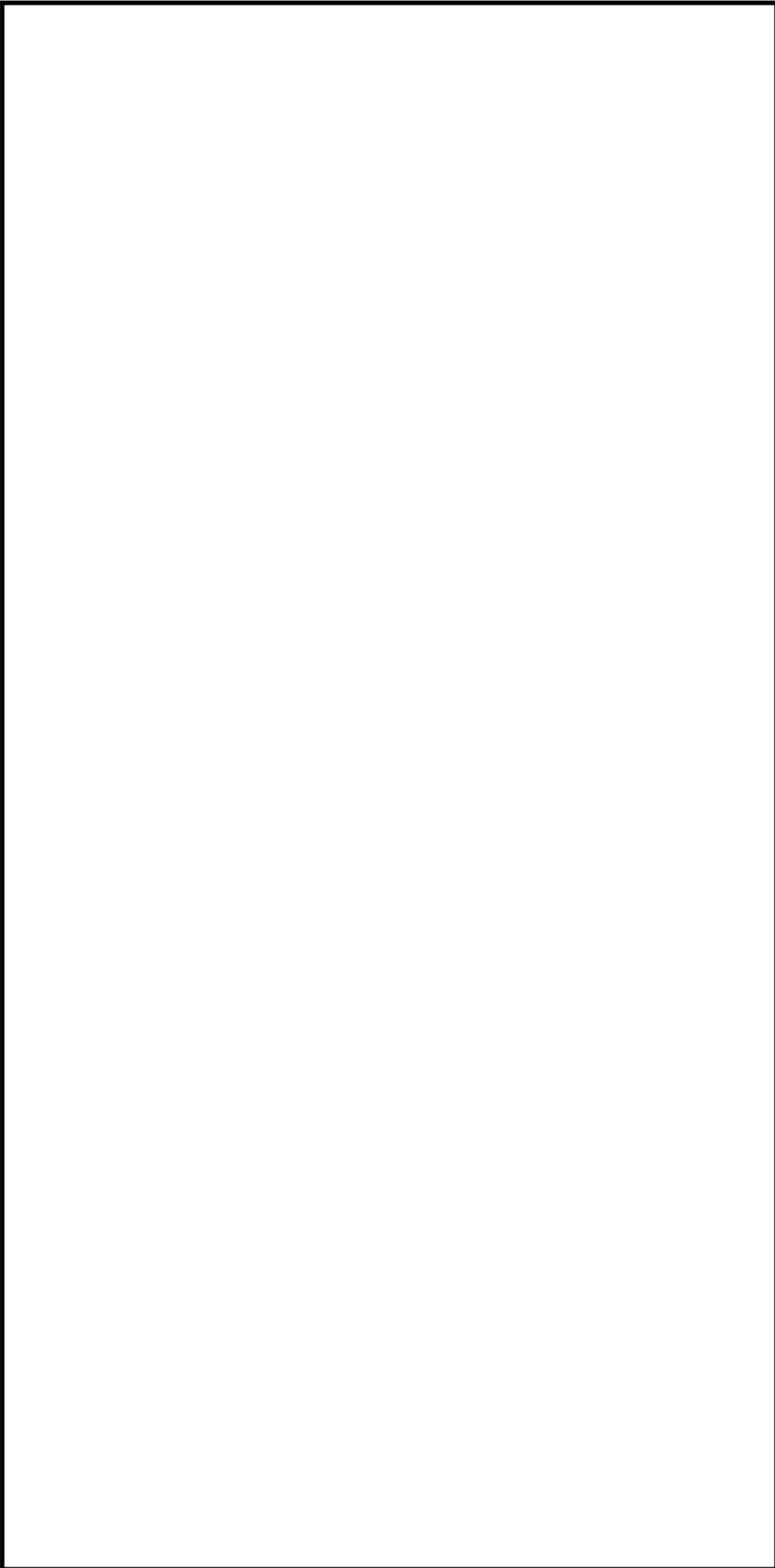
系統機能	設備※1	代替する機能を有する設計基準対象施設※2		設備種別	設備分類	
		設備※1	耐震重要度分類		分類	機器クラス
最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置水位	主要パラメータの他チャンネル	—	常設可搬型	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	フィルタ装置圧力	ドライウエール圧力 サブレーション・チェンバ圧力 フィルタ装置スクラビング水温	— — —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	フィルタ装置スクラビング水温	フィルタ装置圧力	—	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	フィルタ装置圧力	—	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	フィルタ装置入口水素濃度	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (SA)	— —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
最終ヒートシンクの確保 (耐圧強化ベント系)	耐圧強化ベント系放射線モニタ	主要パラメータの他チャンネル	—	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
	最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉圧力容器温度 サブレーション・プールの水温度	— —	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備
残留熱除去系熱交換器出口温度		残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)	C C —	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
残留熱除去系系統流量		緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)	—	常設	常設重大事故防止設備	—
残留熱除去系系統流量		残留熱除去系ポンプ吐出圧力	C	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—

※1 計装設備については計装ループ全体を示すため要素名を記載

※2 主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ

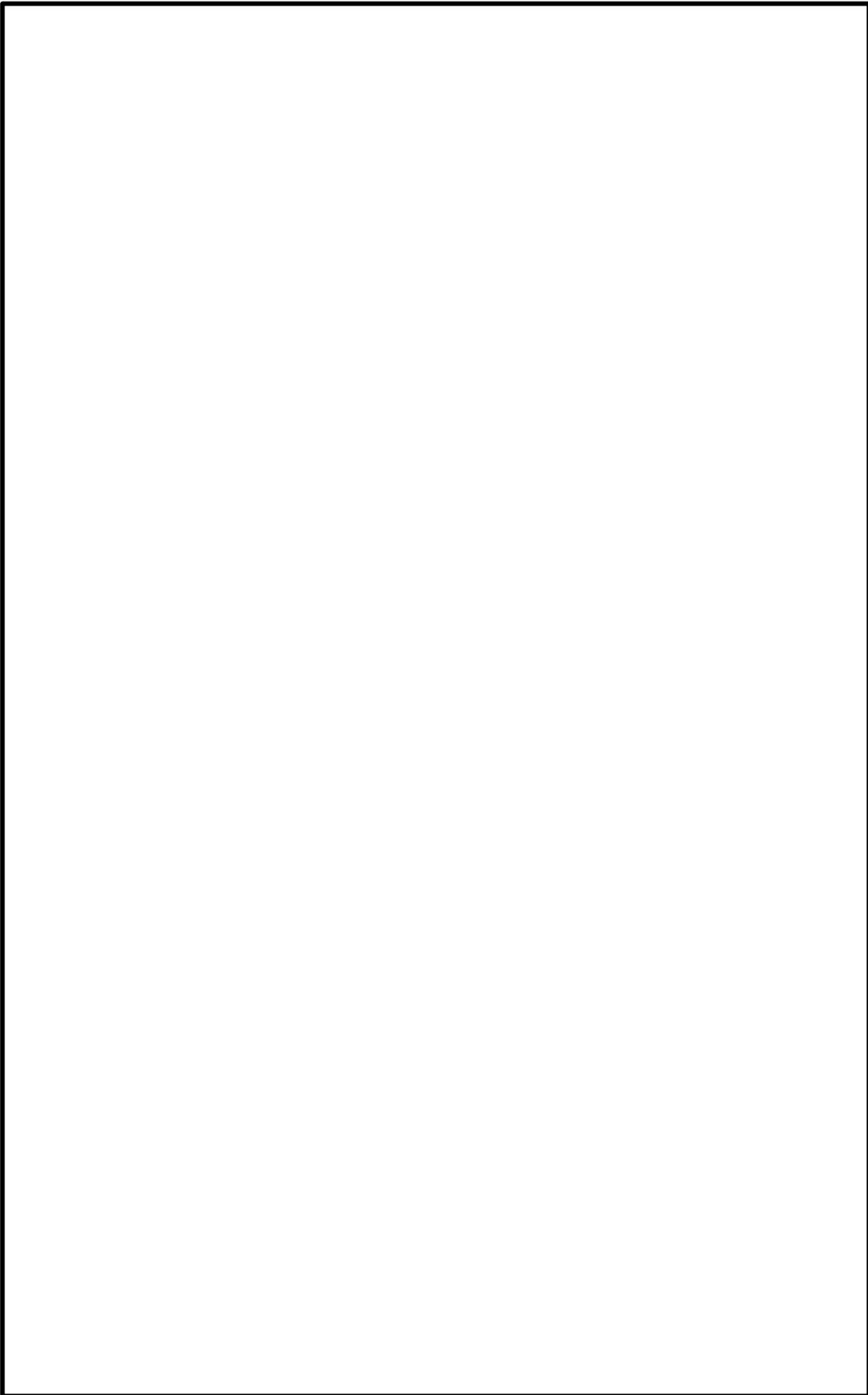


第1.1.7-1図 重大事故等対処設備配置及び保管場所（その1）
□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



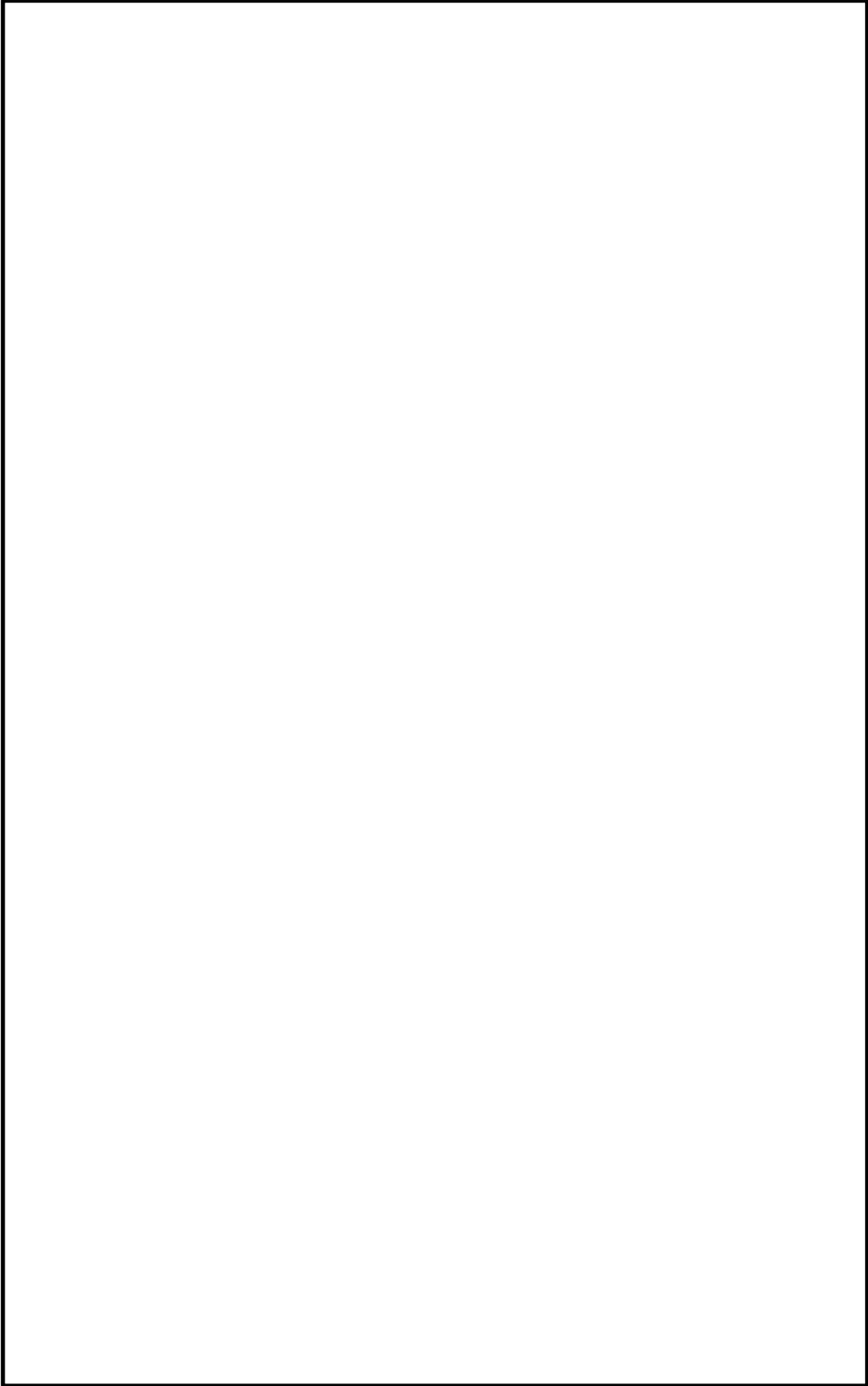
第1.1.7-5図 重大事故等対処設備配置及び保管場所（その5）

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

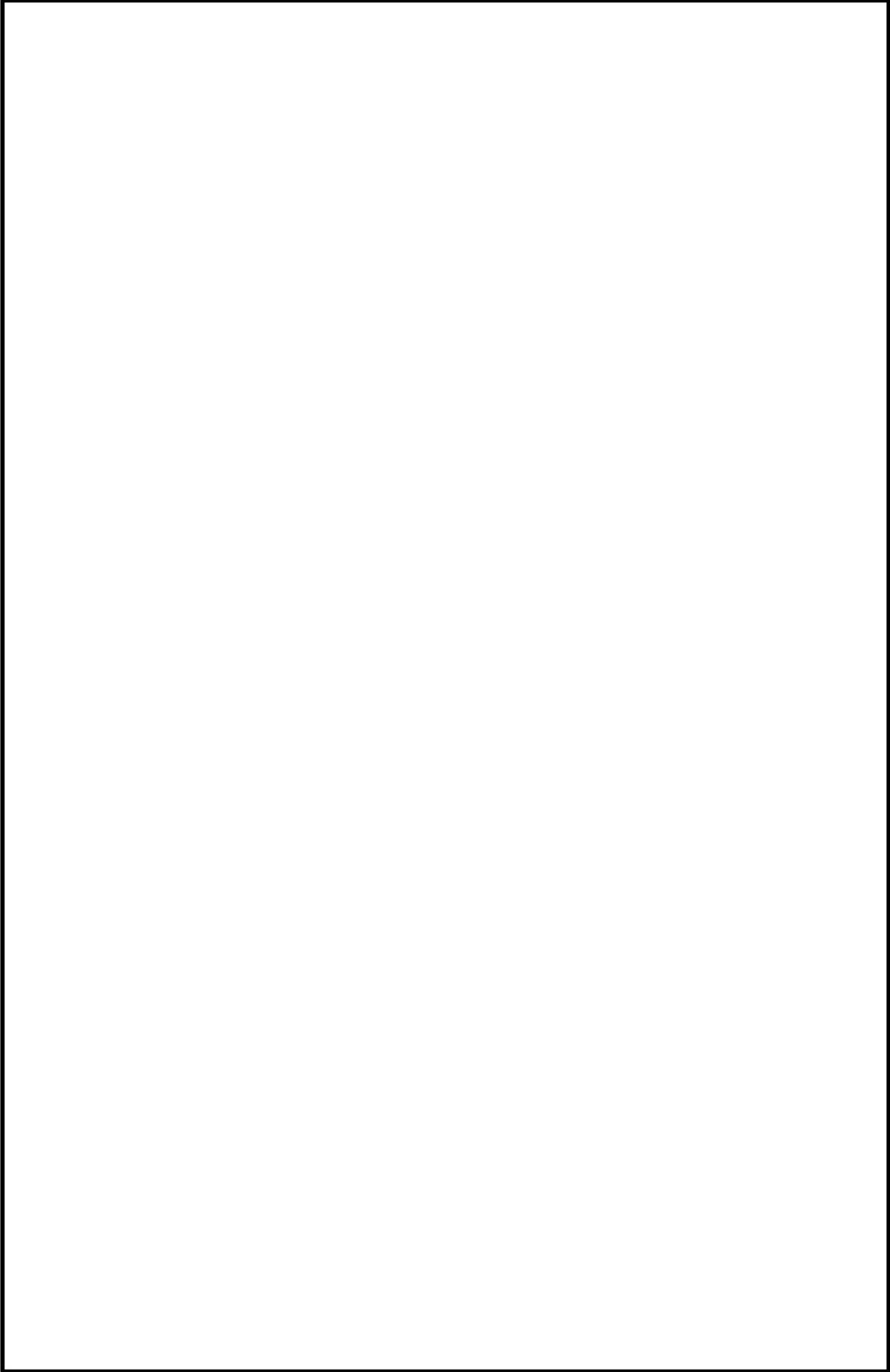


第 1.1.13-1 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

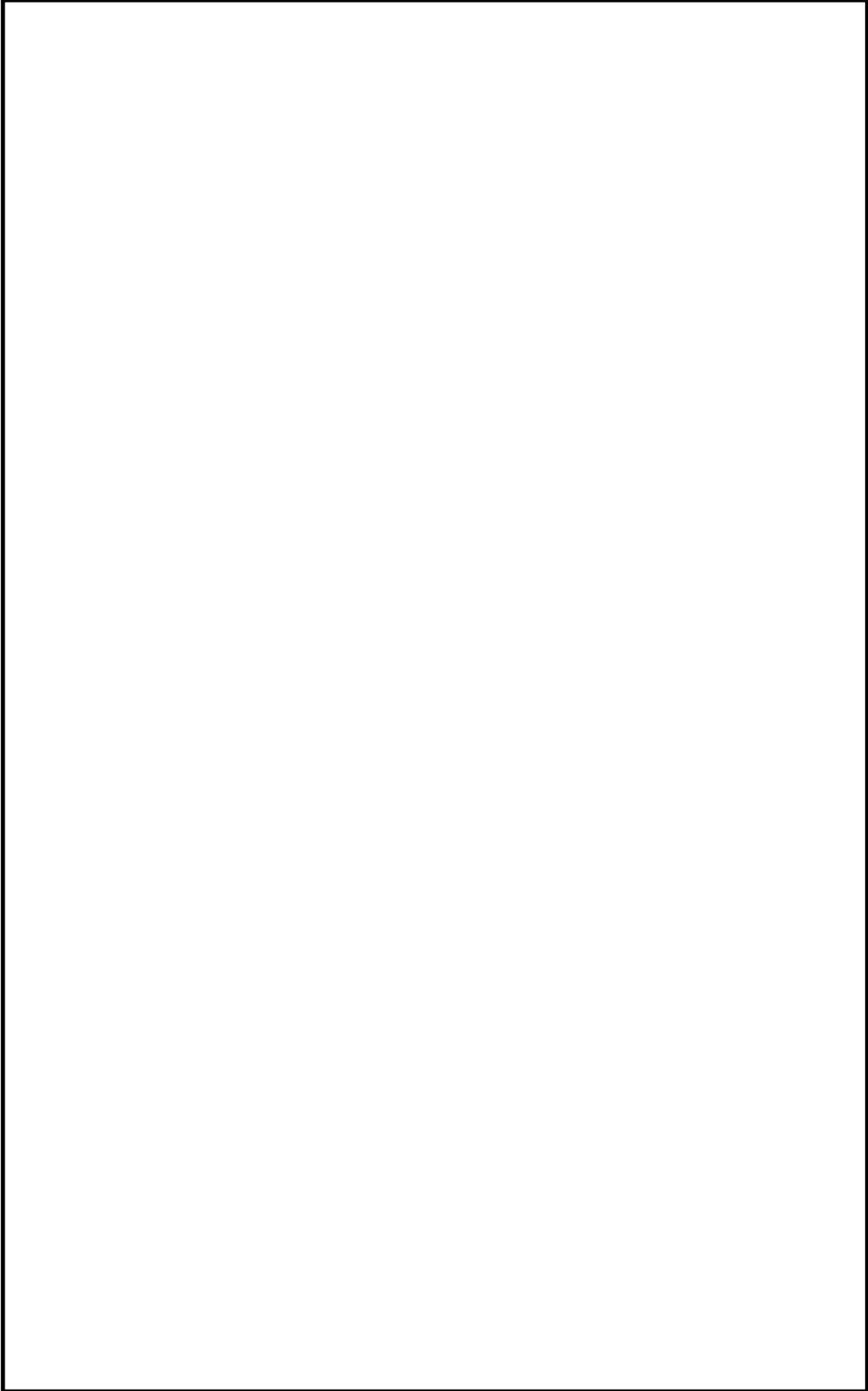


第 1.1.13-2 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



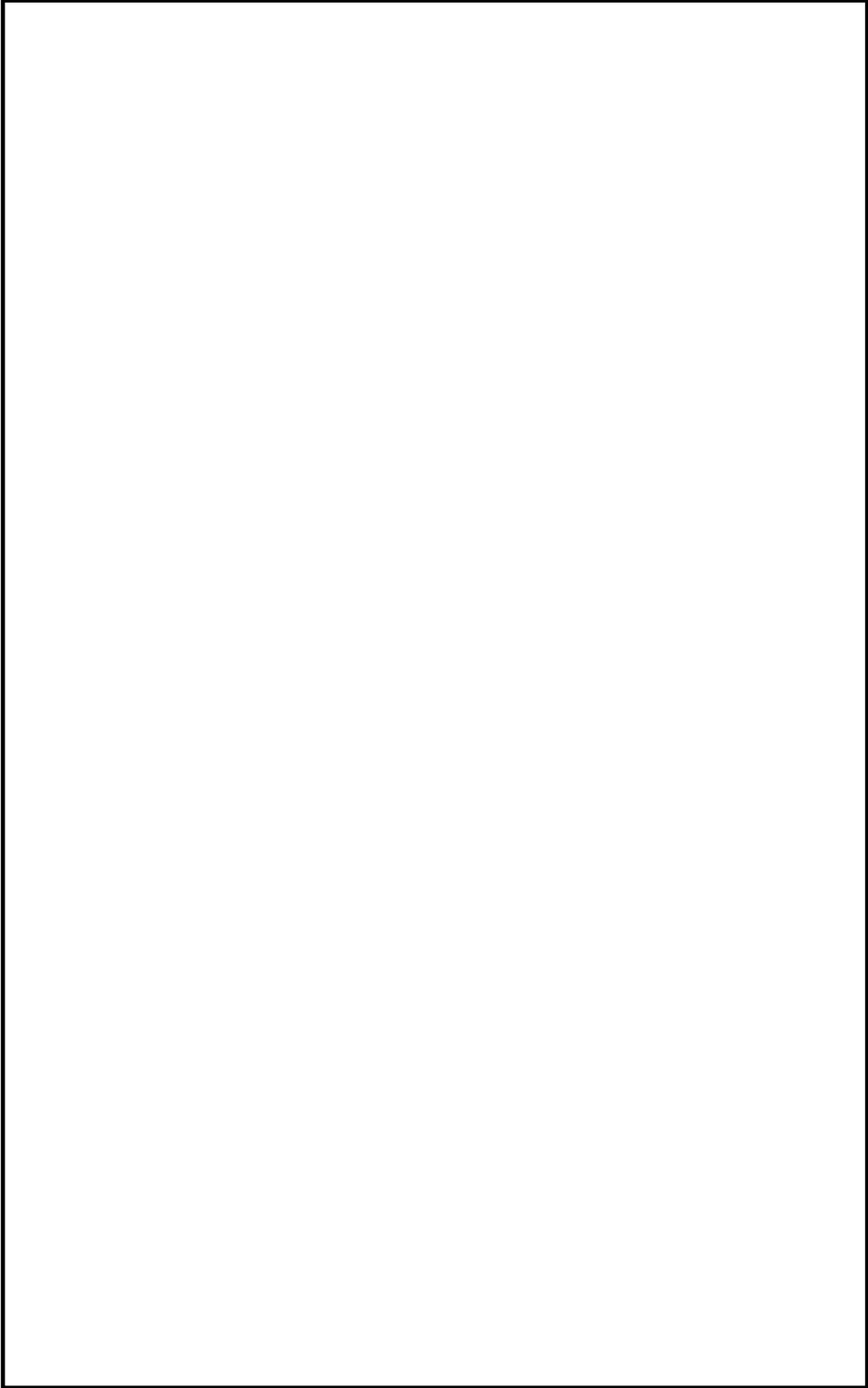
第 1.1.13-3 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



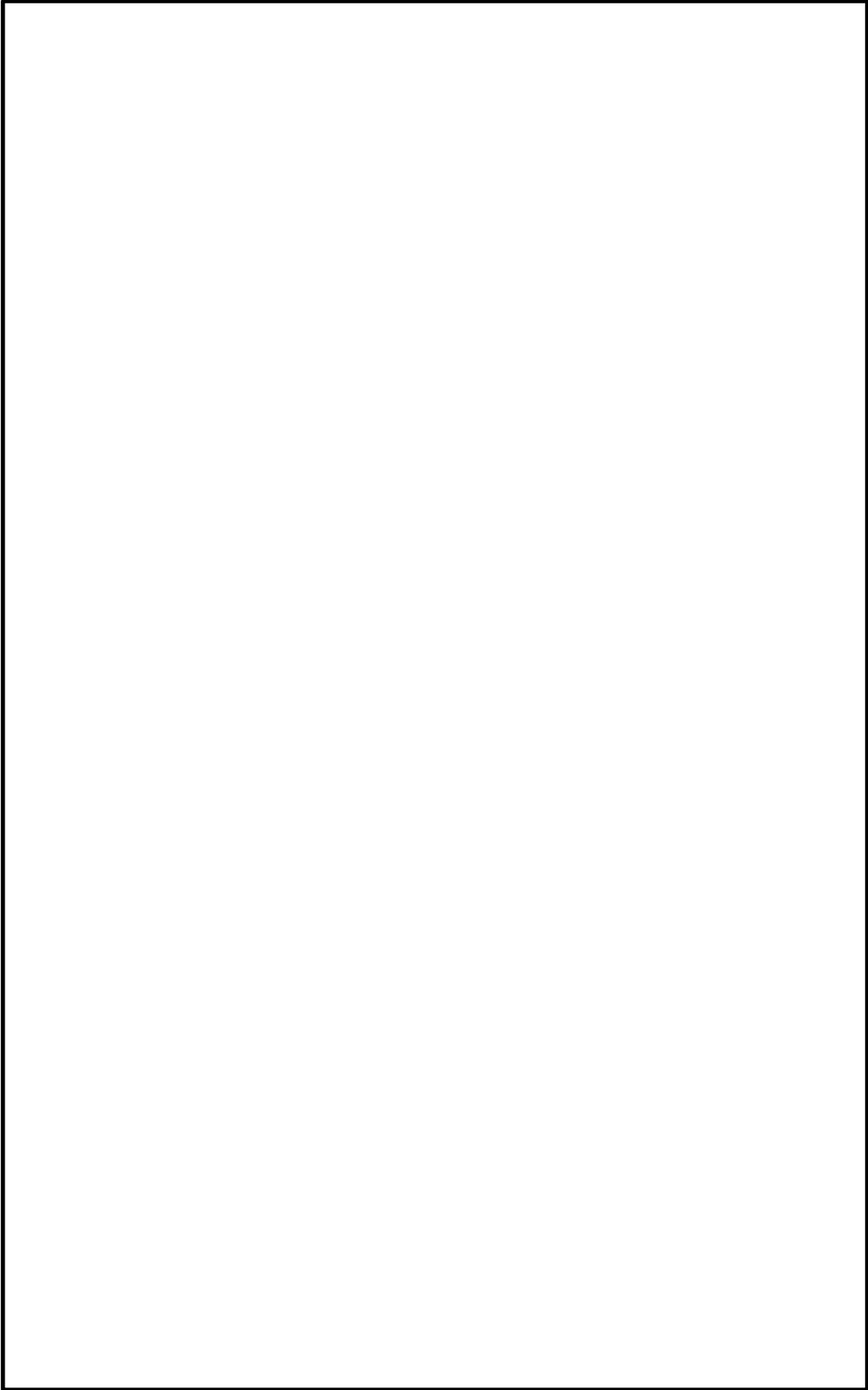
第 1.1.13-4 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



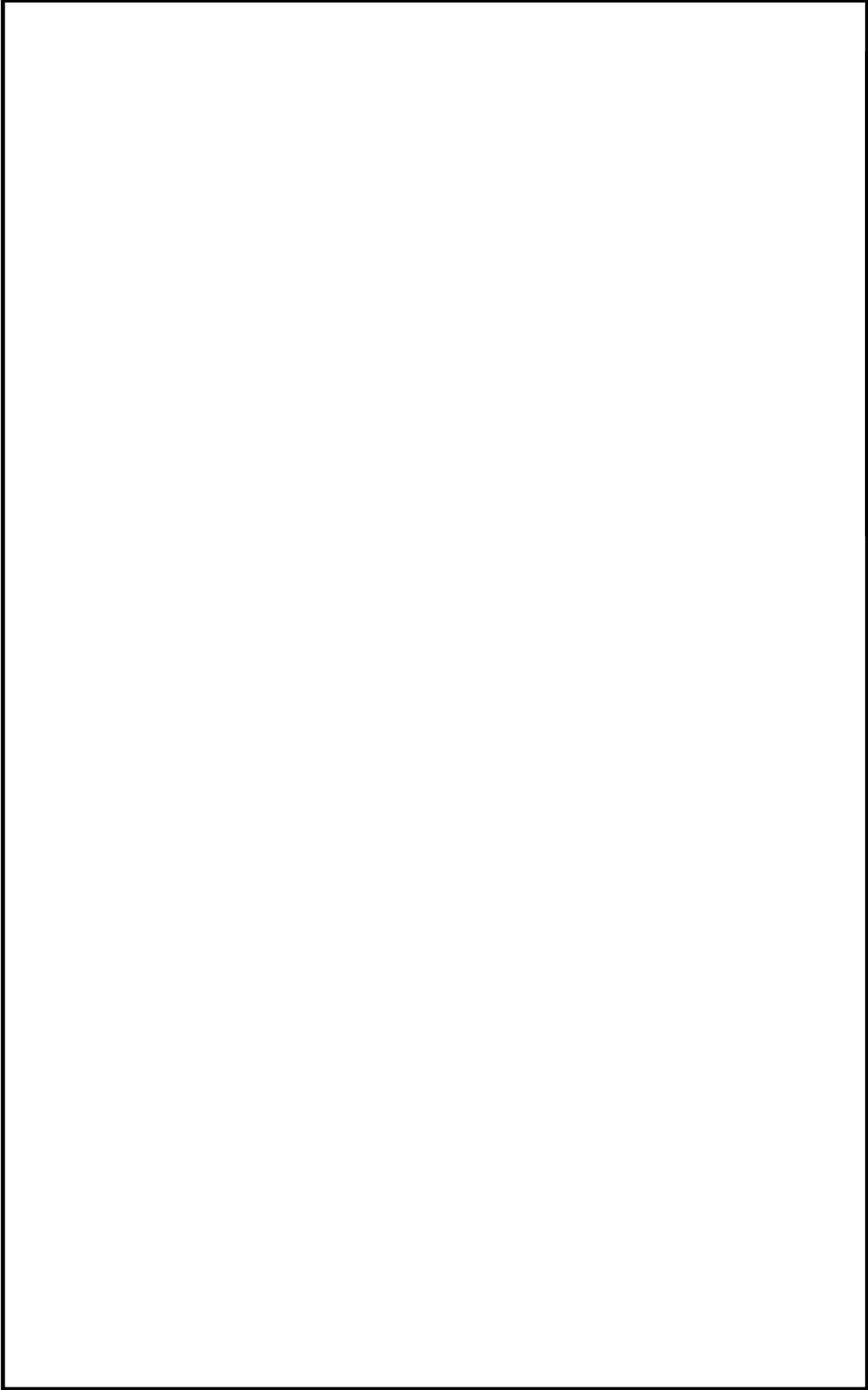
第 1.1.13-5 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



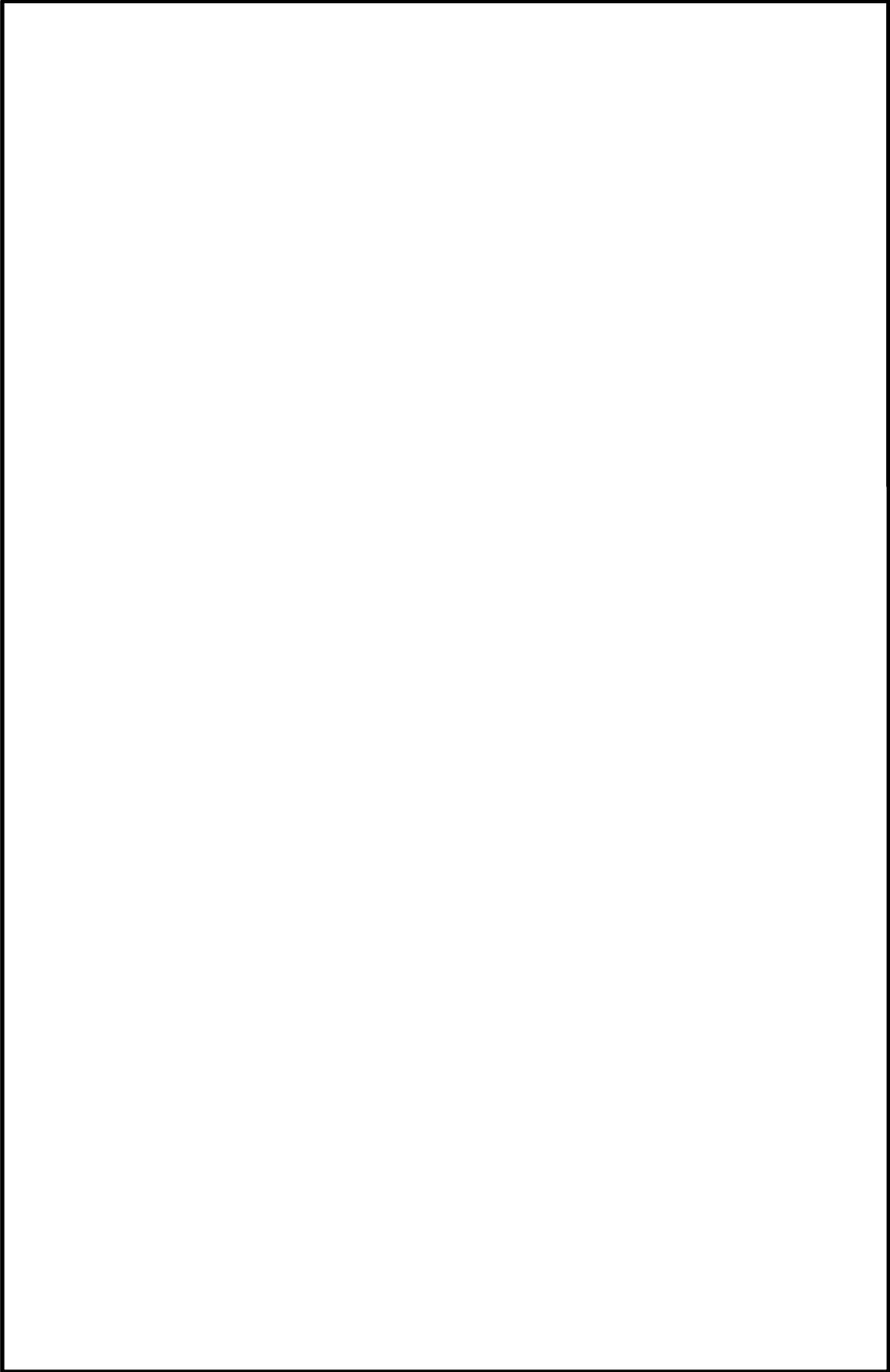
第 1.1.13-6 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



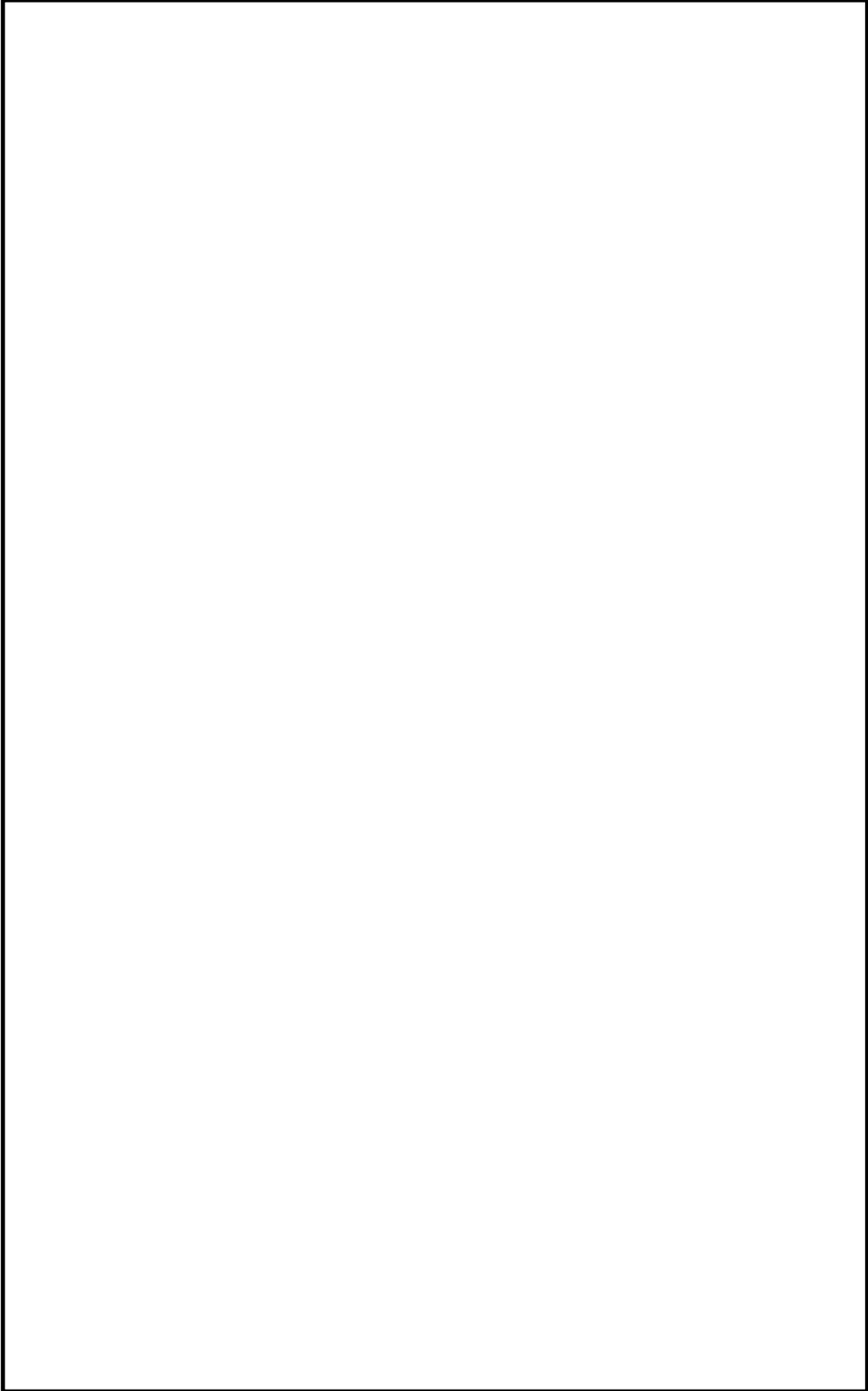
第 1.1.13-7 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



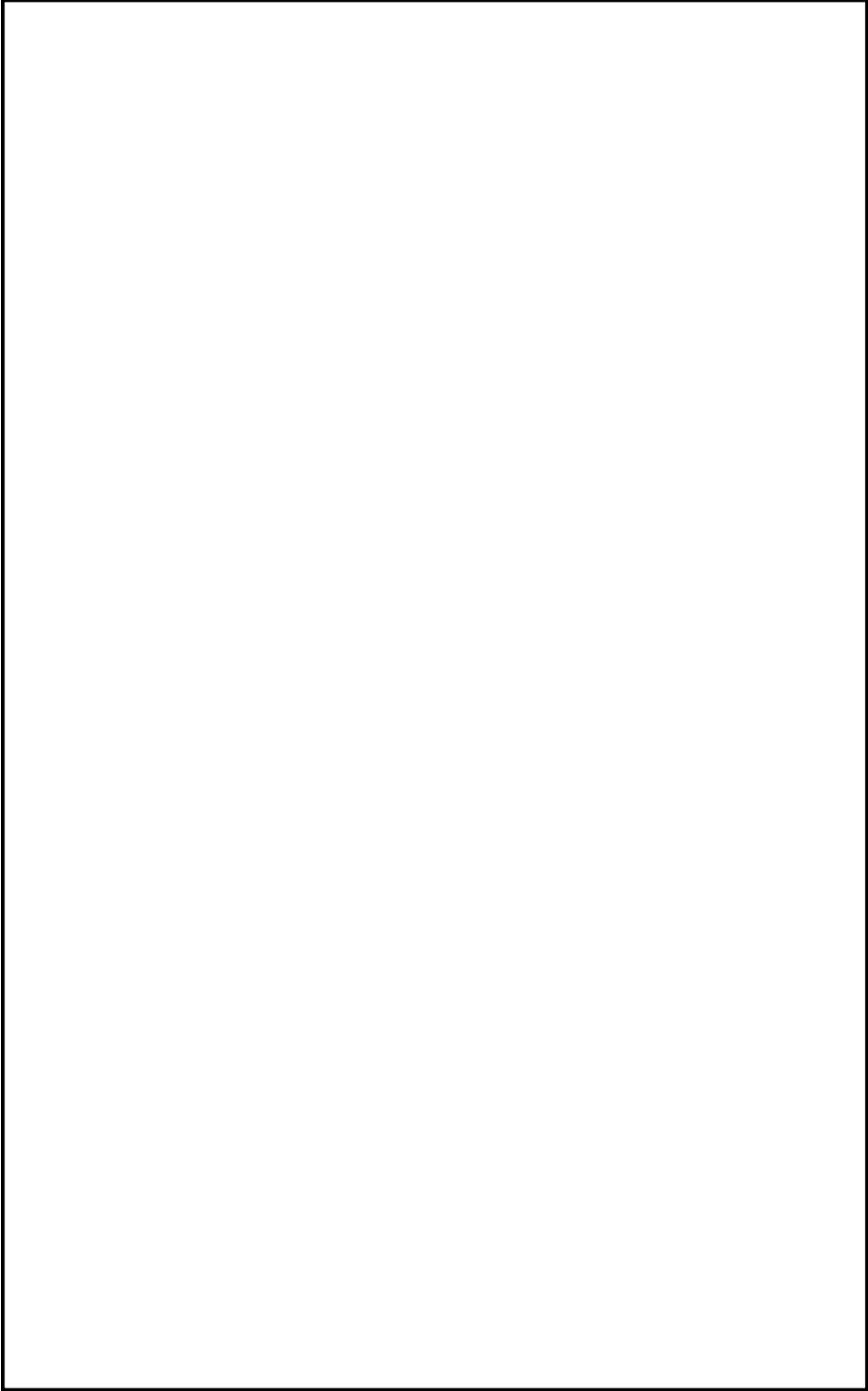
第 1.1.13-8 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



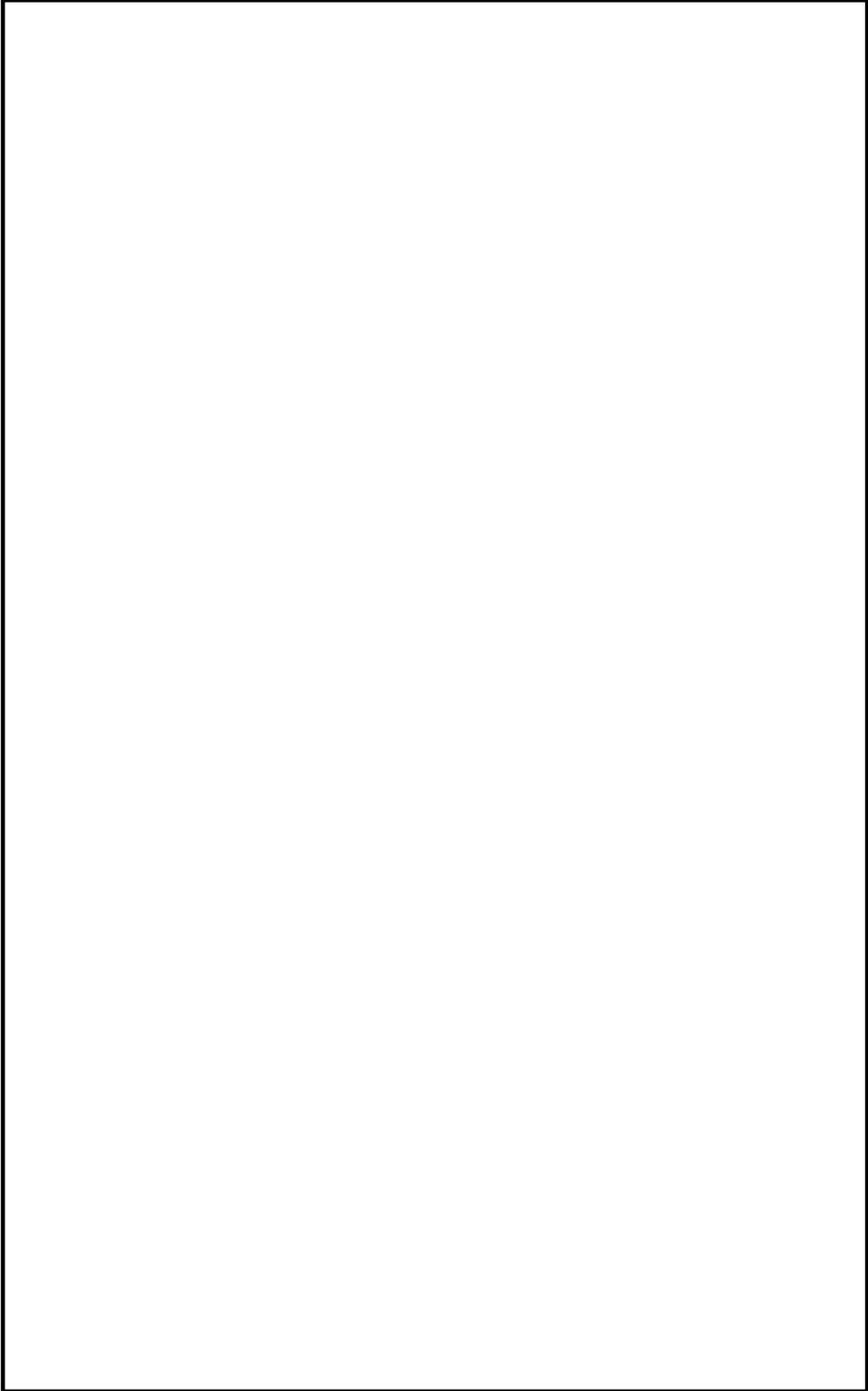
第 1.1.13-9 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



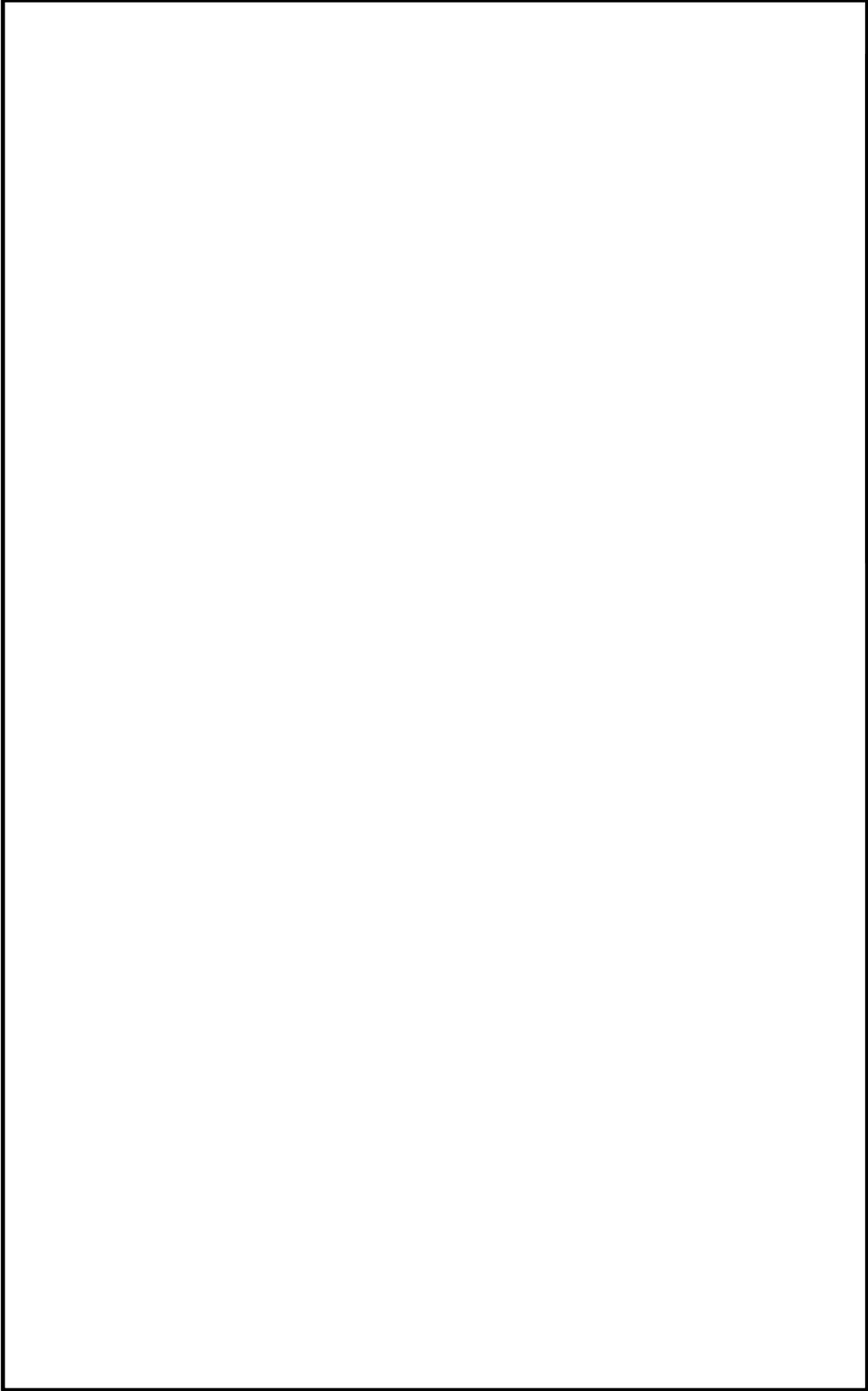
第 1.1.13-10 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



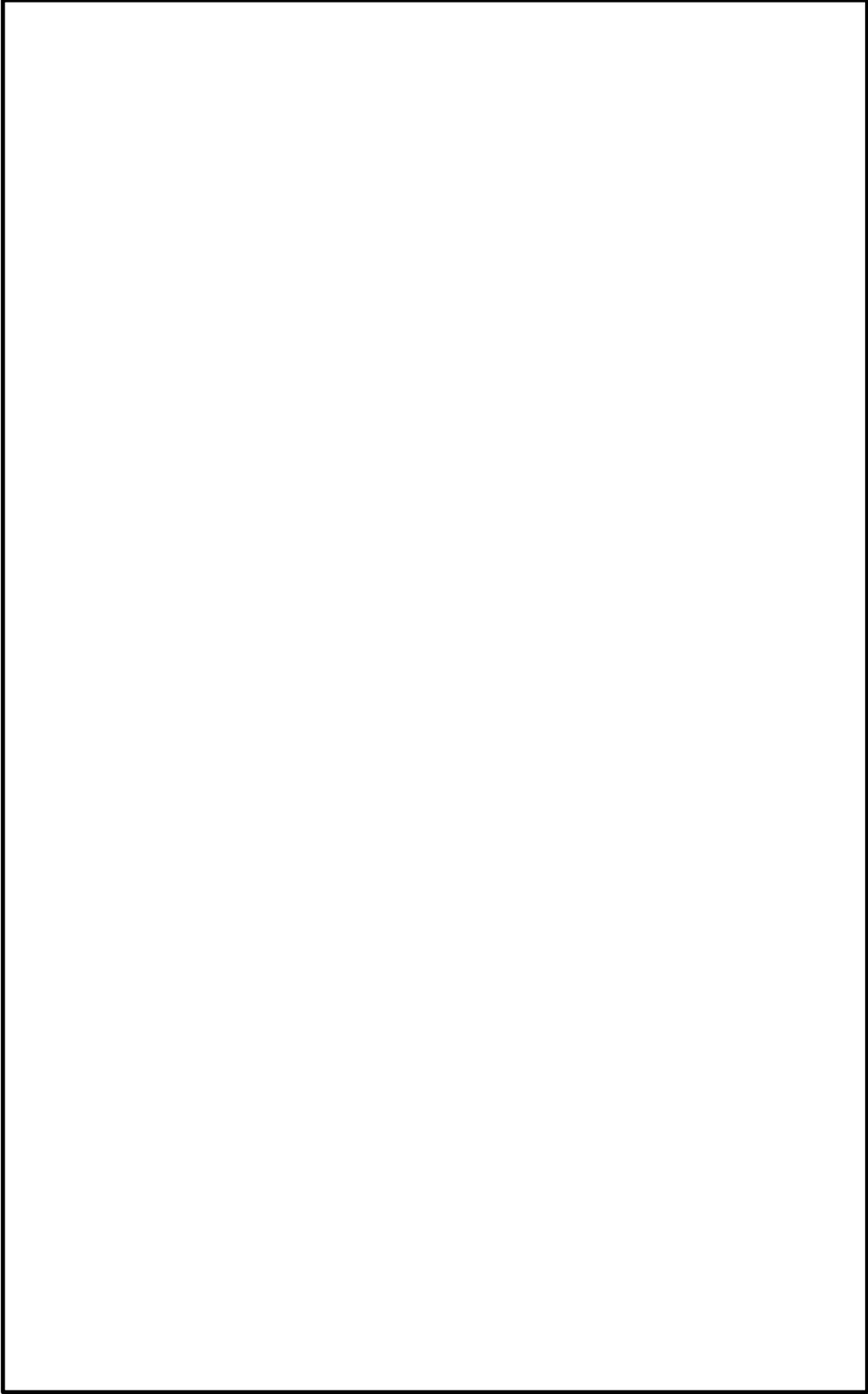
第 1.1.13-11 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



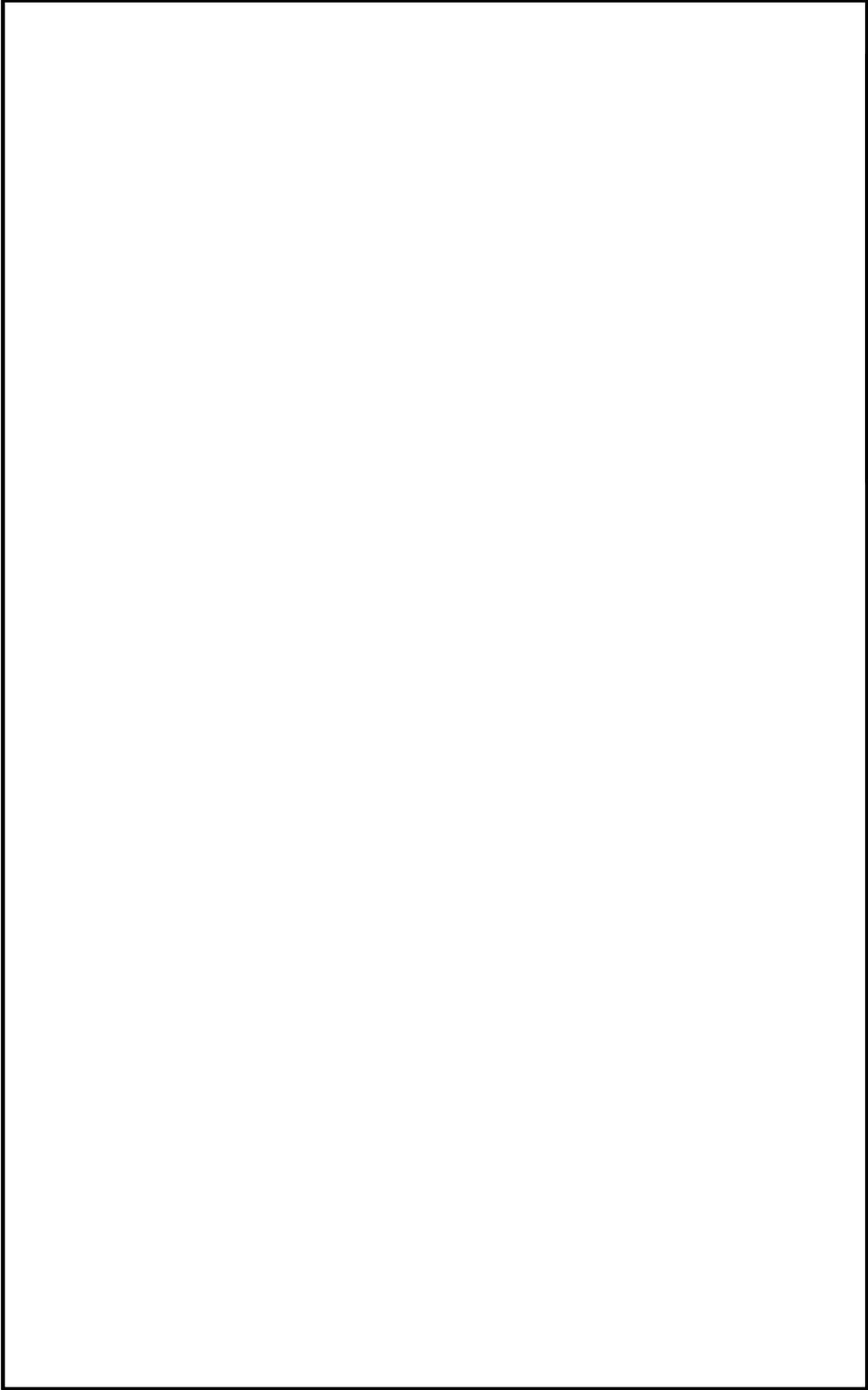
第 1.1.13-12 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



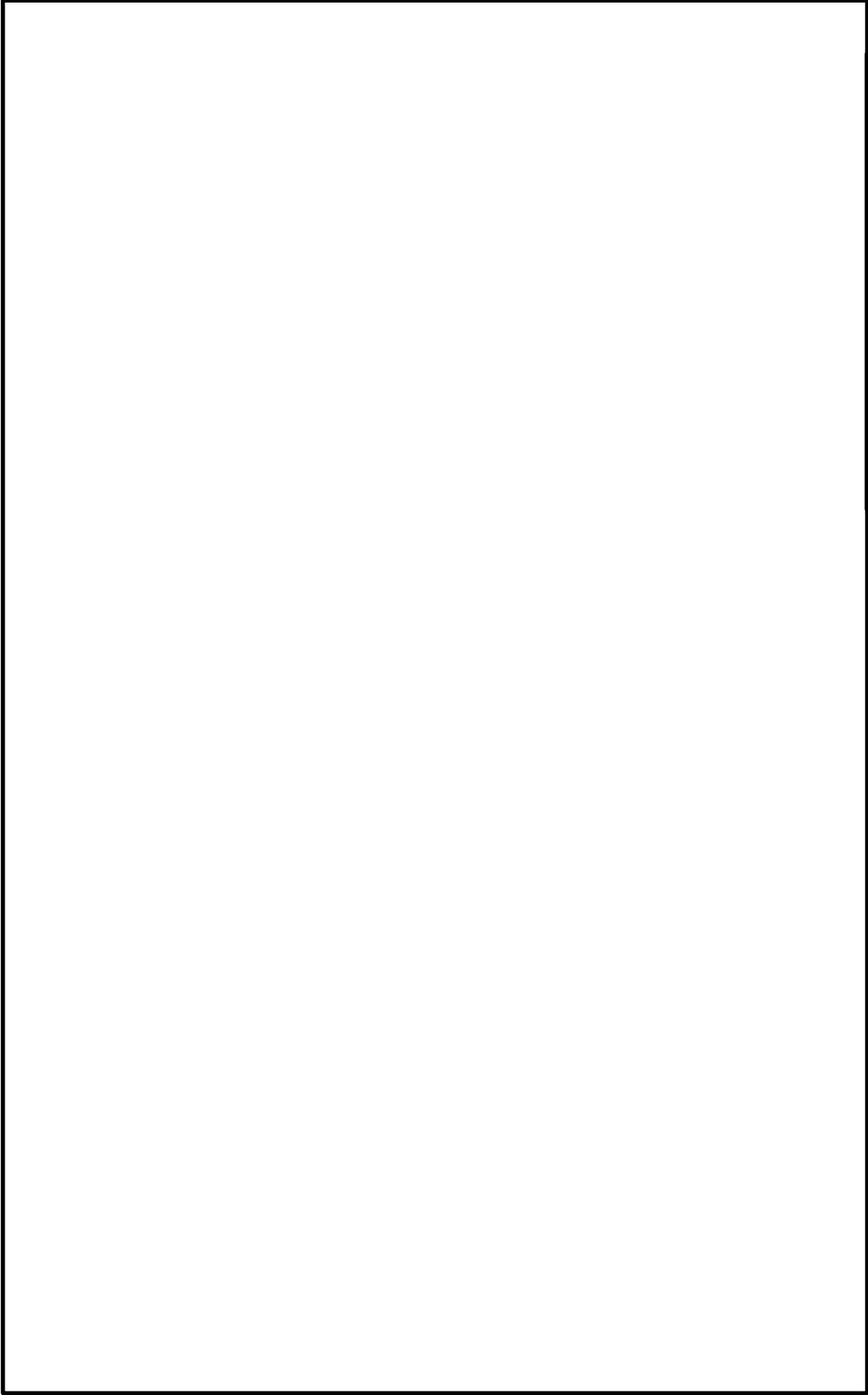
第 1.1.13-13 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



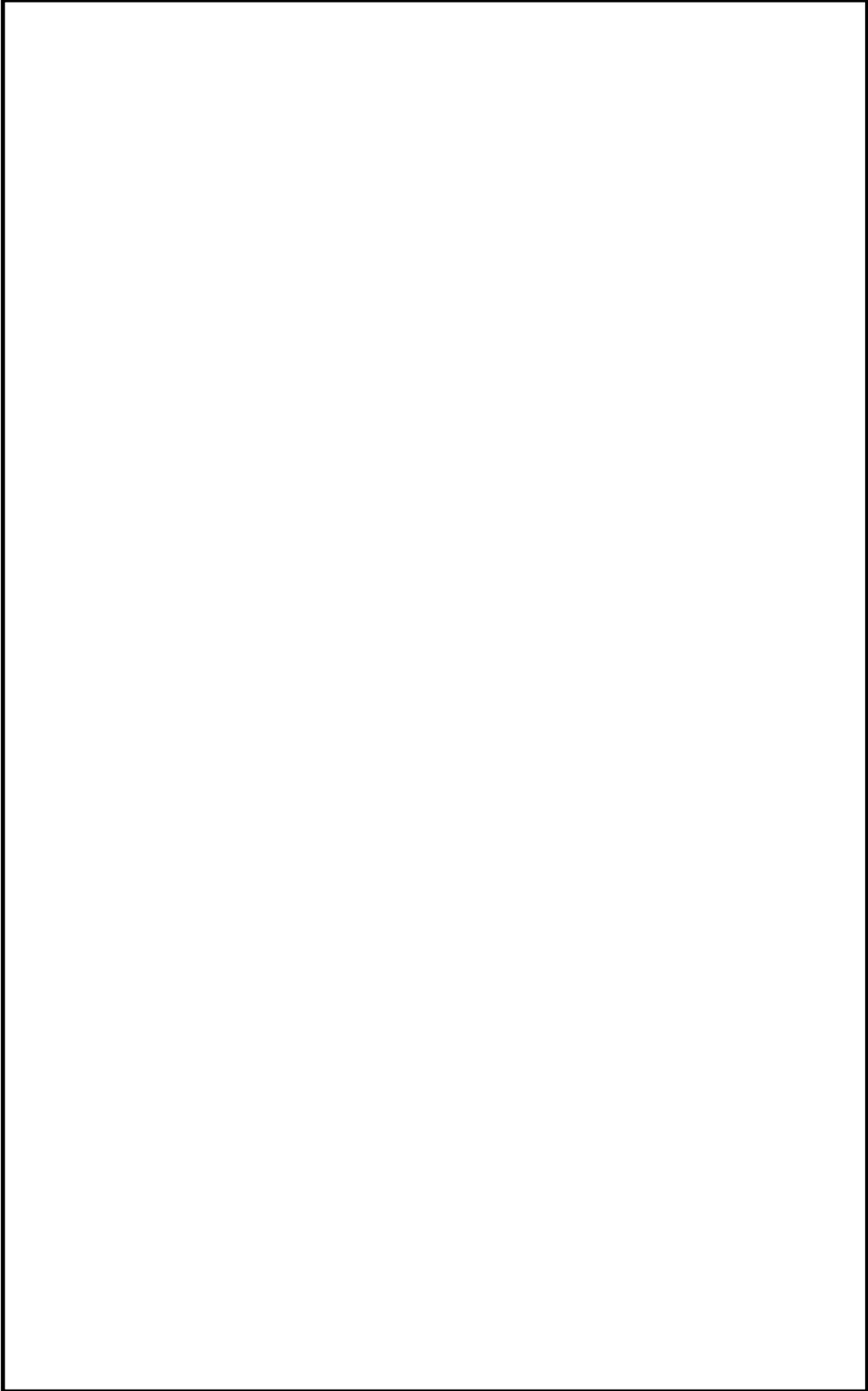
第 1.1.13-14 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



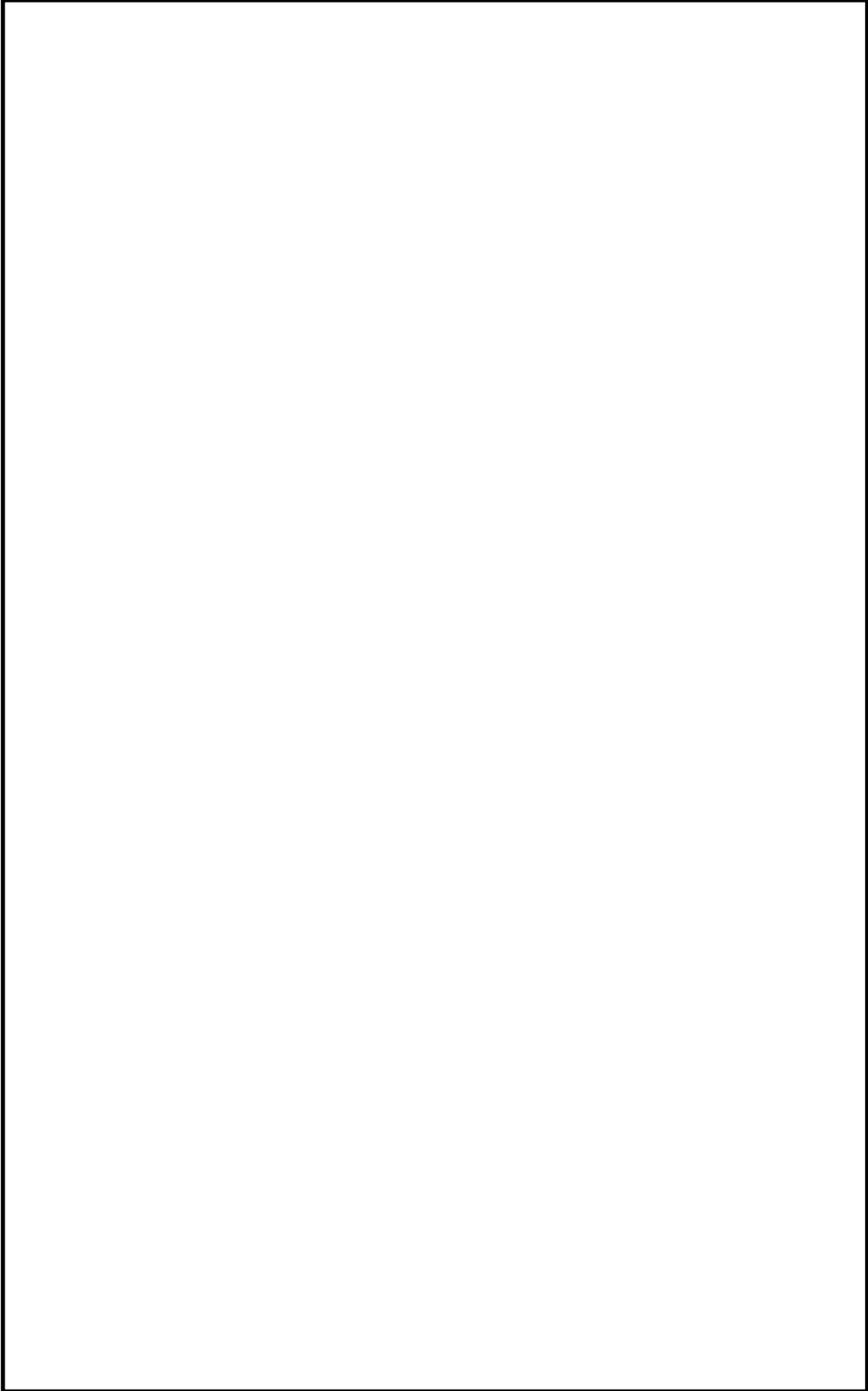
第 1.1.13-15 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置区

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



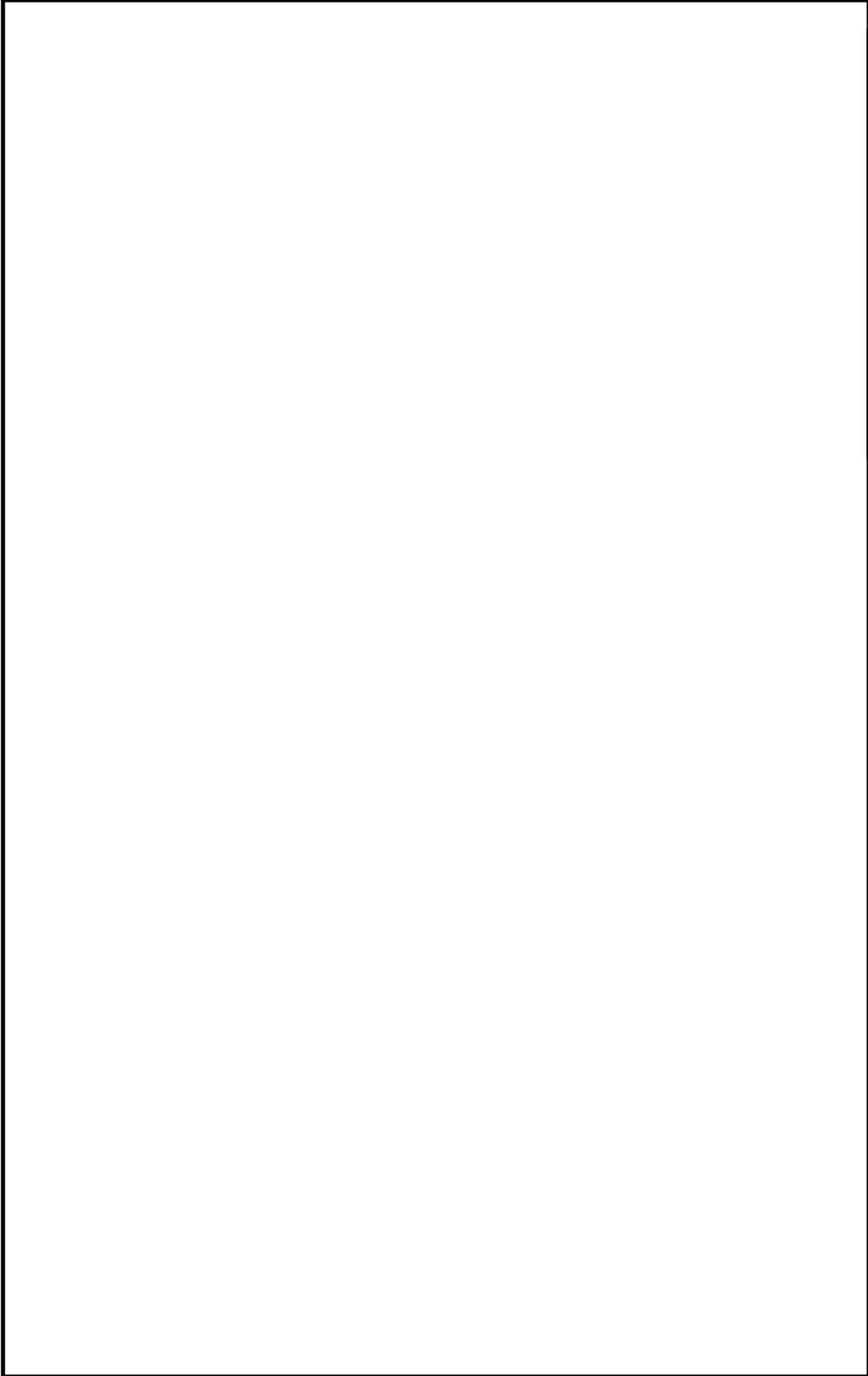
第 1.1.13-16 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.1.13-17 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.1.13-18 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

- (9) 特定重大事故等対処施設（一の施設）の機能を維持するために必要な間接支持構造物においては，必要に応じて，基礎地盤の安定性評価にて計画した物性値を確保した地盤改良体を設置すること等で十分な支持性能を確保することにより，原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。

第 1.3-2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（3/7）

設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）
2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起動領域計装[S] ・ 平均出力領域計装[S] ・ フィルタ装置水位 ・ フィルタ装置圧力 ・ フィルタ装置スクラビング水温度 ・ フィルタ装置入口水素濃度 ・ 緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器） ・ 緊急用海水系流量（残留熱除去系補機） ・ 代替淡水貯槽水位 ・ 西側淡水貯水設備水位 ・ 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・ 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタ装置遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 遮蔽 ・ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・ フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 耐圧強化ベント系放射線モニタ ・ 中央制御室遮蔽[S] ・ 中央制御室換気系空気調和機ファン[S] ・ 中央制御室換気系フィルタ系ファン[S] ・ 中央制御室換気系フィルタユニット[S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器[S] ・ フィルタ装置 ・ フィルタ装置入口第一弁（D/W側）[S] ・ フィルタ装置入口第一弁（D/W側）バイパス弁[S] ・ フィルタ装置入口第一弁（S/C側）[S] ・ フィルタ装置入口第一弁（S/C側）バイパス弁[S] ・ フィルタ装置入口第二弁 ・ フィルタ装置入口第二弁バイパス弁 ・ 空気ポンプユニット（空気ポンプ） ・ 高圧炉心スプレー系注入弁[S] ・ 原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁[S] ・ 低圧炉心スプレー系注入弁[S] ・ 残留熱除去系A系注入弁[S] ・ 残留熱除去系B系注入弁[S] ・ 残留熱除去系C系注入弁[S] ・ 第一弁（D/W側）[S] ・ 第一弁（S/C側）[S] ・ 耐圧強化ベント系一次隔離弁[S] ・ 耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・ 遠隔人力操作機構 ・ 圧力開放板 ・ フィルタ装置遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 移送ポンプ ・ 残留熱除去系熱交換器[S] ・ 代替淡水貯槽 ・ サプレッション・チェンバ[S] ・ 西側淡水貯水設備

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.3-2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（6 / 7）

設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）
3. 常設重大事故緩和設備 （つづき）	重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残留熱除去系海水系系統流量〔C〕 ・ 代替淡水貯槽水位 ・ 西側淡水貯水設備水位 ・ 常設高压代替注水系ポンプ吐出圧力 ・ 常設低压代替注水系ポンプ吐出圧力 ・ 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・ 原子炉建屋水素濃度 ・ 安全パラメータ表示システム（SPDS）〔C〕 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W）〔S〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（S/C）〔S〕 ・ フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 中央制御室待避室遮蔽 ・ 中央制御室換気系空気調和機ファン〔S〕 ・ 中央制御室換気系フィルタ系ファン〔S〕 ・ 中央制御室換気系フィルタユニット〔S〕 ・ ブローアウトパネル閉止装置 ・ ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ ブローアウトパネル開閉状態表示 ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所非常用送風機 ・ 緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・ フィルタ装置遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 遮蔽 ・ 緊急時対策所用差圧計 ・ 中央制御室待避室差圧計 <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器〔S〕 ・ 原子炉建屋原子炉棟〔S〕 ・ 常設低压代替注水系ポンプ ・ コリウムシールド ・ 常設高压代替注水系ポンプ ・ フィルタ装置 ・ フィルタ装置入口第一弁（D/W側）〔S〕 ・ フィルタ装置入口第一弁（D/W側）バイパス弁〔S〕 ・ フィルタ装置入口第一弁（S/C側）〔S〕 ・ フィルタ装置入口第一弁（S/C側）バイパス弁〔S〕 ・ フィルタ装置入口第二弁 ・ フィルタ装置入口第二弁バイパス弁 ・ 空気ポンプユニット（空気ポンプ） ・ 遠隔入力操作機構 ・ 圧力開放板 ・ 残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・ 代替淡水貯槽 ・ 西側淡水貯水設備 ・ サプレッション・チェンバ〔S〕 ・ 静的触媒式水素再結合器 ・ 静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・ 移送ポンプ ・ フィルタ装置遮蔽 ・ 配管遮蔽 ・ 非常用ガス処理系排風機〔S〕 ・ 非常用ガス処理系フィルタトレイン〔S〕 ・ 非常用ガス再循環系排風機〔S〕 ・ 非常用ガス再循環系フィルタトレイン〔S〕

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.3-3 表 特定重大事故等対処施設の設備分類 (1 / 4)

設備分類	定義	主要設備
1. 特定重大事故等対処施設 (一の施設)	<p>特定重大事故等対処施設であって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十八条（重大事故等対処施設の地盤）、第三十九条（地震による損傷の防止）及び第四十条（津波による損傷の防止）」を満たすもの</p>	

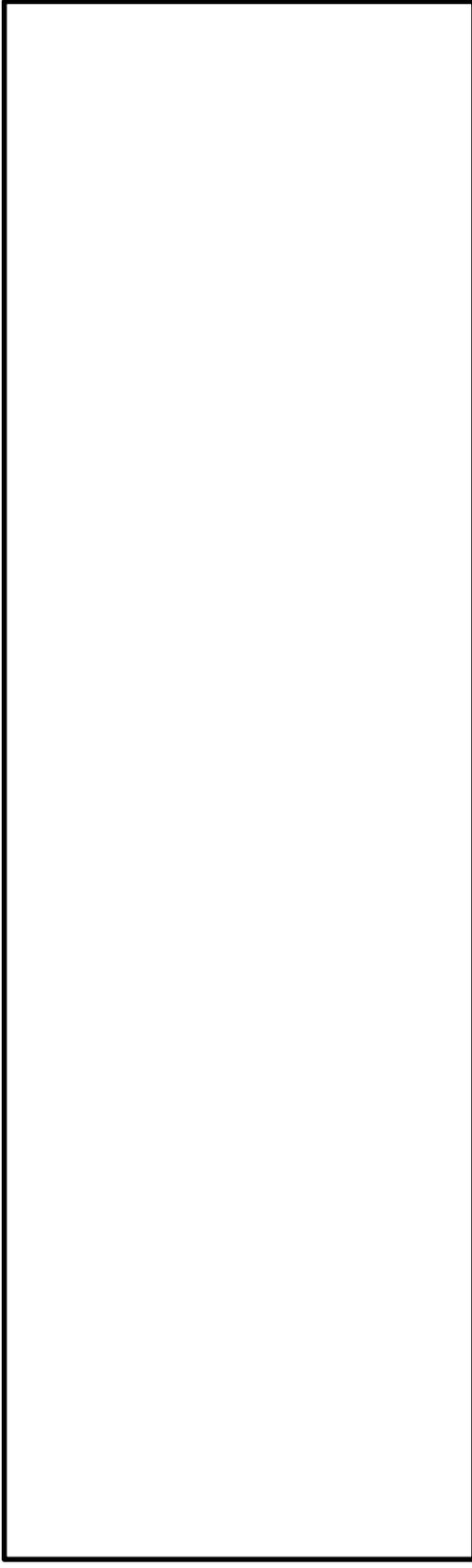
□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.3-3 表 特定重大事故等対処施設の設備分類 (2 / 4)

設備分類	定義	主要設備
1. 特定重大事故等対処施設 (一の施設) (つづき)	特定重大事故等対処施設であって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十八条（重大事故等対処施設の地盤）、第三十九条（地震による損傷の防止）及び第四十条（津波による損傷の防止）」を満たすもの	[Redacted]

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.3-3 表 特定重大事故等対処施設の設備分類 (3 / 4)

設備分類	定義	主要設備
1. 特定重大事故等対処施設 (一の施設) (つづき)	特定重大事故等対処施設であって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十八条 (重大事故等対処施設の地盤)、第三十九条 (地震による損傷の防止) 及び第四十条 (津波による損傷の防止)」を満たすもの	

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(1) 浸水防護重点化範囲の設定

浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置場、のうち設計基準対象施設の津波防護対象設備を津波から防護する範囲（以下「の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）」という。）、のうち設計基準対象施設の津波防護対象設備を津波から防護する範囲（以下「の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）」という。）、のうち設計基準対象施設の津波防護対象設備を津波から防護する範囲（以下「の津波から防護する範囲（設計基準対象施設）」という。）、常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部）及び非常用海水系配管を設定する。

1.4.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の 隔離（内郭防護）

(1) 浸水防護重点化範囲の設定

浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、海水ポンプ室、常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口及び高所西側接続口を含む。）、
のうち重大事故等対処施設の津波防護対象設備を津波から防護する範囲（以下「の津波から防護する範囲（重大事故等対処施設）」という。）、常設代替高压電源装置用カルバート（カルバート部）、非常用海水系配管、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、常設低压代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及びを設定する。

(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、以下のとおり地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口等を特定し、浸水対策を実施する。

浸水防護重点化範囲のうち、原子炉建屋、海水ポンプ室、
、常設低压代替注水系格納槽及び緊急用海水ポンプピットについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」と同じように、浸水防止重点化範囲の境界において浸水防止対策を講じる。

常設代替高压電源装置（西側淡水貯水設備、高所東側接続口及び高所西側接続口含む）、常設代替高压電源装置用カルバート（カルバート部）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は津波による溢水の影響を受けな

い位置に設置する。

浸水対策の実施に当たっては、以下の a. から e. の影響を考慮する。

a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管の伸縮継手の破損並びに耐震Bクラス及びCクラス機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水ピット及び放水ピットから循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸縮継手の損傷箇所を介して、タービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した海水による、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）への影響を評価する。

b. 地震に起因する循環水ポンプ室の循環水系配管の伸縮継手の破損により、津波が取水ピットから循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸縮継手の破損箇所を介して、循環水ポンプ室内に流入することが考えられる。このため、循環水ポンプ室内に流入した海水による、隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室）への影響を評価する。

c. 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水系配管（戻り管）の損傷により、海水が配管の損傷箇所を介して、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）の設置された敷地に流入することが考えられる。このため、敷地に流入した津波による浸水防護重点化範囲（原子炉建屋，海水ポンプ室，) 常設低圧代替注水系格納槽，緊急用海水ポンプピット，の津波から防護する範囲（重大事故等対処施設），) への影響を評価する。

d. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。

e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範

囲へ与える影響について評価する。

(3) 上記(2) a. から e. の浸水範囲，浸水量の評価については，以下のとおり安全側の想定を実施する。

a. タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波，溢水等の事象想定

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。

b. 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷による津波，溢水等の事象想定

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。

c. 非常用海水系配管（戻り管）の損傷による津波，溢水等の事象想定

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。

d. 機器・配管損傷による津波浸水量の考慮

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。

e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。

f. 地下水の溢水影響の考慮

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。

また，の地下部は，浸水防護重点化範囲以外の建屋へ接続されており，接続部の建屋境界には開口部及び貫通部があるため，「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」での浸水対策に加えて，西側水密扉及び
換気空調系止水ダンパを設置するとともに，貫通部止水処置を実施して建屋内への流入を防止する設計としている。

このため，地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。

地震による建屋の地下階外壁の貫通部からの流入については，浸水防護重点化範囲の評価に当たって，地下水の影響を安全側に考慮する。

g. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定

屋外タンクの損傷による溢水については、地震時の屋外タンクの溢水により浸水防護重点化範囲に浸水することを想定し、
、常設低圧代替注水系格納槽及び緊急用海水ポンプピット、原子炉建屋境界の貫通部に浸水対策を実施するため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に浸入することはない。

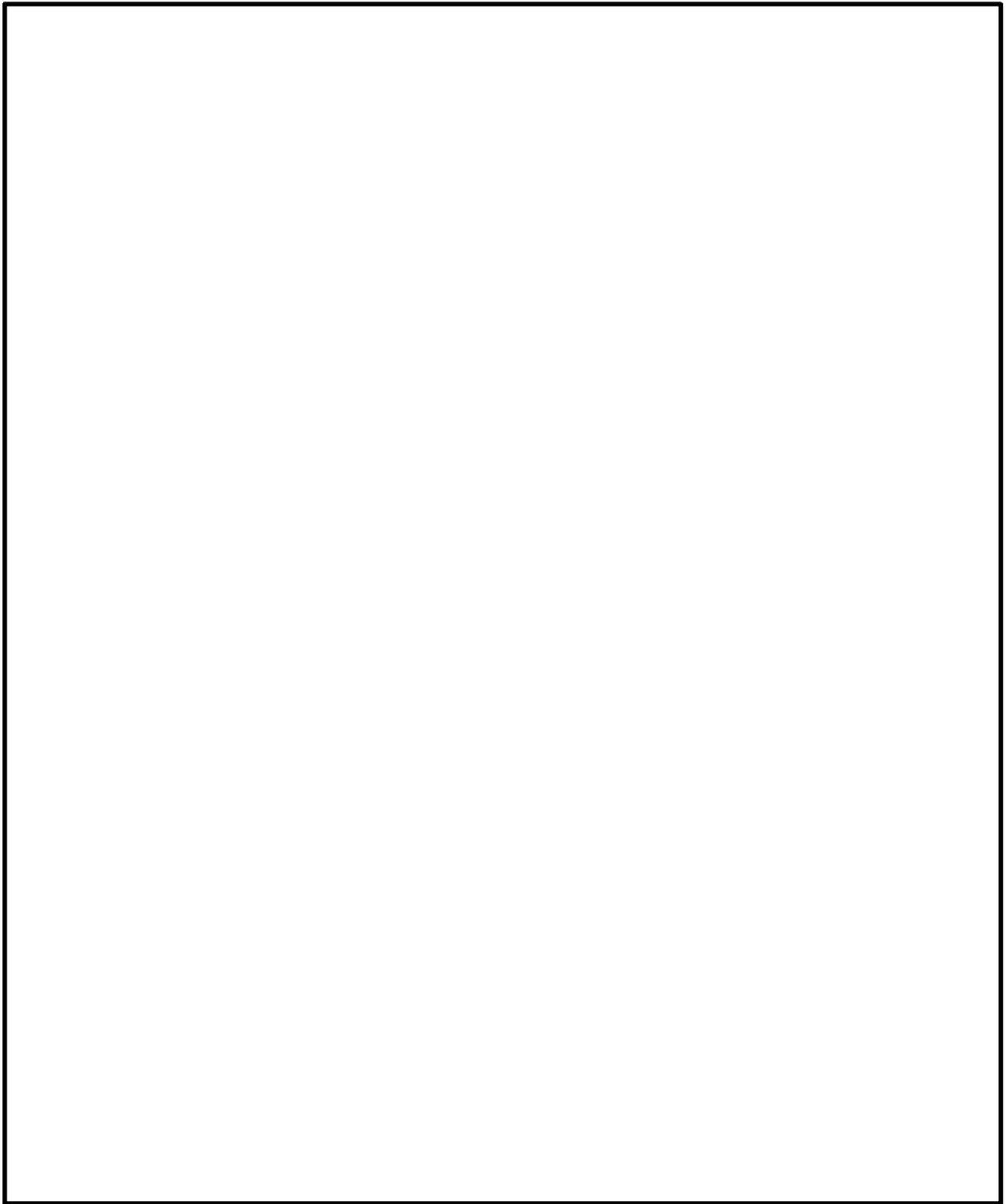
原子炉建屋、
地上部の扉等の開口部下端位置は T.P. +8.2m であり、屋外タンクの損傷による溢水が到達しないことから、浸水防護重点化範囲の建屋に浸入することはない。

また、屋外タンク等の損傷による溢水がタービン建屋に流入することを想定し、a. の溢水量の評価において、タービン建屋への流入量を考慮する。

h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮

「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。なお、新設の重大事故等対処設備を内包する建屋等については、予め津波対策を考慮した設計とする。

- (1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。



1.4.4.4 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）

(1) 浸水防護重点化範囲の設定

浸水防護重点化範囲として、

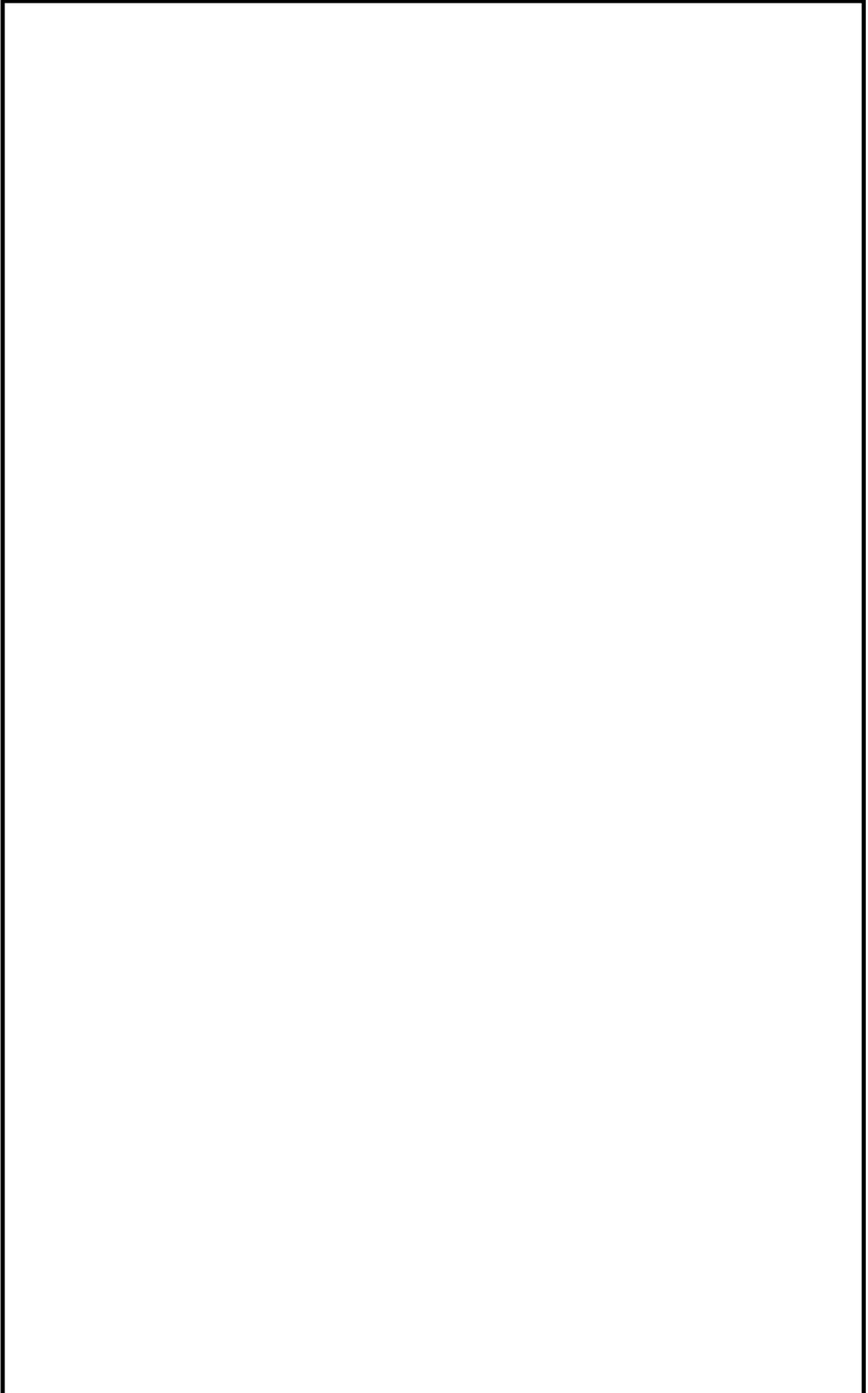


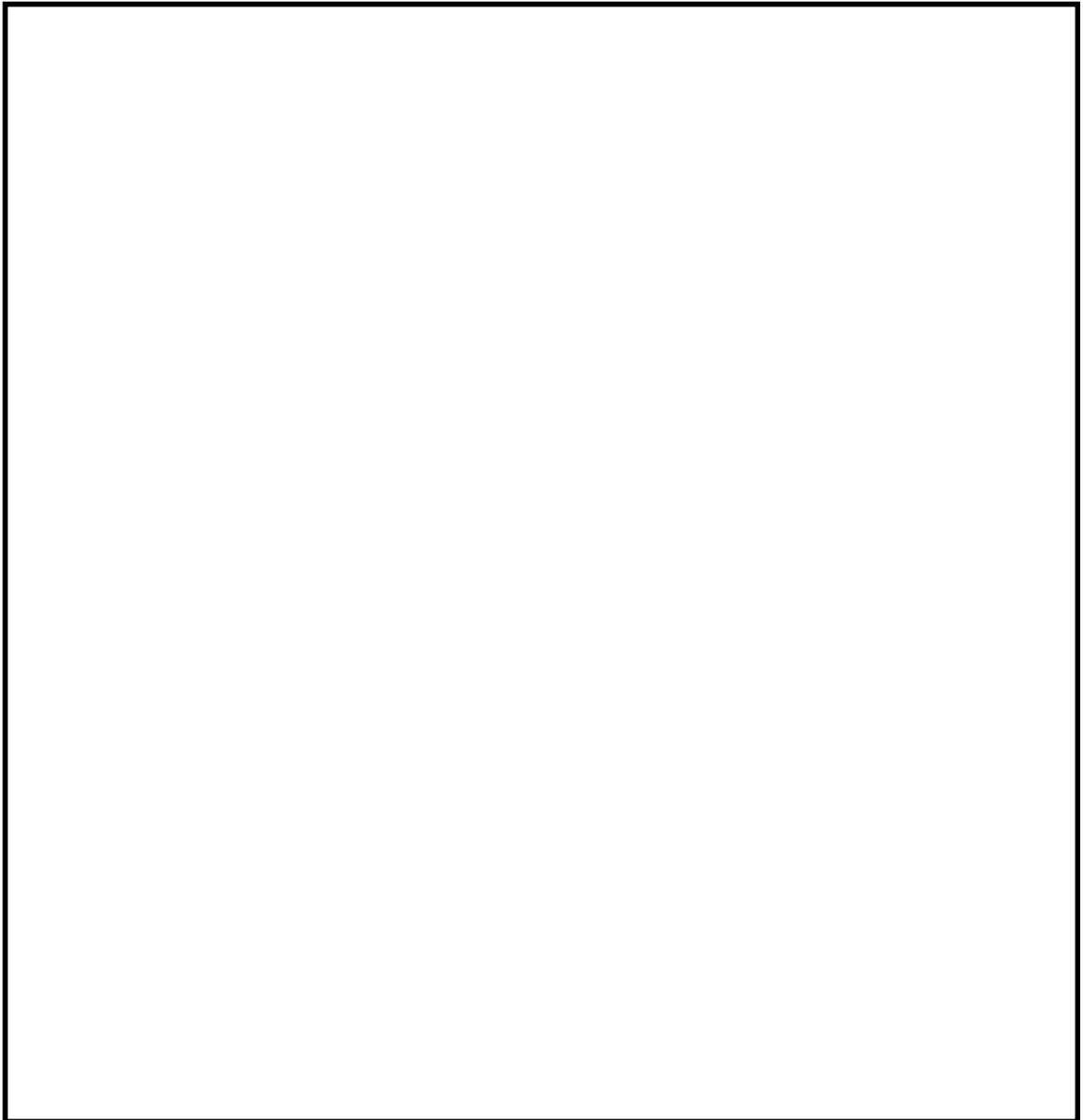
(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲（原子炉建屋）

については、







第 1.4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (2/3)

津波防護対策		設備分類	設置目的
循環水ポンプ室	取水ピット空気抜き配管逆止弁	浸水防止設備	<ul style="list-style-type: none"> 取水路からの流入津波が取水ピット空気抜き配管を経由し、循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接して設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室への浸水を防止する。
放水路	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋		<ul style="list-style-type: none"> 放水路からの流入津波が放水路ゲートの点検用開口部（下流側）を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
S A 用海水ピット	S A 用海水ピット開口部浸水防止蓋		<ul style="list-style-type: none"> 海水取水路からの流入津波が S A 用海水ピット開口部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。
緊急用海水ポンプ室	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋		<ul style="list-style-type: none"> 緊急用海水取水管及び海水取水路からの流入津波が緊急用海水ポンプのグラウンドドレンの排出口、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口、点検用開口部を経由し、緊急用海水ポンプ室に流入し、更に設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。
	緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁		
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁		
	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋		
	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋		
[]	[] 西側水密扉		<ul style="list-style-type: none"> 地下水が、浸水防護重点化範囲である [] に流入することを防止する。
	貫通部止水処置		<ul style="list-style-type: none"> 地下水及び地震による屋外タンクからの溢水が、浸水防護重点化範囲である [] に流入することを防止する。
常設低圧注水系格納槽	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	<ul style="list-style-type: none"> 地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部を経由し、浸水防護重点化範囲である常設低圧代替注水系格納槽に流入することを防止する。 	
	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ		

[] は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第1.4-5表 敷地に遡上する津波の入力津波設定一覧

設定位置	設定浸水深又は設定水位* ¹
原子炉建屋南側	+1.0m (+0.2mの重畳を考慮)* ²
排気筒東側	
常設低圧代替注水系の 代替淡水貯槽上部	
緊急用海水ポンプピット上部	
S A用海水ピット上部	
	
	
防潮堤前面 (敷地側面北側)	T. P. +24.0m
防潮堤前面 (敷地前面東側)	
防潮堤前面 (敷地側面南側)	
取水ピット	T. P. +24.8m* ³
放水路ゲート設置箇所	T. P. +32.0m* ³
S A用海水ピット	T. P. +10.9m* ³
緊急用海水ポンプピット	
構内排水路設置箇所	T. P. +24.0m

* 1 「1.5 水位変動・地殻変動の評価」に示す朔望平均満潮位+0.61m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.46mを考慮した値である。

* 2 防潮堤内側の地上部における入力津波は、敷地に遡上する津波の地上部からの流入による最大浸水深に屋外タンクからの溢水を保守的に見込んだ最大浸水深0.2mの重畳を考慮する。

* 3 敷地に遡上する津波において、敷地北側の防潮堤設置ルート変更後においても、防潮堤前面における最大水位及び防潮堤内の遡上域及び敷地に遡上する津波に対する防護対象設備周辺の最大浸水深に大きな変化がなかったため、ルート変更前のデータを使用している。

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.4-6 表 津波防護対策の設備分類と設置目的 (3/6)

NO	施設・設備区分	施設・設備名称	敷地に遡上する津波における補足説明
19	浸水防止設備	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	基準津波時は、当該開口部を通じ原子炉建屋内への流入経路となり得ることから、外郭防護 1 として設計する。敷地に遡上する津波は緊急用海水取水管から当該開口部を通じてモータ設置エリアに浸入する可能性があることから、逆止弁設置により津波の浸入を防止し、敷地に遡上する津波に対処するために必要な機能の喪失を防止する。
20		海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋	循環水ポンプ室と海水ポンプ室間の浸水防止対策であり、防潮堤を越流した敷地に遡上する津波は双方の部屋に上部から浸入するため、敷地に遡上する津波では機能を期待しない。
21		緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）、防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備上部に到達するため、点検用開口部に水密ハッチを設置し、地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。
22		緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）、防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備上部に到達するため、点検用開口部に水密ハッチを設置し、地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。
23		[] 人員用水密扉	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）、防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備開口部に到達するため、開口部に水密扉を設置し、地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。
24		[] 西側水密扉	地下水が、当該開口部から建屋内に流入することを防止するため、内郭防護として設置する。
25		[] 換気空調系止水ダンパ	地下水が、当該開口部から建屋内に流入することを防止するため、内郭防護として設置する。
26		常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）、防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備上部に到達するため、点検用開口部に水密ハッチを設置し、地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。
27		常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）、防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備上部に到達するため、可搬型ポンプの取水用開口部に水密ハッチを設置し、地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。

[] は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.4-6 表 津波防護対策の設備分類と設置目的 (4/6)

NO	施設・設備区分	施設・設備名称	敷地に遡上する津波における補足説明
28	浸水防止設備	常設代替高圧電源装置用カルバート <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/>) 水密扉	地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭），防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は当該設備開口部に到達するため，開口部に水密扉を設置し，地上から溢水の流入に対し外郭防護／内郭防護兼用として設計する。
29		原子炉建屋原子炉棟水密扉	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため，外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m（下端部 T.P. +8.2m）の敷地に設置されることから，敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから，地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお，基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）のみが到達する場合は，溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため，対策は不要である。
30		原子炉建屋附属棟北側水密扉 1	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため，外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m（下端部 T.P. +8.2m）の敷地に設置されることから，敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから，地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお，基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）のみが到達する場合は，溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため，対策は不要である。
31		原子炉建屋附属棟北側水密扉 2	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため，外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m（下端部 T.P. +8.2m）の敷地に設置されることから，敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから，地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお，基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）のみが到達する場合は，溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため，対策は不要である。
32		原子炉建屋附属棟東側水密扉	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため，外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m（下端部 T.P. +8.2m）の敷地に設置されることから，敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから，地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお，基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水（内郭）のみが到達する場合は，溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため，対策は不要である。

は，営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.4-6 表 津波防護対策の設備分類と設置目的 (5/6)

NO	施設・設備区分	施設・設備名称	敷地に遡上する津波における補足説明
33	浸水防止設備	原子炉建屋附属棟南側水密扉	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため、外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m (下端部 T.P. +8.2m) の敷地に設置されることから、敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから、地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお、基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水 (内郭) のみが到達する場合は、溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため、対策は不要である。
34		原子炉建屋附属棟西側水密扉	防潮堤を超えた津波は敷地に流入し原子炉建屋境界の外壁部に到達するため、外壁の開口部からの浸水防止として外郭防護 1 として設計する。当該設備は T.P. +8m (下端部 T.P. +8.2m) の敷地に設置されることから、敷地に遡上する津波の場合は地震に関連して発生する屋外タンク等からの溢水と津波の重畳による浸水を考慮する必要があることから、地上から溢水の流入に対し外郭防護 1 の津波防護施設と内郭防護兼用として設計する。なお、基準津波において地震により損壊した屋外タンクからの溢水 (内郭) のみが到達する場合は、溢水解析の結果から原子炉建屋外壁開口部下端位置より低い浸水深に留まるため、対策は不要である。
35	止水処置	防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置	貫通部の止水処置は、敷地に遡上する津波における静水圧に耐える設計とする。
36		海水ポンプ室貫通部止水処置	循環水ポンプ室と海水ポンプ室間の止水処置であり、防潮堤を越流した敷地に遡上する津波は海水ポンプ室に上部から浸入するため、敷地に遡上する津波では機能を期待しない。
37		原子炉建屋境界貫通部 (1 階外壁) 止水処置	地震により損壊した屋外タンクからの溢水 (内郭) と防潮堤を越え敷地に流入した津波 (外郭) 又はこれらの重畳した水は、原子炉建屋 1 階の外壁部にある配管等貫通部から建屋内に浸入する恐れがあることから貫通部に止水処置を講じる。これらは基準津波及び敷地に遡上する津波における浸水による静水圧に耐える設計とする。
38		原子炉建屋地下階貫通部 (地下階外壁) 止水処置	原子炉建屋地下階の貫通部は、常時地下水の影響を受けることから、貫通部の止水処置を実施する。地震に伴うタービン建屋内の低耐震クラス配管の損傷等による溢水がタービン建屋地下階に滞留することを考慮しても、原子炉建屋内に水が流入しない設計とする。
39		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 貫通部止水処置	<p>地上部及び排気ピットの貫通部は、地震により破損した屋外タンクからの溢水 (内郭) と防潮堤を超え敷地に流入した津波 (外郭) 又はこれらの重畳した水は、にある配管等貫通部から建屋内に浸入するおそれがあることから貫通部に止水処置を講じる。これらは基準津波及び敷地に遡上する津波における浸水による静水圧に耐える設計とする。</p> <p>地下部の貫通部は、地下水が、配管等貫通部から建屋内に流入することを防止するため、内郭防護として設置する。</p>

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.4-6 表 津波防護対策の設備分類と設置目的 (6/6)

NO	施設・設備区分	施設・設備名称	敷地に遡上する津波における補足説明
40	止水処置	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 貫通部止水処置	<p>地震により破損した屋外タンクからの溢水（内郭）と防潮堤を超え敷地に流入した津波（外郭）又はこれらの重畳した水は、<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div>にある配管等貫通部から建屋内に浸入するおそれがあることから貫通部に止水処置を講じる。これらは基準津波及び敷地に遡上する津波における浸水による静水圧に耐える設計とする。</p>
41	津波監視設備	津波・構内監視カメラ	<p>津波・構内監視カメラは、取水ピット水位計及び潮位計とともに、津波の襲来状況等を監視する津波監視装置のひとつである。敷地に遡上する津波においては、防潮堤上部の津波・構内監視カメラは機能喪失する可能性があるが、津波の第 1 波到達までの津波の襲来状況等を監視する設計とする。原子炉建屋屋上に設置する津波・構内監視カメラは、津波の第 1 波到達後も機能を維持し、T.P. +11m の敷地の状況、第 2 波以降の繰り返しの津波の襲来状況等を監視する。</p>
42		取水ピット水位計	<p>取水ピット水位計は、津波・構内監視カメラ及び潮位計とともに、津波の襲来状況等を監視する津波監視装置のひとつである。取水ピット水位計は、基準津波時非常用海水ポンプの下降側の水位監視を行うが、敷地に遡上する津波においては監視対象の非常用海水ポンプ自体が機能喪失するため、当該水位計の機能には期待しない。</p>
43		潮位計	<p>潮位計は、津波・構内監視カメラ及び取水ピット水位計とともに、津波の襲来状況等を監視する津波監視装置のひとつである。潮位計は、基準地震動 S_s に耐える設計とし、T.P. +24m 津波の波圧にも耐える設計とすることから、敷地に遡上する津波の繰り返しの襲来状況を監視できる設計とする。</p>

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

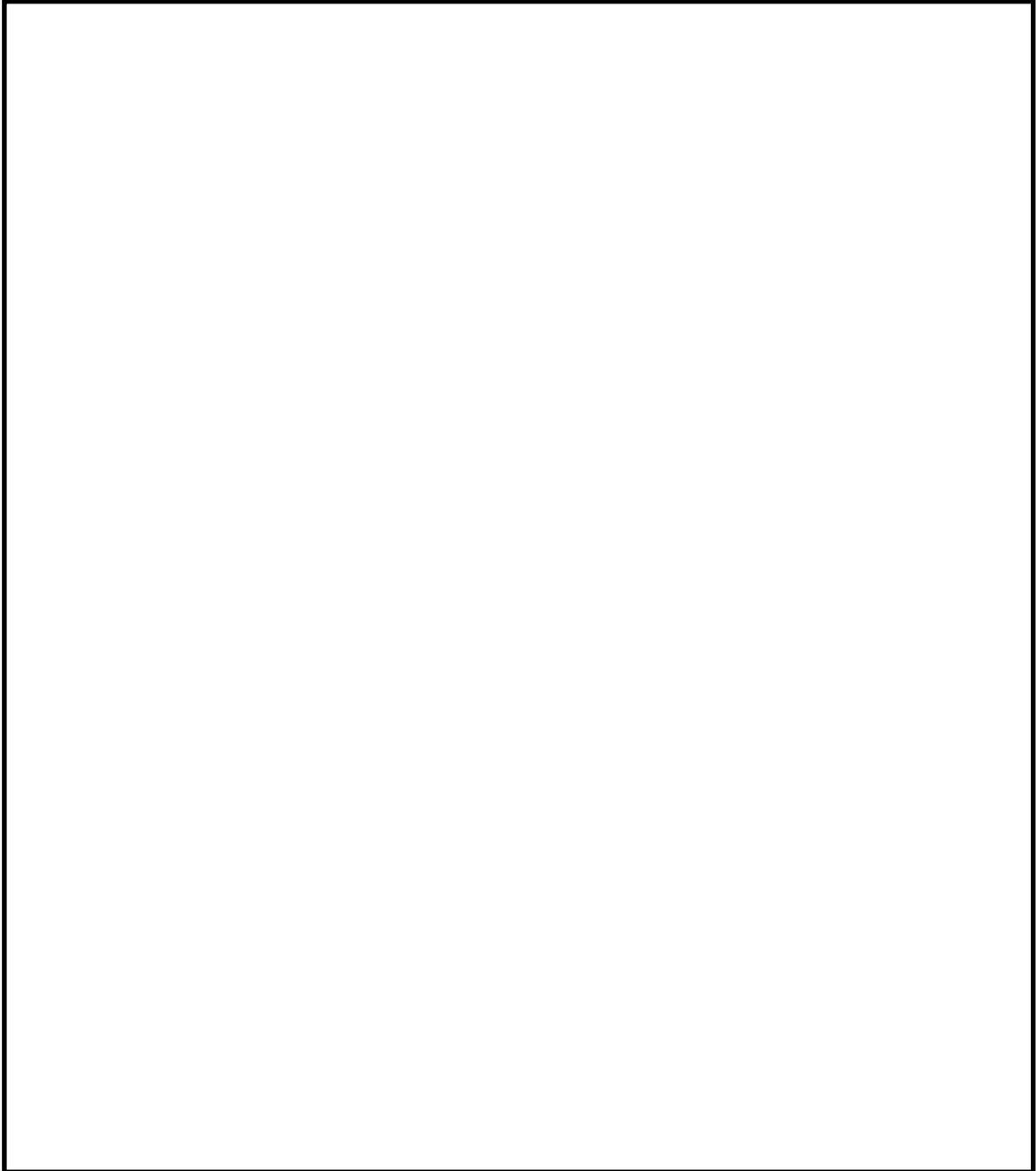
第1.4-8表 流入評価結果 ([]) (7/11)

流入経路	入力津波高さ	状況	評価
[] 人員用 出入口	1.0m (T.P. +9.0m)	当該経路から津波が流入する可能性があるため、開口部に対し、水密扉を設置する。また、地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水の重畳も考慮する。	[] [] [] []へ津波は流入しない。
[] 西側開口部（地下部）	—	当該経路から地下水が流入する可能性があるため、開口部に対し、水密扉及び止水ダンパを設置する。	
[] 貫通部 （地上部、排気ピット内）	1.0m (T.P. +9.0m)	当該経路から津波が流入する可能性があるため、貫通部に対し、止水処置を実施する。また、地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水の重畳も考慮する。	
[] 貫通部 （地下部）	—	当該経路から地下水が流入する可能性があるため、貫通部に対し、止水処置を実施する。	

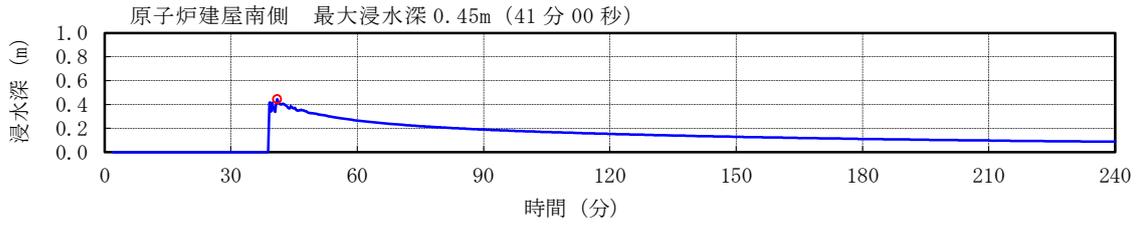
[] は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

第 1.4-10 表 特定重大事故等対処施設の津波防護対象

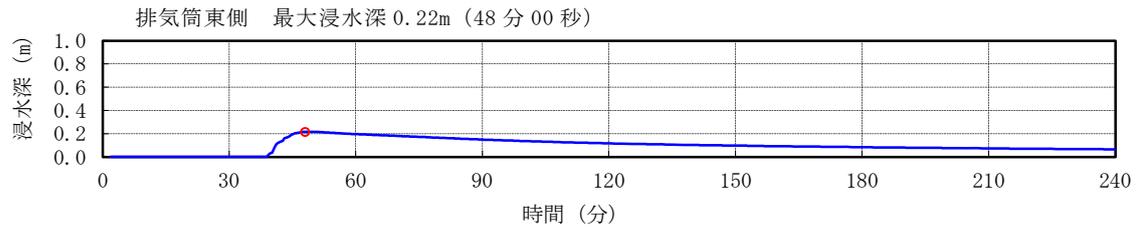
を内包する建屋及び区画の分類



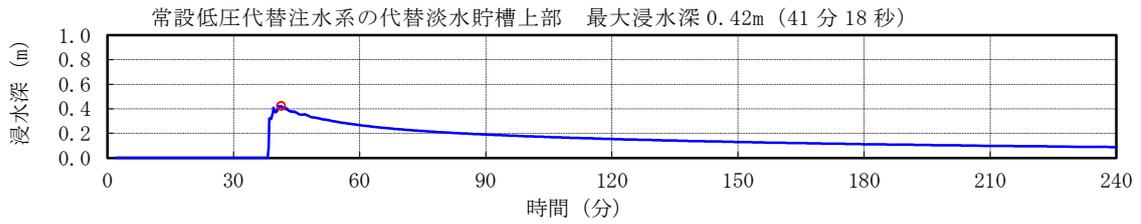
 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



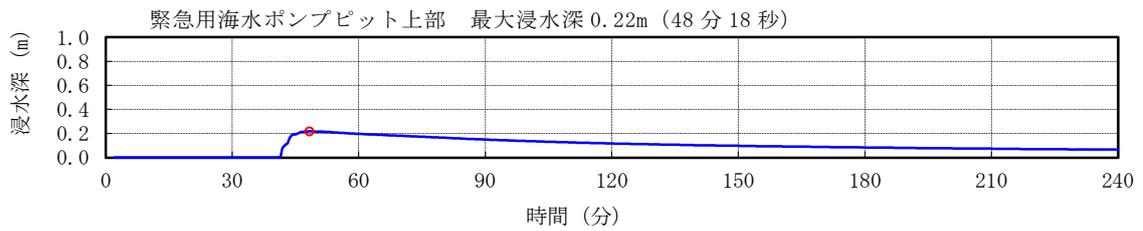
(原子炉建屋南側)



(排気筒東側)

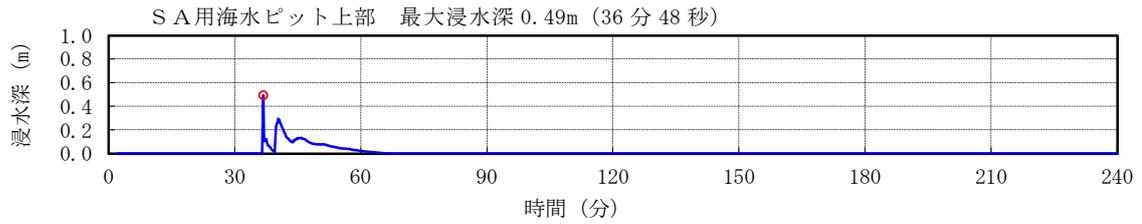


(常設低圧代替注水系の代替淡水貯槽上部)

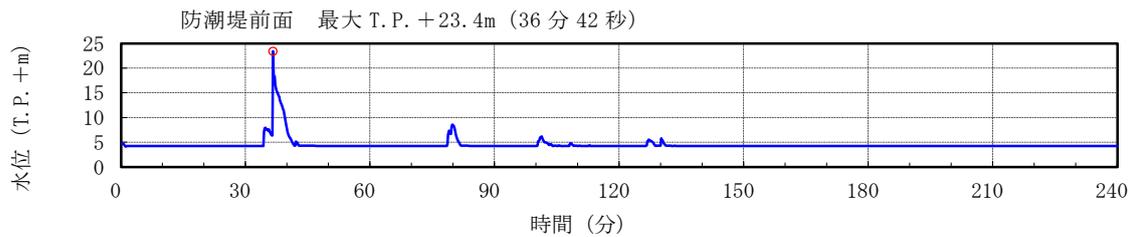
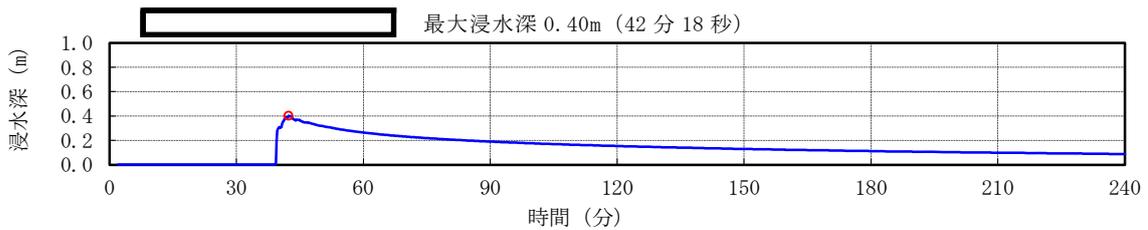
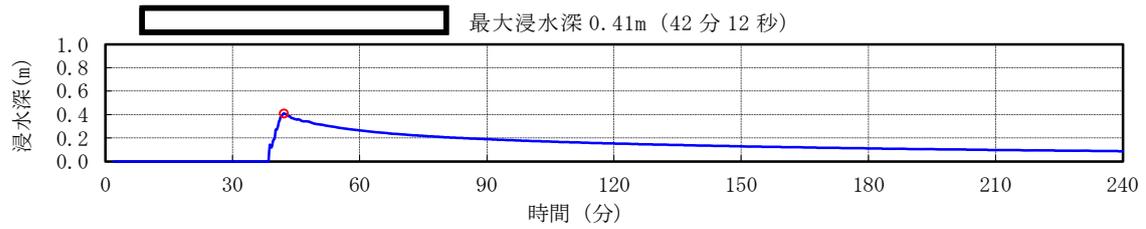


(緊急用海水ポンプピット上部)

第 1.4-6 図 敷地に遡上する津波の入力津波設定位置における
時刻歴波形 (1/2)



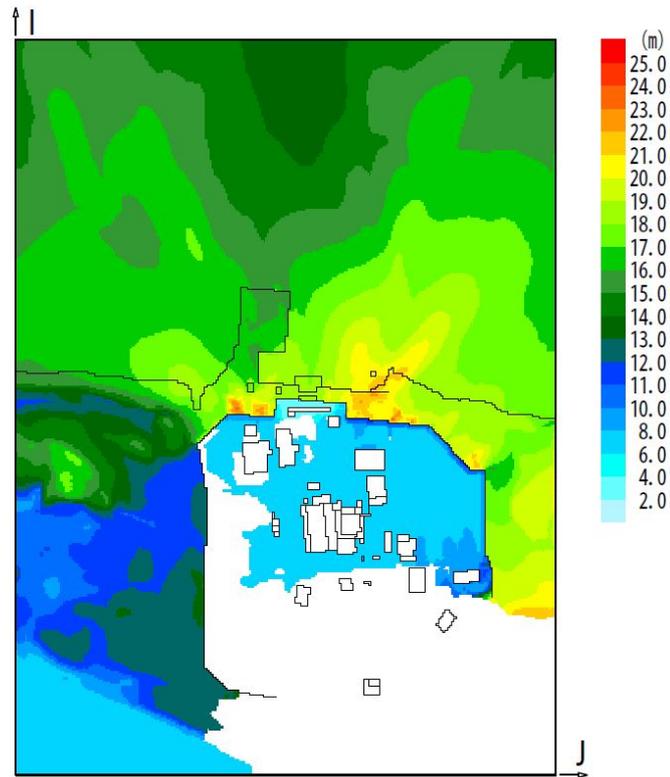
(S A用海水ピット上部)



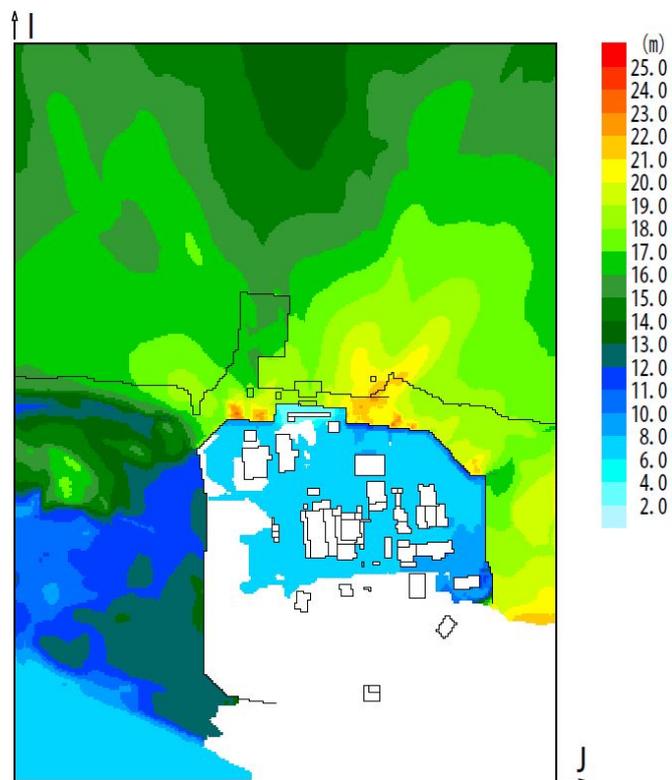
(防潮堤前面)

第 1.4-6 図 敷地に遡上する津波の入力津波設定位置における
時刻歴波形 (2/2)

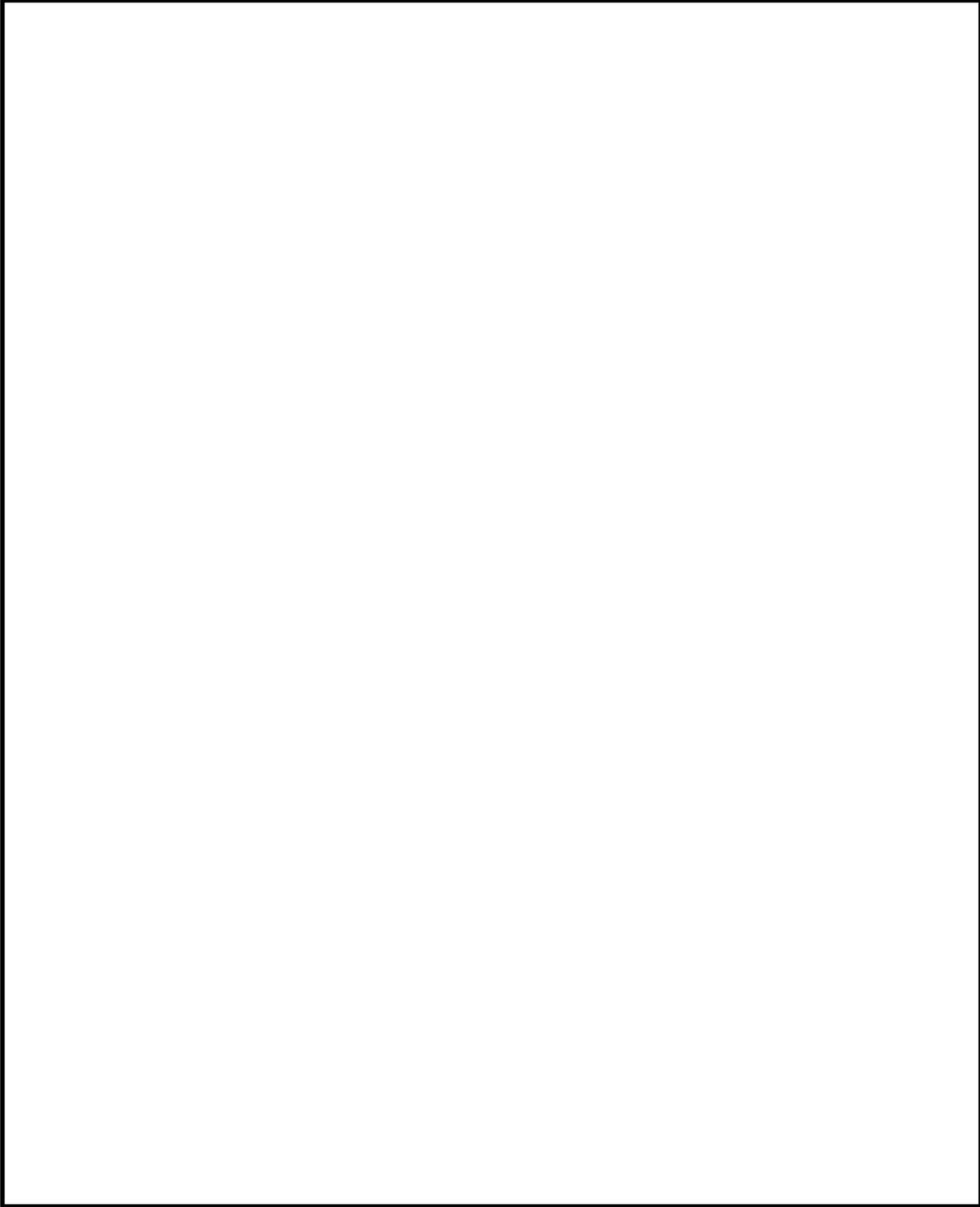
 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.4-7 図 敷地に遡上する津波による水位上昇分布 (1/2)



第 1.4-7 図 敷地に遡上する津波による水位上昇分布
東海発電所建屋反映モデル (2/2)



第 1.4-8 図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の
津波防護の概要図(1/4)

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



第 1.4-8 図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の
津波防護の概要図 (4/4)

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

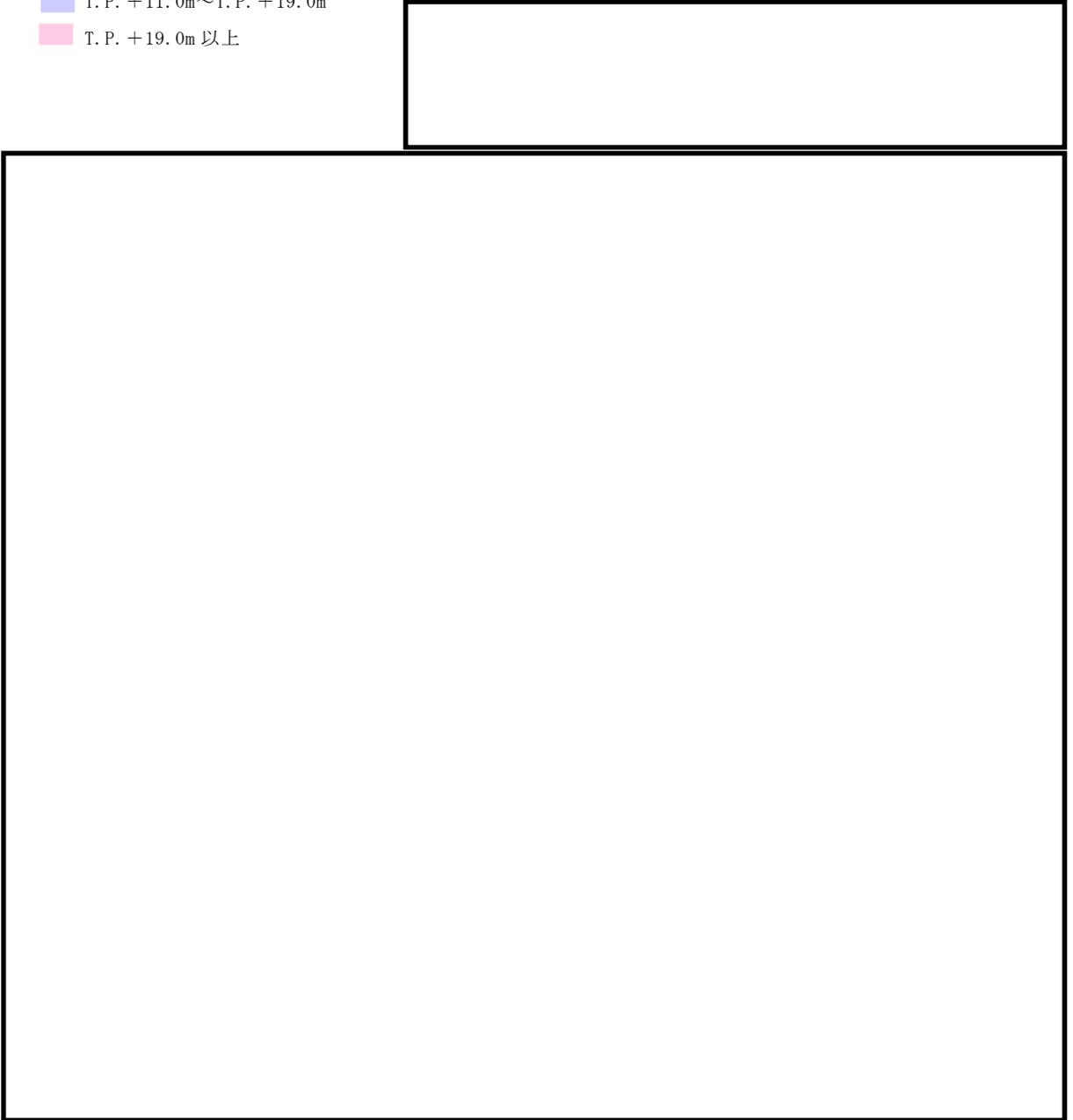
【凡例】

- T. P. +3.0m~T. P. +8.0m
- T. P. +8.0m~T. P. +11.0m
- T. P. +11.0m~T. P. +19.0m
- T. P. +19.0m 以上

津波防護施設

浸水防止設備

津波監視設備

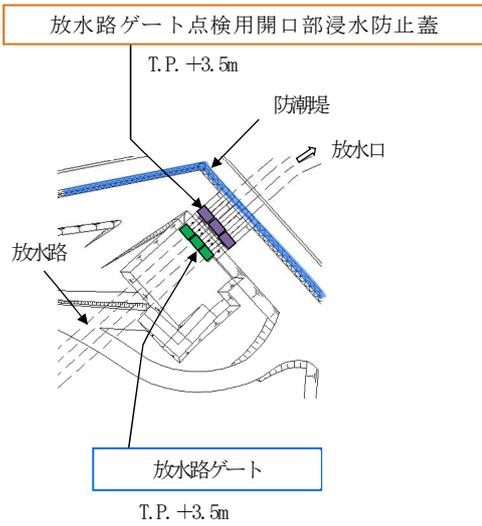


第 1.4-11 図 特定重大事故等対処施設の津波防護の概要 (1/4)

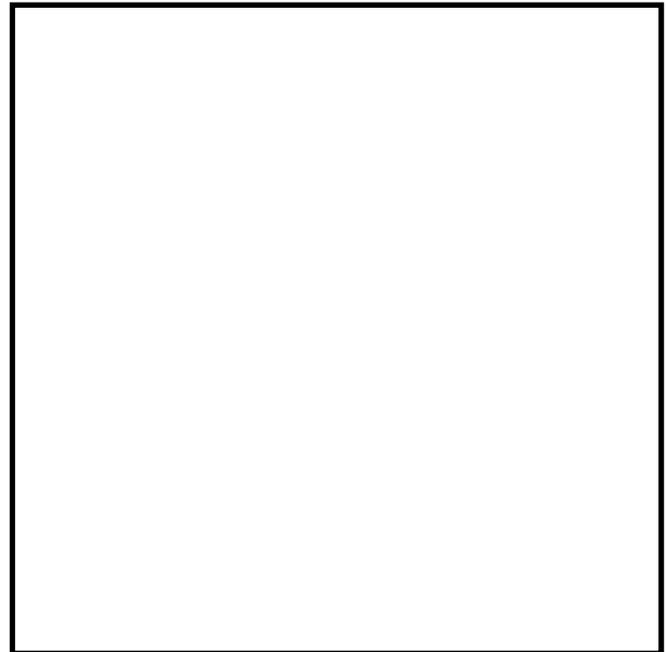
は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

【凡例】

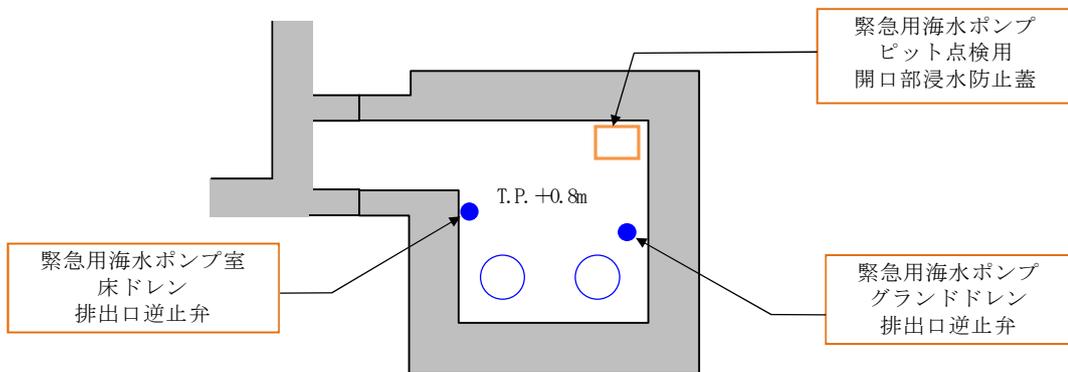
- 津波防護施設
- 浸水防止設備



図①（放水口周辺拡大図）



図②（海水ポンプエリア周辺拡大図）



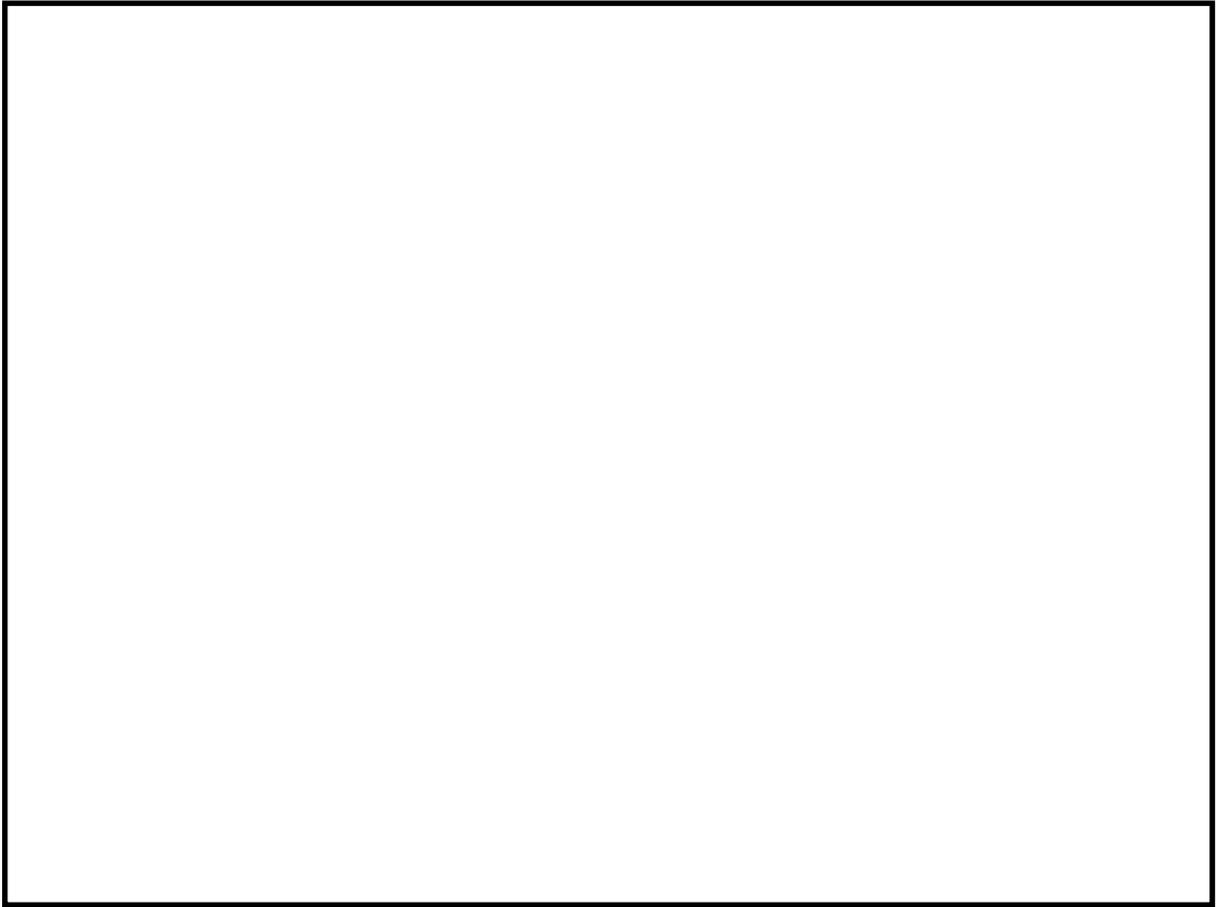
図③（緊急用海水ポンプエリア周辺拡大図）

第 1.4-11 図 特定重大事故等対処施設の津波防護の概要 (2/4)

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

【凡例】

 浸水防止設備



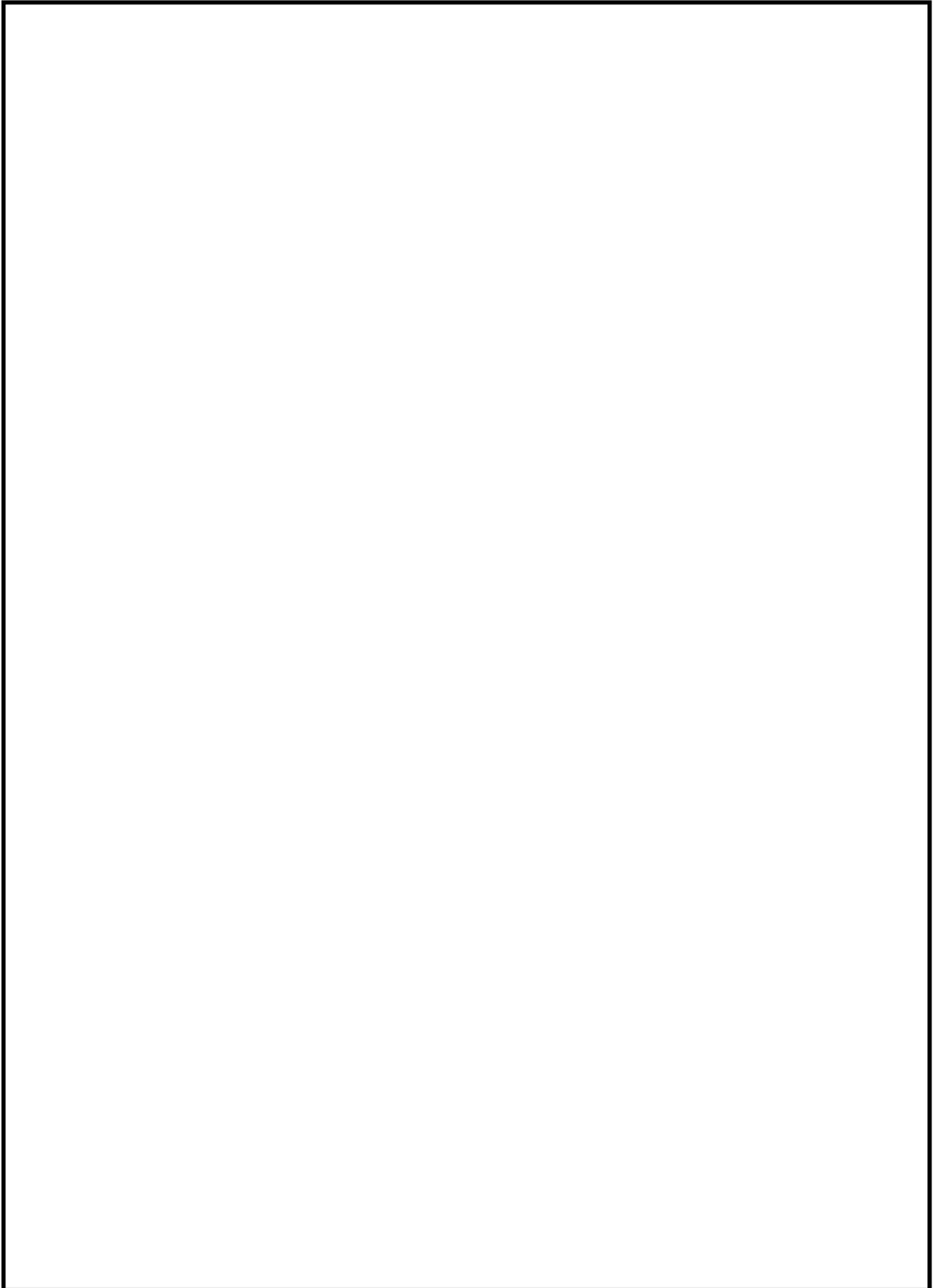
第 1.4-11 図 特定重大事故等対処施設の津波防護の概要 (3/4)

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

【凡例】

 浸水防止設備

別紙 8-1-19



第 1.4-11 図 特定重大事故等対処施設の津波防護の概要 (4/4)

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

f.

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

以下に示す場所は、火災感知器を設置しない設計とする。

a .



b .



c .



 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(f)

(g)

(h)

(i)

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物が少なく、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする火災区域又は火災区画は、消火活動が困難とならない場所として選定する。各火災区域又は火災区画とも不要な可燃物を持ち込まないように持ち込み可燃物管理を実施するとともに、点検に係る資機材等の可燃物を一時的に仮置きする場合は、不燃性のシートによる養生を実施し火災発生時の延焼を防止する。なお、可燃物の状況については、特定重大事故等対処施設以外の構築物、系統及び機器も含めて確認する。

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(f)

(g)

(h)

(i)

は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

ハロン消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない特定重大事故等対処施設に及ばない設計とする。

また、本消火設備のガスボンベ及び制御盤は、消防法施行規則第二十条に基づき、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。

(4)

[Redacted]

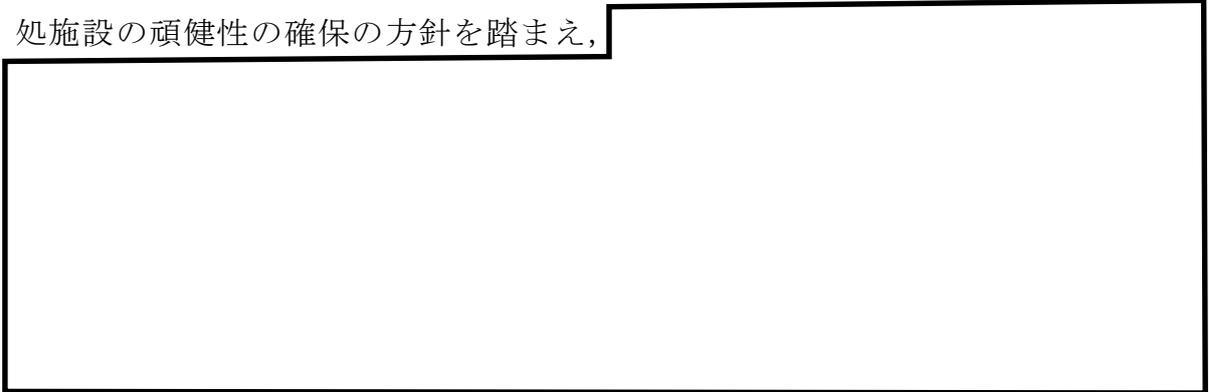
[Redacted]

は以下のとおり設計する。

[Redacted]

[Redacted] は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

なお、基準地震動 S_s を一定程度超える地震動に対しての特定重大事故等対処施設の頑健性の確保の方針を踏まえ、



b. 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱

残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、耐圧強化ベント系は、格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、主排気筒に隣接する非常用ガス処理系排気筒を通して原子炉建屋外に放出することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として使用する場合の耐圧強化ベント系は、炉心損傷前に使用するため、排気中に含まれる放射性物質及び可燃性ガスは微量である。

耐圧強化ベント系は、使用する際に弁により他の系統・機器と隔離することにより、悪影響を及ぼさない設計とする。

耐圧強化ベント系は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器が負圧とならない設計とする。耐圧強化ベント系の使用に際しては、代替格納容器スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイは停止する運用としており、原子炉格納容器が負圧とならない。仮に、原子炉格納容器内にスプレイをする場合においても、原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用とする。

耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は電動弁とし、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電による操作が可能な設計とする。

このうち、第一弁（S/C側）、第一弁（D/W側）、耐圧強化ベン

ト系一次隔離弁及び耐圧強化ベント系二次隔離弁については、操作ハンドルを用いた人力による操作が可能な設計とし、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。

本系統はサプレッション・チェンバ及びドライウエルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッション・チェンバ側からの排気ではサプレッション・チェンバの水面からの高さを確保し、ドライウエル側からの排気では、ペDESTAL（ドライウエル部）の床面からの高さを確保するとともに燃料有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも熔融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。

耐圧強化ベント系を使用した場合に放出される放射性物質の放出量に対して、あらかじめ敷地境界での線量評価を行うこととする。

添付書類八 2章を以下のとおり補正する。

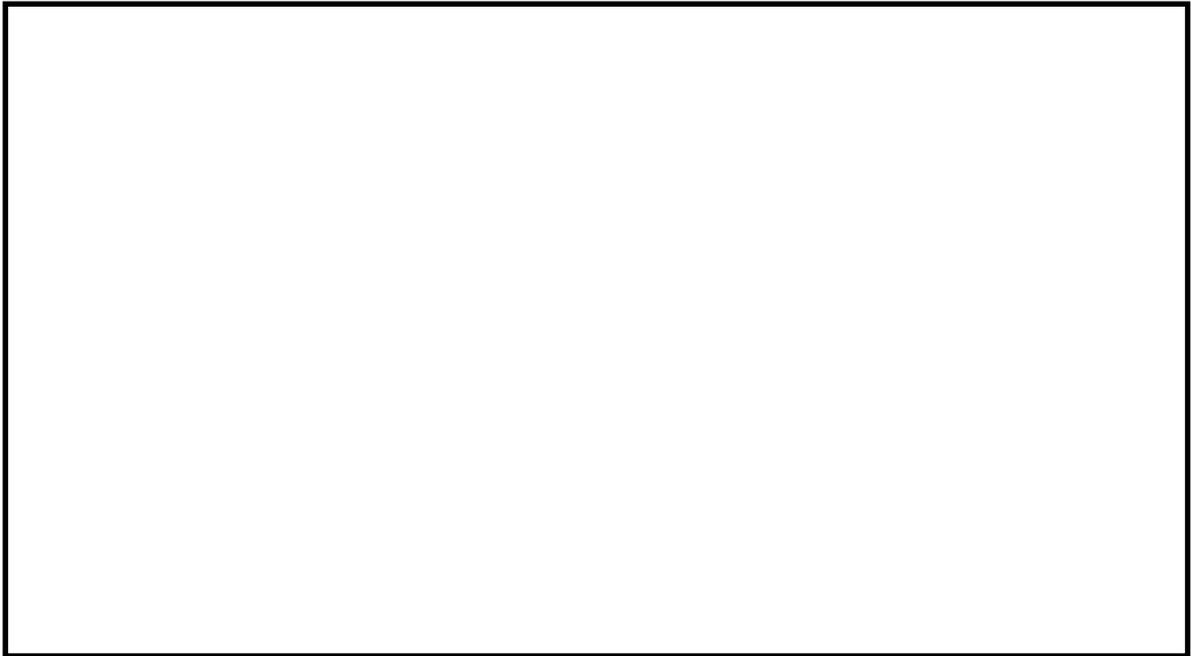
頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-2-3	上 1～	(記載の変更)	別紙 8-2-1 に変更する。
** 8-2-5	下 1	(記載の変更)	別紙 8-2-2 に変更する。

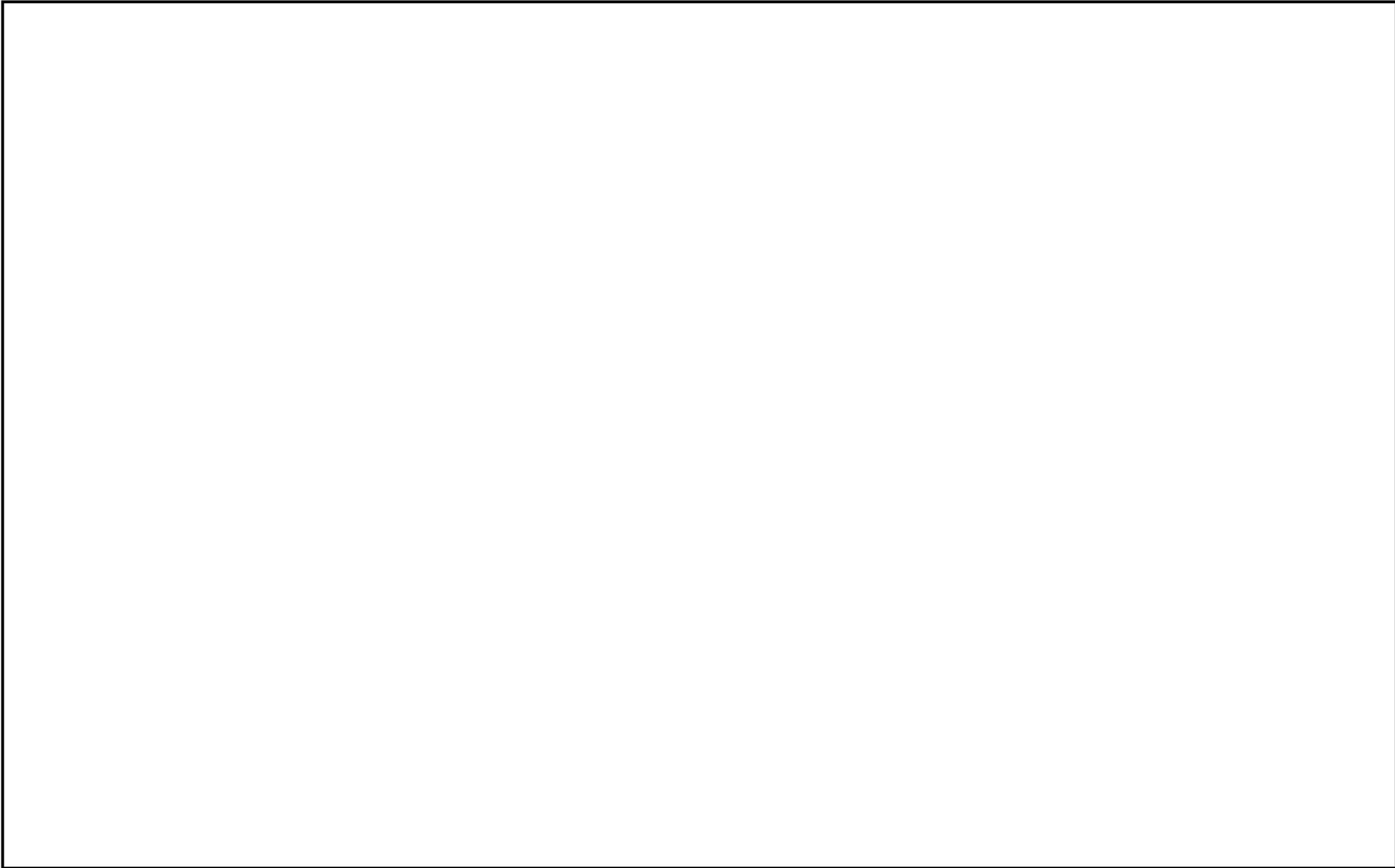
なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

2.2.9

A large, empty rectangular box with a black border, intended for content related to item 2.2.9.

2.2.10

A large, empty rectangular box with a black border, intended for content related to item 2.2.10.



第 2.1-13 図 発電所一般配置図（特定重大事故等対処施設を含む。）

 は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

添付書類八 5章を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
** 8-5-4	上 8	…から第 5.10-2 図に示す。	…から第 5.10-3 図に示す。
** 8-5-4	上 8 と 上 9 の間	(記載の追加)	なお、耐圧強化ベント系は、 <input type="text"/> の設置をもって廃止する。
** 8-5-4	下 4	…格納容器圧力逃がし装置__及び緊急用海水系を設ける。	…格納容器圧力逃がし装置、耐圧強化ベント系及び緊急用海水系を設ける。
** 8-5-4	下 4 と 下 3 の間	(記載の追加)	なお、耐圧強化ベント系は、 <input type="text"/> の設置をもって廃止する。
** 8-5-5	上 6～ 上 7	…で構成し、 <u>原子炉格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、フィルタ装置へ導き、</u> …	…で構成し、 <u>サプレッション・チェンバ側から不活性ガス系及び格納容器圧力逃がし装置配管を経由又はドライウェル側から格納容器圧力逃がし装</u>

なお、*を付した頁は、令和元年 9 月 24 日付け、総室発第 69 号で申請した頁を、**を付した頁は、令和 2 年 11 月 16 日付け、総室発第 78 号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和 3 年 2 月 19 日付け、総室発第 109 号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<u>置配管を經由して，原子炉格納容器内雰囲気ガスをフィルタ装置へ導き，</u> …
** 8-5-5	下 12 と 下 11 の間	(記載の追加)	別紙 8-5-1 を追加する。
** 8-5-7	上 4	格納容器圧力逃がし装置__は，残留熱除去系…	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系は，残留熱除去系…
** 8-5-7	上 12	…は遠隔人力操作機構若しくは操作ハンドルを用いた…	…は遠隔人力操作機構__を用いた…
** 8-5-7	下 10 と 下 9 の間	(記載の追加)	別紙 8-5-2 を追加する。
** 8-5-7	下 8	…に設置__することで，…	…に設置し， <u>耐圧強化ベント系は，原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ，熱交換器及び屋外の残留熱除去系海水系と異なる区画に設置すること</u> で，…

なお，*を付した頁は，令和元年 9 月 24 日付け，総室発第 69 号で申請した頁を，**を付した頁は，令和 2 年 11 月 16 日付け，総室発第 78 号で一部補正した頁を，***を付した頁は，令和 3 年 2 月 19 日付け，総室発第 109 号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-5-7	下 6	格納容器圧力逃がし装置__は，除熱手段の…	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系は，除熱手段の…
** 8-5-8	上 1～ 上 2	…格納容器圧力逃がし装置__に対して，…	…格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系に対して，…
** 8-5-8	上 5	…格納容器圧力逃がし装置__と共通要因によって…	…格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系と共通要因によって…
** 8-5-8	下 11 と 下 10 の間	(記載の追加)	<u>耐圧強化ベント系は，通常時は弁により他の系統・機器と隔離し，重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすること</u> で， <u>他の系統・機器に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>
** 8-5-8	下 4 と 下 3 の間	(記載の追加)	<u>耐圧強化ベント系は，原子炉停止後約 28 時間後において原子炉格納容</u>

なお，*を付した頁は，令和元年 9 月 24 日付け，総室発第 69 号で申請した頁を，**を付した頁は，令和 2 年 11 月 16 日付け，総室発第 78 号で一部補正した頁を，***を付した頁は，令和 3 年 2 月 19 日付け，総室発第 109 号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<u>器内で発生する蒸気を排気し、その熱量分を除熱できる十分な排出流量を有する設計とする。</u>
** 8-5-9	上 10 と 上 11 の間	(記載の追加)	別紙 8-5-3 を追加する。
** 8-5-9	下 5 と 下 4 の間	(記載の追加)	別紙 8-5-4 を追加する。
** 8-5-10	上 4 と 下 3 の間	(記載の追加)	<u>耐圧強化ベント系は、発電用原子炉の停止中に弁の開閉動作及び漏えいの確認が可能な設計とする。</u>
** 8-5-10	下 1 の後	(記載の追加)	<u>なお、耐圧強化ベント系は、</u> <u>□の設置をもって廃止する。</u>
** 8-5-11	下 7 と 下 6 の間	(記載の追加)	(2) <u>耐圧強化ベント系</u> <u>耐圧強化ベント系</u> <u>は、</u> <u>□の設置をもって</u>

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<u>廃止する。</u> <u>系統数</u> 1 <u>系統設計流量</u> <u>約 48,000kg/h</u>
** 8-5-11	下 6	(2) 緊急用海水系	(3) 緊急用海水系
** 8-5-12	下 2	(3) 残留熱除去系熱交換器	(4) 残留熱除去系熱交換器
** 8-5-13		(記載の変更)	別紙 8-5-5 に変更する。
** 8-5-13 と		(記載の追加)	別紙 8-5-6 を追加する。
** 8-5-14 の間			
** 8-5-14		(記載の変更)	別紙 8-5-7 に変更する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

b. 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱

残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、耐圧強化ベント系を使用する。

耐圧強化ベント系は、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、主排気筒に隣接する非常用ガス処理系排気筒を通して原子炉建屋外に放出することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。

最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として使用する場合の耐圧強化ベント系は、炉心損傷前に使用するため、排気中に含まれる放射性物質及び可燃性ガスは微量である。

耐圧強化ベント系は、使用する際に弁により他の系統・機器と隔離することにより、悪影響を及ぼさない設計とする。

耐圧強化ベント系は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器が負圧とならない設計とする。耐圧強化ベント系の使用に際しては、代替格納容器スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイは停止する運用としており、原子炉格納容器が負圧とならない。仮に、原子炉格納容器内にスプレイをする場合においても、原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用とする。

耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は電動弁とし、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。

このうち、第一弁（S／C側）、第一弁（D／W側）、耐圧強化ベント系一次隔離弁及び耐圧強化ベント系二次隔離弁については、操作ハンドルを用いた人力による操作が可能な設計とし、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。

本系統はサブプレッション・チェンバ及びドライウエルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サブプレッション・チェンバ側からの排気ではサブプレッション・チェンバの水面からの高さを確保し、ドライウエル側からの排気では、ペDESTAL（ドライウエル部）の床面からの高さを確保するとともに燃料有効長頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも熔融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。

耐圧強化ベント系を使用した場合に放出される放射性物質の放出量に対して、あらかじめ敷地境界での線量評価を行うこととする。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）
- ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）
- ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）
- ・燃料給油設備（10.2 代替電源設備）

本系統の流路として、不活性ガス系、耐圧強化ベント系及び非常用ガス処理系の配管及び弁並びに非常用ガス処理系排気筒を重大事故等対処設備として使用する。

その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器（サブプレッション・チェンバ含む）を重大事故等対処設備として使用する。

耐圧強化ベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は操作ハンドルを用いた人力による操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、格納容器スプレイ冷却系及びサプレッション・プール冷却系）及び残留熱除去系海水系に対して、多様性を有する設計とする。

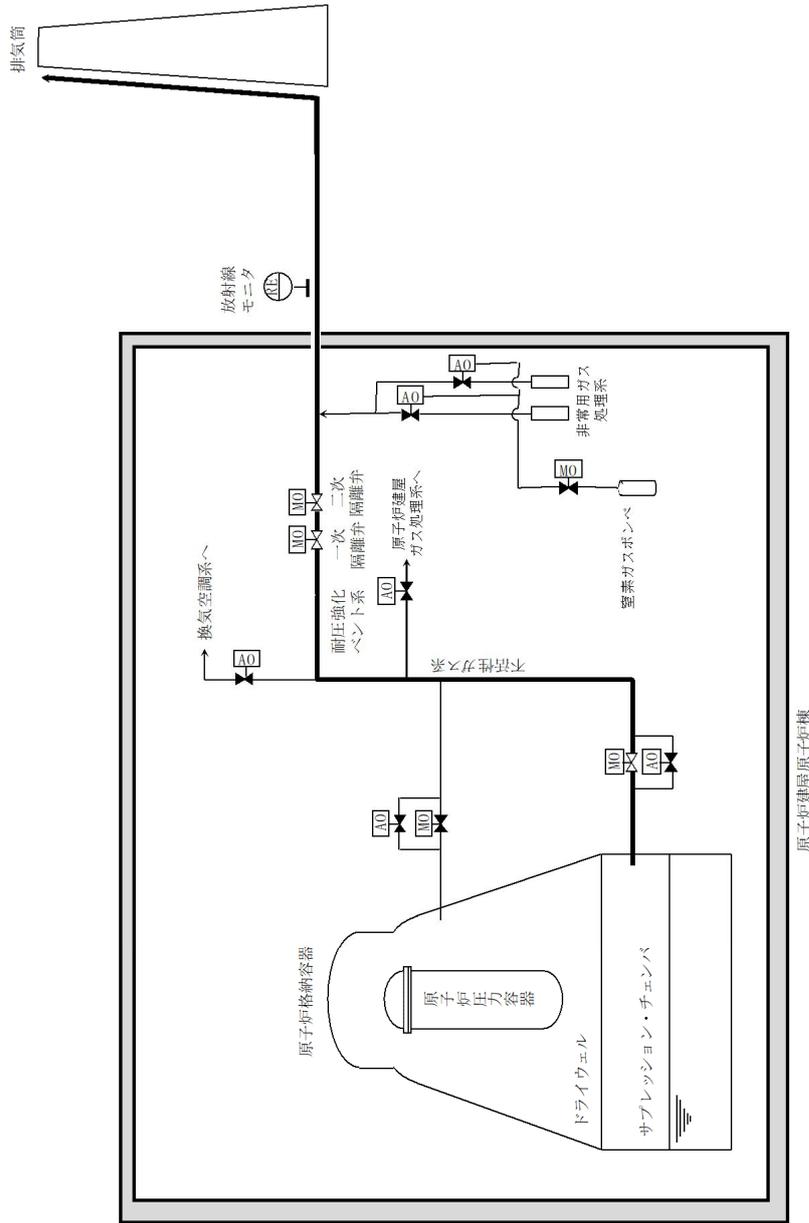
耐圧強化ベント系は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁は、想定される重大事故等時において、第一弁（S/C側）及び第一弁（D/W側）の操作は原子炉建屋原子炉棟内にて、耐圧強化ベント系一次隔離弁及び耐圧強化ベント系二次隔離弁の操作は原子炉建屋原子炉棟外にて、操作ハンドルにより人力で容易かつ確実に手動操作が可能な設計とする。

また、排出経路に設置される電動の隔離弁については、中央制御室から操作が可能な設計とする。

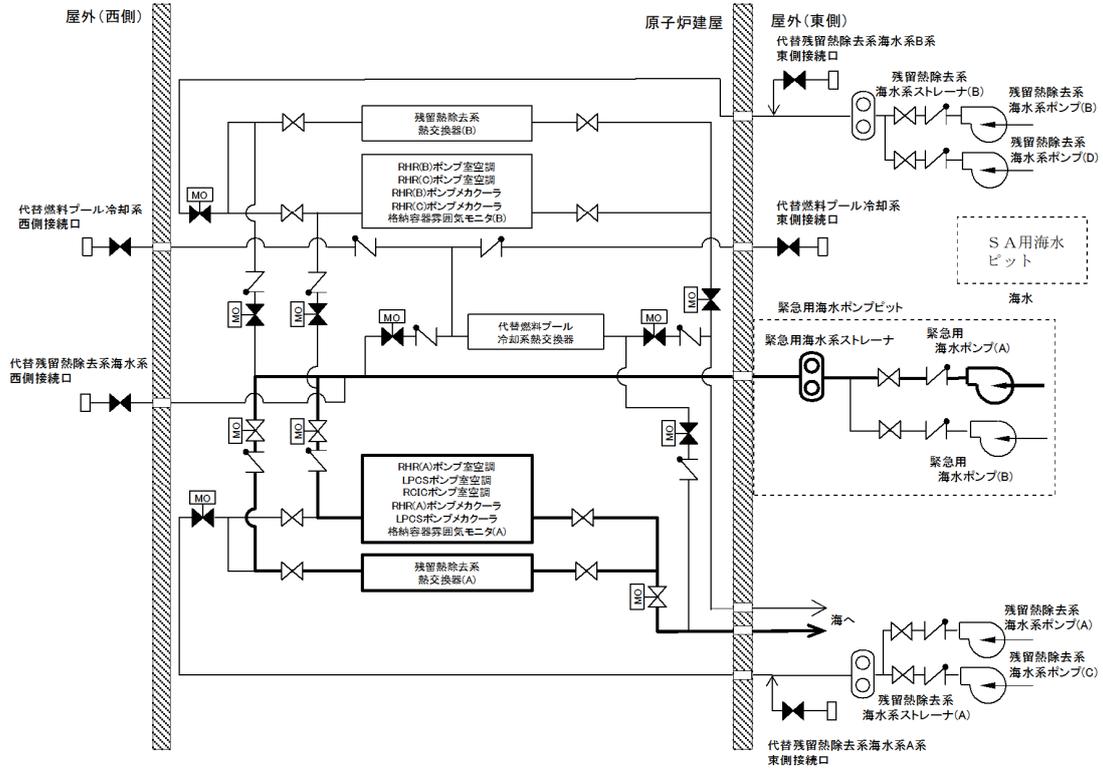
耐圧強化ベント系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに系統構成できる設計とする。

耐圧強化ベント系を使用する際の排出経路に設置される隔離弁のうち、第一弁（S/C側）、第一弁（D/W側）、耐圧強化ベント系一次隔離弁及び耐圧強化ベント系二次隔離弁については、操作ハンドルを設けることで、設置場所にて容易かつ確実に人力による操作が可能な設計とする。また、排出経路に設置される電動の隔離弁については、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。



ウエットウェルベント時の系統状態を示す。

第5.10-2 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備系統概要図 (2)
(耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)



残留熱除去系海水系 A系通水時を示す。

第 5.10-3 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

系統概要図 (3)

(緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保)

添付書類八 6章を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
** 8-6-6	上10と 上11の間	(記載の追加)	<p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは、</u> <u>の設置をもって廃止する。</u></p> <p><u>・耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></p>
** 8-6-8	下11と 下10の間	(記載の追加)	<p><u>なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは、</u> <u>の設置をもって廃止する。</u></p> <p><u>・耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></p>
** 8-6-9	下8と 下7の間	(記載の追加)	<p><u>・耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></p>

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-6-21 ～	上 2～ 上 3	(記載の変更)	別紙 8-6-1 に変更する。
** 8-6-26			
** 8-6-28		(記載の変更)	別紙 8-6-2 に変更する。
** 8-6-30 ～		(記載の変更)	別紙 8-6-3 に変更する。
** 8-6-32			
** 8-6-34		(記載の変更)	別紙 8-6-4 に変更する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

(40) 耐圧強化ベント系放射線モニタ

第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは、の設置をもって廃止する。

(41) 代替循環冷却系ポンプ入口温度

個 数	2
計 測 範 囲	0～100℃

(42) 残留熱除去系熱交換器入口温度

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉プラント・プロセス計装

個 数	2
計 測 範 囲	0～300℃

(43) 残留熱除去系熱交換器出口温度

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉プラント・プロセス計装

個 数	2
計 測 範 囲	0～300℃

(44) 残留熱除去系海水系系統流量

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉プラント・プロセス計装

個 数	2
計測範囲	0～550L/s

(45) 緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器）

個 数	1
計測範囲	0～800m ³ /h

(46) 緊急用海水系流量（残留熱除去系補機）

個 数	1
計測範囲	0～50m ³ /h

(47) 代替淡水貯槽水位

個 数	1
計測範囲	0～20m

(48) 西側淡水貯水設備水位

個 数	1
計測範囲	0～6.5m

(49) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力

個 数	1
計測範囲	0～10MPa [gage]

(50) 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力

個 数	2
-----	---

計測範囲 0～5MPa [gage]

(51) 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力

個数 2

計測範囲 0～5MPa [gage]

(52) 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力

兼用する設備は以下のとおり。

・原子炉プラント・プロセス計装

個数 1

計測範囲 0～10MPa [gage]

(53) 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力

兼用する設備は以下のとおり。

・原子炉プラント・プロセス計装

個数 1

計測範囲 0～10MPa [gage]

(54) 残留熱除去系ポンプ吐出圧力

兼用する設備は以下のとおり。

・原子炉プラント・プロセス計装

個数 3

計測範囲 0～4MPa [gage]

(55) 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉プラント・プロセス計装

個 数	1
計測範囲	0～4MPa [gage]

(56) 原子炉建屋水素濃度

兼用する設備は以下のとおり。

- ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

原子炉建屋原子炉棟 6 階

個 数	2
計測範囲	0～10vol%

原子炉建屋原子炉棟 2 階，地下 1 階

個 数	3
計測範囲	0～20vol%

(57) 静的触媒式水素再結合器動作監視装置

兼用する設備は以下のとおり。

- ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

個 数	4
計測範囲	0～300℃

(58) 格納容器内酸素濃度 (S A)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

個 数	2
-----	---

(59) 使用済燃料プール水位・温度（S A広域）

第 4.3-1 表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

(60) 使用済燃料プール温度（S A）

第 4.3-1 表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

(61) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）

第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。

(62) 使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む）

第 4.3-1 表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。

(63) 安全パラメータ表示システム（S P D S）

第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。

(64) 可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度，圧力，水位及び流量（注水量）計測用）

個 数 20 (予備 20)

- (65) 可搬型計測器 (原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の圧力, 水位及び
流量 (注水量) 計測用)

個 数 19 (予備 19)

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (8/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	10^{-2} mSv/h \sim 10^5 mSv/h	—※8	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率 (約 9×10^4 mSv/h) を監視可能。	—
	残留熱除去系熱交換器入口温度※2	2	0 \sim 300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における, 残留熱除去系系統水の最高温度 (182℃) を監視可能。	1
	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0 \sim 300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における, 残留熱除去系系統水の最高温度 (182℃) を監視可能。	1
	残留熱除去系系統流量	「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。				
残留熱除去系	残留熱除去系海水系系統流量※1	2	0 \sim 550L/s	493L/s	残留熱除去系の運転時における, 残留熱除去系海水系ポンプの最大流量 (493L/s) を監視可能。	1
	緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ※1	1	0 \sim 800m ³ /h	—※8	緊急用海水系の運転時における, 緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) の最大流量 (650m ³ /h) を監視可能。	
	緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) ※1	1	0 \sim 50m ³ /h	—※8	緊急用海水系の運転時における, 緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) の最大流量 (40m ³ /h) を監視可能。	
	原子炉圧力容器温度※1	「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。				
サプレッション・プール水温度※1	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。					
残留熱除去系ポンプ吐出力※1	「⑩水原の確保」を監視するパラメータと同じ。					

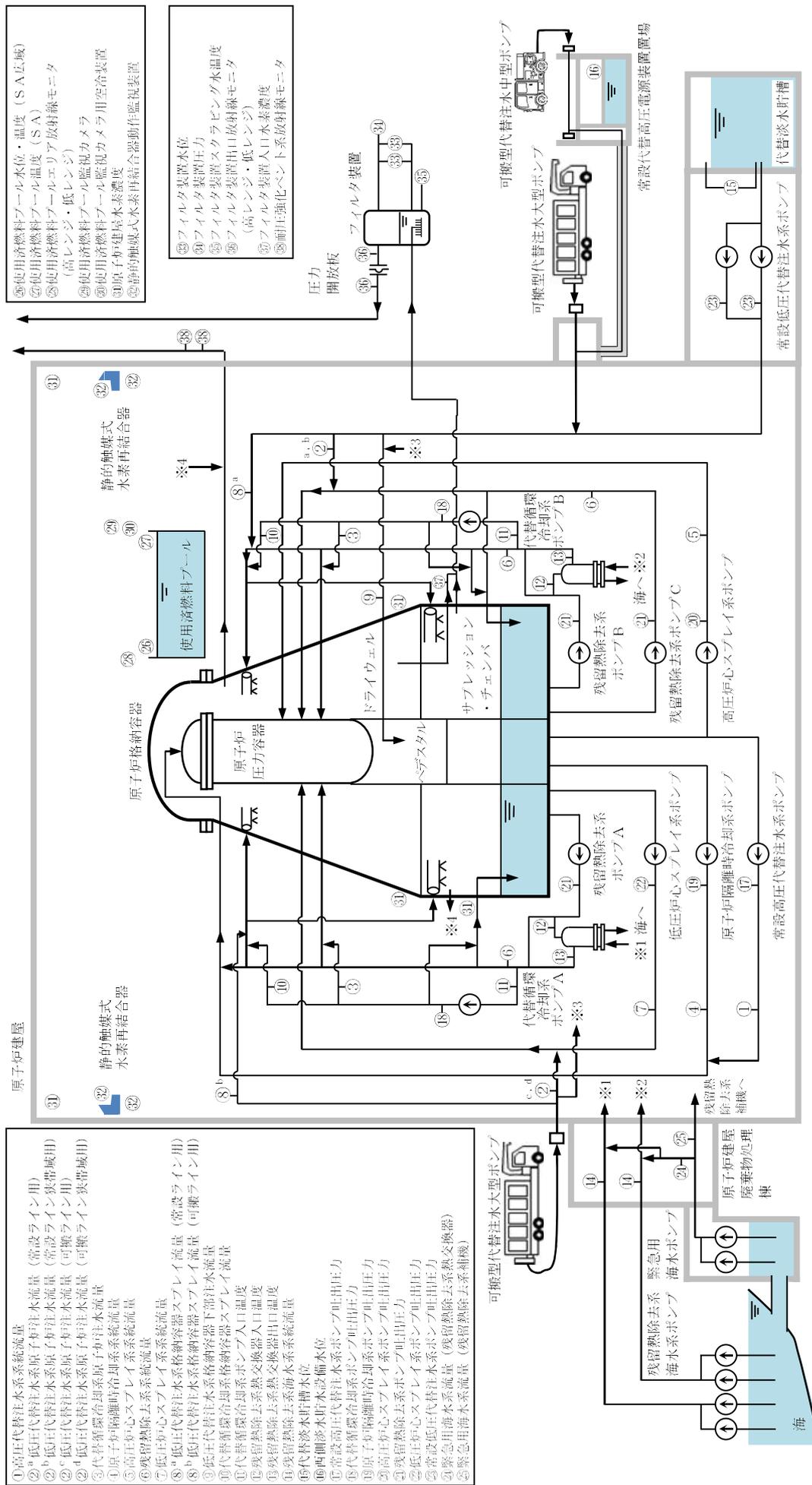
⑩最終ヒートシンクの確保

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

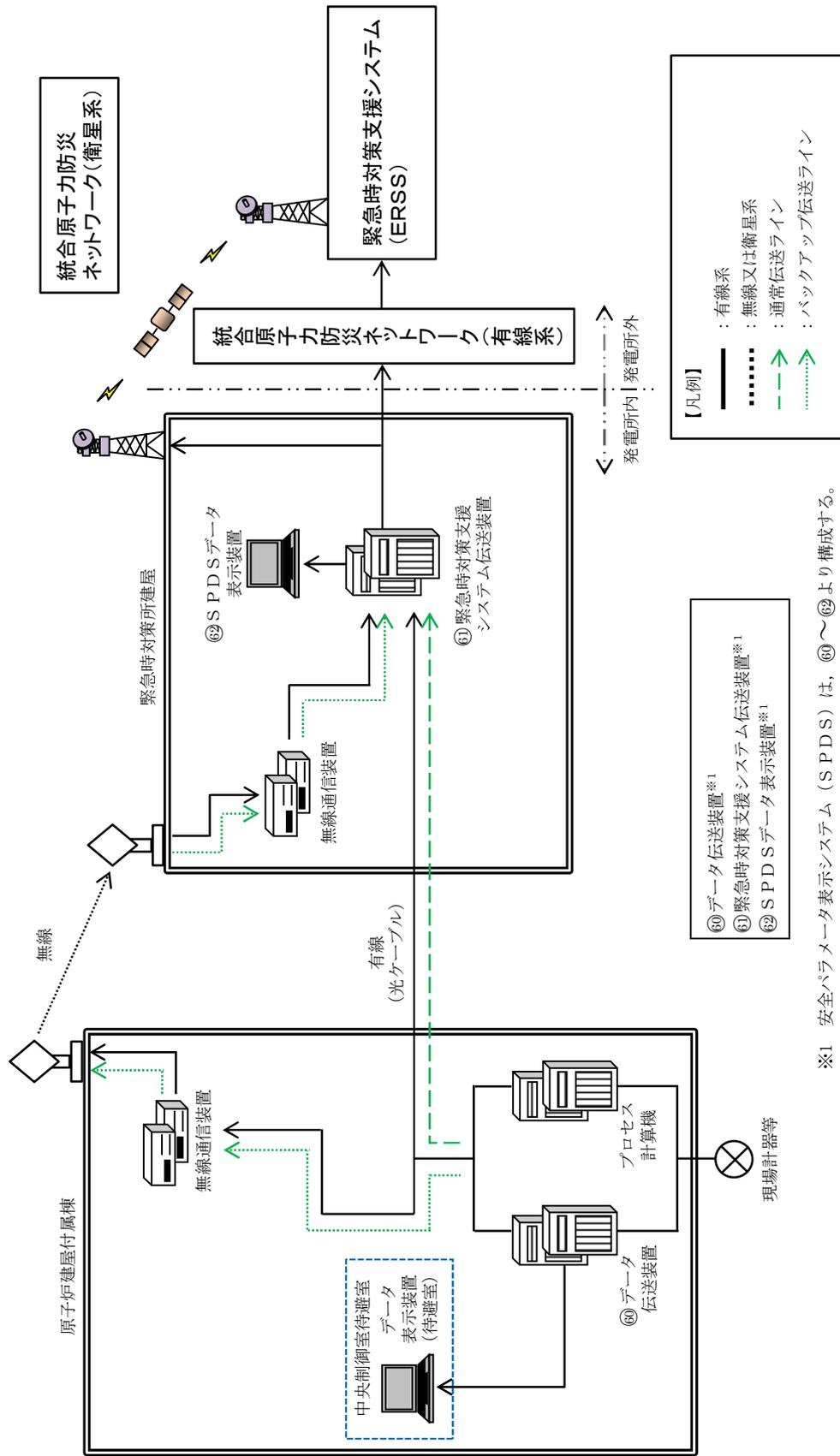
分類	主要パラメータ	代替パラメータ※1	代替パラメータ推定方法
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブレーション・プール水温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度、サブレーション・プール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
残留熱除去系	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系海水系系統流量 ②緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ②緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系海水系系統流量又は緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) , 緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 推定は、残留熱除去系熱交換器入口温度を優先する。
	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出力	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 「」は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。



第 6.4-1 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (1)
 (監視機能喪失時に使用する設備)



第6.4-6図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (6)
(パラメータ記録時に使用する設備)

添付書類八 8章を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
** 8-8-2	下5	格納容器圧力逃がし装置__の排出経路における…	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排出経路における…
** 8-8-2	下4と 下3の間	(記載の追加)	なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは[] []の設置をも って廃止する。
** 8-8-7	下5	…に記載する。__	…に記載する。重大事故等時の耐圧強化ベント系の放射線量率を測定するための耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。
** 8-8-7	下5と 下4の間	(記載の追加)	なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは[] []の設置をも って廃止する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
** 8-8-10	下 8 と 下 7 の間	(記載の追加)	別紙 8-8-1 を追加する。

なお、*を付した頁は、令和元年9月24日付け、総室発第69号で申請した頁を、**を付した頁は、令和2年11月16日付け、総室発第78号で一部補正した頁を、***を付した頁は、令和3年2月19日付け、総室発第109号で一部補正した頁を示す。

d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ

兼用する設備は以下のとおり。なお、耐圧強化ベント系放射線モニタは

の設置をもって廃止する。

・計装設備（重大事故等対処設備）

個 数 2

計測範囲 10^{-2} mSv/h \sim 10^5 mSv/h